

第百二十六回国
参議院運輸委員會會議錄第四号

平成五年四月二十日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月十二日

堀 利和君

補欠選任

糸久八重子君

四月十三日

堀 利和君

補欠選任

堀 利和君

四月十五日

堀 利和君

補欠選任

堀 利和君

四月十六日

堀 利和君

補欠選任

堀 利和君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

高桑 栄松君

二木 秀夫君

松浦 孝治君

櫻井 規順君

広中和歌子君

伊江 朝雄君

泉 信也君

上杉 光弘君

鹿熊 安正君

河本 三郎君

山崎 正昭君

西岡瑠璃子君

測上 貞雄君

堀 利和君

安永 英雄君

国務大臣

運輸大臣

政府委員

運輸大臣官房長

運輸省鉄道局長

運輸省海上技術

安全局長

運輸省航空局技

術部長

気象庁長官

気象庁次長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

建設省河川局河

川計画課長

消防庁防災課長

参考人

東北大学名誉教

授

日本テレビ放送

網株式会社取締役

役報道局長

石川 一彦君

鈴木 次郎君

本日、高桑栄松君

の出席要求に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

まず、参考人の出席要求に関する件についてお

諮りいたします。

気象業務法の一部を改正する法律案の審査のた

め、本日、東北大学名誉教授鈴木次郎君及び日本

テレビ放送網株式会社取締役報道局長石川一彦君

を参考人として出席を求めたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(高桑栄松君) 気象業務法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしております。

これより参考人の意見聴取を行います。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席

いただきまことにありがとうございます。

両参考人におかれましては、それぞれのお立場

から本案に対する忌憚のない御意見を述べたい

だきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいた

します。

次に、議事の進め方につきまして申し上げます。

まず、参考人の方々からそれぞれ十五分程度御

意見をお述べいただきまして、その後、委員から

の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際はそ

の都度委員長の許可を得ることとなっております

ので、御承知おきいただきたいと存じます。

また、各委員の質疑時間が限られておりますの

で、どうか答弁は簡潔にお願いをいたしたいと存

じます。

それでは、まず鈴木参考人からお願いをいたし

ます。

○参考人(鈴木次郎君) 鈴木でございます。

本日ここで申し上げたいと思っておりますこと

は、まず気象審議会の答申十八号というのがござ

います。これに作成に参画いたしました者とし

てこれの簡単な御説明を申し上げたいと思いま

す。その後に、私が会長をいたしております気象

事業振興協議会というのがございまして、その

発足のこととかその後の活動のことを申し上げま

して、最後に気象事業振興協議会としてのこの法

案に関する意見と申し上げます。希望と申しま

す。どうか、それを申し述べさせていただきます

と思っております。

まず気象審議会の十八号答申でございますが、

これは平成四年三月に気象審議会から出されたも

のでございましてけれども、まずこういう答申を出

すようになったバックグラウンドを少し申し上げ

ますと、最近では国民あるいは社会からの気象情

報に関する要望というのが大変多種多様になって

おります。例えば非常に局地的なものが欲しいと

か、あるいは非常に長期的なものが欲しいとかい

ろいろな御要求が出てまいります。端的に申しま

すと、欲しいときに欲しい情報をくれ、こういう

御希望がございまして。

一方、受けます側の、受け手側の体制がどう

なっているかと申しますと、御承知のようにコン

ピューターネットワークであるとか、あるいは個

人レベルに至りましてもファクスであるとかある

いはパソコン通信であるとか、そういうものによ

りましてそういうものを受けるといふ状態が結構

できております。

三番目に、それではそういった非常に多様な、

あるいは局地的なとか非常に短期的なものに対す

る予報技術と申しますか、自然科学的な意味でそ

ういうものが可能かと申しますと、これもメソ量

的予報という言葉でよく呼ばれておりますけれど

そうかつてまいますと、どうも内容が全然わからぬ。全然というのは極端かもしれませんが、かなりわからない部分が多い。そうしますと、私も一体この法案に賛成なのか反対なのかと言われましても、賛成とも反対とも言いがたいわけでございます。そこで、これでは困るということで気象庁長官あての要望書というのををつくりまして、今申し上げたように内容がよくわからぬ、これでは賛成も反対もしようがないではないか、今後はそういうことのないように、つまり私ども協議会の趣旨に沿って、というの協議会発足のときには気象庁長官からもごあいさつをいただいているわけでございますので、そういった趣旨に沿ってやるようにしていただきたいという要望書

を出したわけでございます。この要望書のコピーは諸先生方のお手元に前に差し上げてあるかと存じますが、そういうものを出したわけでございます。

その出しました後で気象庁長官、総務部長その他の方々と懇談をいたしました。その懇談の中で、気象庁側としては今までのいろいろな点があったのは認めるから、それは今後は十分そういうことがないように気をつけていくつもりであるというお話がございました。なお、同趣旨のものはその後私どもも文書としていただいております。

非常に簡単に申しましたが、これが大体現在までの経過でございます。

そういたしますと、こういったような現状をもとにいたしました私ども気象事業振興協議会としてこの法案に対してどう考えるかと申しますと、うと、法案そのものに真つ向から大反対ということではございません。決してそうは申してはおりません。しかし、我々としては法案自体にイタズプリシットにと申しますか、出ていないことについてのいろいろな希望があるわけでございます。

この法案の主な点二つかと思っております。その二つについて限定して申し上げますと、例えば予報士というものをつくるといふことになっていく。予報士をつけた場合に、私どもの考えは、予報士というのは試験を受けてなるわけでございす。したがって、予報士のレベルというものは最低限ある程度そこで担保されているではないか。だとしたら、予報士の行う予報というのは最大限に自由化をしていただいてよろしいのではないかと。そういうふうにしていただきたいということでございます。

第二番目に、支援センターというものが書かれております。この支援センターというの、これは新しい法人をつくるのかどうかその点もまだ明確でございせんけれども、私どもとしては何も新しい法人をつくるということに固執する必要はないんでないか。要は何かと申しますと、多様

で豊富なデータを安く配信していただける、そういうようなことを主眼にしたものを考えてそういう体制を考えていただきたい、こういうことになるわけでございます。

もう少し端的に申しますと、今回の法律が細則等まで入れまして民間の事業を圧迫するようなことは絶対に避けていただきたいということ、あるいは言葉をかえて言いますならば、十八号答申の精神をそのままストレートに生かしたようなものになっていただきたいという希望でございます。

もちろん私どもとしても、気象庁と協議をするべき点は十分協議をいたしまして、言うなればそういった細かい点まで含めて両者の納得の上でこの法律が施行されるようになるということを希望しているわけでございます。

大体、申し上げたいことは以上でございます。御清聴ありがとうございます。

○委員長(高桑栄松君) ありがとうございます。

次に、石川参考人をお願いいたします。

○参考人(石川一彦君) 石川でございます。

先生方御承知のとおり、気象業務法十一條等によりまして、私ども報道機関は負託を受けて国民に気象情報を知らせ、あるいは災害時などに緊急の情報を出すというような任務を担っております。そういう報道機関としての立場から、若干私どもの考え方を述べさせていただきますと思ひます。

今鈴木先生から非常に広い範囲でお話ございましたので、若干重複することがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、事の発端でございます第十八号答申、私どもはこの十八号答申に盛られている基本的な精神、これは表現で言いますといろいろあります。象情報サービスをやっていきなさい、あるいはよりきめ細かい精度の高い情報を提供しなさい、あるいは先ほど先生もちょっとおっしゃいました、欲しいときに欲しい情報の入手を可能とする

ような情報提供の体制をつくりなさい、いろいろございますが、総括して、気象情報もより自由化して、もっと自由な情報提供が報道機関に限りませんが、できるようにしたらどうかという精神が全体として盛り込まれていたというふうに理解しております。

この答申十八号については、私ども報道機関としても非常に歓迎すべき内容でありまして、我々が希望をしていた情報の自由化ということについて、具体的な案が待たれていたということでもあります。

現在の気象情報について、私、テレビでございますので若干テレビに偏るかもしれませんが、どんな状況にあるかと申しますと、具体的な数字はちょっと申し上げられませんが、回数、つまり一日の中での天気予報の、気象情報の回数、あるいは時間の長さ、あるいは内容、それから映像にかんじても、もう数年あるいは十年前に比べればはるかに量もふえ質も高くなっております。これは当然今までの、従来非常に気象情報というものが単純な簡単な形で行われていたのが、視聴者のいろいろな国民全体のニーズが非常に高まってきた。

どういふことかと申しますと、やはり単なる一般的な気象情報だけではなくて、もちろん局地情報も必要だし、あるいはいろいろな生活に関連した、生活の中で気象情報が必要だということと当然関係があるわけであります。そういうところからこの十八号答申が出たわけでありますから、先ほど申し上げたように、私どもとしては大変歓迎すべきことであつたわけではあります。

しかしながら、先ほど鈴木先生がおっしゃいましたように、私どもが答申に基づいてつくられる法律というものを拝見しましたときに、その精神がどこら辺にあるのか、実は理解できなかった。具体的な方策、先ほどから申し上げているような気象情報の自由化ということに関連するような具体的な方策がどこにあるのか、その法案、非常に骨子みたいな、骨格みたいなものでございますが

らあるいは当然かもしれませんが、我々には理解しにくかったということがございます。

したがって、先ほど先生おっしゃったように、我々は気象庁側に、具体的にどういふふうになるんだ、具体的に我々はどう受けとめたいのかというふうなことを何遍も伺ったわけですが、今、今この具体的なお返事をいただけないというのが実情でございます。

ただ、当初、この法案、法律改正の端緒となった時期に、何といひましようか、検討されていた時期に、気象庁の方から気象情報の有料化というお話が出ました。これは実は後に気象庁が撤回したといひましようか否定をいたしましたので、現在是有料化というのではない。これは気象庁側も私ども報道機関に対して文書などでも確約しておりますので、ないということになっておりますが、当初そういうこともあったりしたもので、それから、我々としては非常に不安という、今度の法案改正の具体的な内容についてどうなっていくのか見当がつかないという部分がございました。

さらに、資格制度、今気象予報士という言葉で言われておりますが、資格制度に関してもこれも実は非常にわかりにくい。例えば、私どもの気象情報を読むアナウンサーまでも資格が要するのか、あるいは気象情報を記事にする記者も資格が要するのか要らないのか、そこら辺から始まりまして、今のところはそのあたりは要らないんだという説明をいただいておりますけれども、それじゃ気象予報士というのは一体どういふことなのか、我々報道機関にとつてどういふ関係があるのか、そこら辺も非常にわかっていないというのが実情であります。

私どもは、先ほど先生がおっしゃったと同じ、したがって法案そのものに賛成あるいは反対というふうな意思を表明できないでいるという、どっちでもないということではなくて、部分的にせよ、あるいは全面的にせよ、何らかの意思を表示したいのですが、それができない状況にあるというところが一つ大問題としてございます。

さらに、今まで申し上げたように、細目について我々は説明を受けていないものですから、極めて不安というか、ちよつと言葉は過ぎるかもしれませんが、気象庁に対する不信感というようなものが若干底流としてあると言わざるを得ません。

氣象庁のために若干申し添えるならば、先ほども申し上げたように、何回かの説明の中でいろいろ、こういうことはしないんだ、御心配の点はなないんだというような御発言も幾つかいただいておりますから、今ここで特にそこをあげつらうつもりはございません。

いずれにせよ私どもとしては、国民の期待に沿うような情報を出すために、今度の法案改正あるいは細目我々にとつて非常にそういう情報を提供するためにメリットがある、これは経済的メリットではなくてメリットがあるというものであれば素晴らしいというふうに考えておりますけれども、そうなるかどうか実は我々もわかりませんで、正直申しましてこの委員会の御審議がある意味では期待しているところでございます。

報道機関としての立場から今お話しをいたしたけれども、今後の問題といたしましては、私どもはいわゆる有料化、有料化といましてもいろいろ考え方がございまして、実費は取るんだというようなお話もございます。この実費が一体何であるのか、ここら辺もわかっておりませんけれども、少なくとも、有料化であろうと実費であろうと現段階より、私どもも一つの経営をしておりますので、莫大なコスト増になるというようなことは絶対にやめてほしい。これは先ほどから申し上げているように、我々の責務を果たすために、そういうことはやめてほしいということが一つでございます。

それから、資格制度に関しまして、これも重複になりますけれども、報道機関にとってメリッポトのある資格制度の導入であればこれは決して反対はいたしませんけれども、その資格制度ができた場合に、その資格制度の中で制限を受けるんで

はないか、私どもは逆に、自由化じゃなくて何らかの制限を受けるんじゃないかというような不安もございます。そこら辺についてまだまだ不安感というのが残ったまま現在に至っているという状況でございます。

簡単ですが、私の方からは以上でございます。

どうもありがとうございます。

○委員長(高桑栄松君)　ありがとうございます。

以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○櫻井規順君　日本社会党・護憲民主連合の委員の櫻井規順であります。どうぞよろしく願います。

第十八号の氣象審議会の答申もよく読ませていただきました。答申として立派な答申だということに思うわけがあります。特に、こういう高度情報社会の時代の氣象情報のあり方という点ではかなり言い尽くしているのではないかというふうに思うわけがあります。

それを受けて今度法案化をされたわけでありま
す。大別いたしまして、気象庁固有の一般国民に
対する天気情報、それからもう一つは防災関係の
情報のあり方、そして気象サービス事業者に対す
るあり方、こういう三つの大綱に分ければなっ
てるかというふうに思うわけであります。

問題は、今度の法案が十八号答申を受けて法案化するべきことをすべて盛り込んでいるかどうか。一般国民向け、あるいは気象防災システムのものの法案化ということは今後の課題なのか。それ

○参考人(鈴木次郎君) お答え申し上げます。

今後の防災関係のお話でございますが、私どもとしては、現在は防災というよりもむしろ災害情報という点に重点が置いてございまして、それを防災対策に生かせるようにいろいろなことをしなさいと。例えば、一元化をした方がよろしいでしょうとか、あるいは各機関とネットワークを組んで非常に迅速に正確にいくようなことを考えた方がいいでしょうというのが十八号答申だと思えます。その点に關しましては氣象事業振興協議会でも別に反対はございません。やはり災害情報というの是一元化した方がよろしい。これは外国の例を見ましてもそういうことになっているところが多々ございますので、その方がいいであらうと思っております。

ただ、それが生かせるシステムになっているかどうかということは、ちょっと私ども今まで検討した範囲にございませんのでよくわかりませんが、私個人として審議会の中でいろいろ御議論を

した中には関係官庁の方もおいでになりましたが、いろいろ各関係官庁あるいは市町村その他のところでは防災に対する対策を立てていらっしやつて、場合によるとそれによるコンピュータシステムとかネットワークとか、そういうものそれぞれにつくっていらっしやるようでござ

います。だといたしますと、それをうまく結びつけてやるならば、そういう防災対策上から見ましても非常にうまくいくのではないかというふうには私は考えております。

存じ上げませんし、もしもだめな点があれば今後いろいろなさるのがよろしいのではないかというふうに考えております。

なお、これから以後の先生方の御質問に対しま

しても、実は現在までに気象事業振興協議会というものですべて細かいことに關して統一的な意見が決まっているわけではございません。したがいまして、ある部分は私個人、鈴木個人の意見というものも入れて御返事するようになるかと思いま

すが、その点お含みおきいただきたいと思ひます。

以上 御返事申し上げます。

○櫻井規順君 私の今の質問はどちらかというと、気象審議会の第三部会でしたが、先生の部会の方の、部会長さんの鈴木先生に対する質問として受けとめていただきたいと思います。

しつこいですが、今の繰り返しになりますか。
気象事業者向けの法改正は今度の法案で大体網羅
されていますでしょうか。

それから、今おっしゃった、ちよつと専門外かもしれませんが、防災のための気象情報の一元化というふうに見てみた場合に、法改正というところには関係ありませんでしょうか、どうでしょうか。わかる範囲でもちろん結構なんですが、いかがでしょうか。

○参考人(鈴木次郎君) 民間事業者に対して網羅されているかどうかということでございますが、

法律の文面だけ見ますと網羅されていると言ってもいいかもしれません。ただ、要するに、網羅されていないのではないかと感ずるようなところ、あるいはわからないようなところというの、は、省令、政令その他以下の方に全部任されているということになっており、それが省令な

り政令なりをつくった段階で抜けないという保証は必ずしもないわけでございます。私どもとしまして、もしも、万一気象庁さんがお気づきにならない点があれば、こういう点が抜けていますよというところは申し上げるつもりですけども。したがって、私実は法律素人でよくわかりませんが、非常に骨子だけ、骨格だけという意味で言うならば、網羅されていると言ってよろしいのかとも思います。ただ、問題は中身だということふうに考えます。

それから、防災対策云々の件でございますけれども、気象に関する防災的な情報と申しますと、気象庁が出しております注意報、警報などがそうだと思いますが、そういった注意報、警報等に關しては現在でも出せるのは気象庁だけでございま

す。一元化でございます。したがって、それが改正されていないということはやはり一元化されているんだというふうには私は理解しております。したがって、中の取り扱いとは別として、その面に関して法律自体を変える必要は恐らくないのではないかと、これは素人が大変勝手なことを申し上げますけれども、そういうふうにご感ぜております。

以上、お答え申し上げます。

○櫻井規順君 どうもありがとうございます。
今度の法改正は、鈴木先生が会長をおやりになっておりますこの気象事業振興協議会に参加されているいわば皆さんの事業活動を活性化するために、その皆さんが求めているものにもろにこたえ得る法律だというふうに私も当初、今も理解をしているわけでありまして。

ところが、振興協議会の皆さんからや理解、コンセンサスが得られていないかの情報がたくさん入ってくるわけでありまして、振興協議会に御結集の皆さんにいわばサービス強化、気象庁のデータの公開、情報の提供、その事業展開のいわば保障、その法律が今日までの過程で振興協議会と、かなりの時間があったわけですし、去年の十一月五日で二月の国会提案という、確かに時間がないわけですが、今日までの時点をとればかなり時間があつたというふうに思うわけでありまして、どんな合意のための作業がなされたのでしょうか。

そして、特に航空会社はともかくとして、気象業者の皆さんもなかなか手放しに歓迎の意向を示さない事情は、政省令の細目がわからないということや今御指摘があつたわけでありまして、しかし大体その辺のことは、専門家同士の話ですから合意に到達するというふうには思うわけでありまして、その経過はどんなふうだったんでしょうか。

○参考人(鈴木次郎君) では御返事申し上げます。

まず、その経過等につきましてでございますが、実は少なくとも気象事業振興協議会が発足す

る段階で、私も法律の改正を要するんだという理解はいたしております。私自身いたしております。そうではなくて、例えばの話でございますが、現在の気象業務法の十七条というのがあるわけで、法律の中に、これはいろいろ許可をしたら民間の方でも予報ができるというものでございまして、その許可基準をもっと大幅に緩めればできるんじゃないだろうかというふうな理解があるという御発言を聞いていたわけでございます。したがって、法律改正をするんだというお話をこの初めに伺いました。これは大変だということで、それから非常に回数も多く、部会で申しますと全部で五回ぐらいやっております。そういうことをやりました。したがって、機会としては非常にたくさんあつたというふうには理解しております。

その際に、全部ではございませぬが、気象庁の方も来ていただきましてやつたわけでございます。ところが、先ほど申しましたように、細かいこと、私も非常に気になることを伺いますと、それはまだ決まっていないう御返事しかいただけない場合が非常に多いのでございまして。

この法律それ自体、文言だけ素人なりに読みますという、これはおっしゃいますように、民間の気象事業者を大いに支援したり、大いに活性化したりということも可能でございますが、私はそうだと思います。その下の省令、政令等の決め方いかんによつては、場合によつては圧迫することだつて不可能ではないという感じがいたします。

例えば、先ほど申しました十七条というのは全然手が触れられておりません。それじゃ、許認可条項を緩めるのか緩めないのか、あるいはどういうふうに緩めるのかということについてはまだ決まっていないうお話。これがもしも今までと全く同じだといふとどうなるかと申しますと、片一方では試験を受けて予報士をつくらなければいけない、その上に現在のものが加わるということになりましてこれは現在より悪くなる、私

どもの目から見ても悪くなることだつて不可能ではございませぬ。私は決して気象庁さんがそういう意向だと申し上げているわけではございませぬけれども、そういうことだつて可能なんです。ですから、問題はその中身なんだというのが私どもの考えでございます。

その中身について伺いますと、それは決まっています。それは後で御相談をして決めますという御返事しかいただけないわけなんです。こうなつてまいりますとだんだん、先ほどの極端な例でございますが、悪く言えばある程度の不信感といひますか疑心暗鬼と申しますか、そういうものが民間の方々の中に生まれるのもこれもやむを得ないかと思ひます。そういう疑心暗鬼みたいなものをとにして考えると、今もろ手を挙げてこの法案をぜひ通してほしい、あるいはほんとにやつてほしいと言うだけの元氣は出ないわけではございませぬ。

したがって、私もとしても全員一致でこれは大変結構であるということには申し上げかねますと、それから今後のいろいろなことを見なければわからない、必ずしも全面的に大万歳だということには言えないというのが実際の状態かと思ひております。

○櫻井規順君 そうしますと、政令、省令は後に出るものでございませぬが、しかし輪郭は、イメージが明確になされていなくてまづいというふうには思ひます。

運輸省のこれ以上の許認可事項をふやすというふうなこと、あるいは運輸省直系の財団法人的なものをこれ以上ふやすことは適当ではない、こう私も考えているわけでありまして。十七条が残ります。予報士制度が設けられる。それから、運用の過程で期待するものとして、十七条の許可の手続をかなり簡素化するとか、あるいは予報士制度を国家試験ではなくてもっと他の緩やかなアメリカ型のものにするとか、そういう解決がかなり解消はされるのでしょうか、簡潔に御答弁いただければありがたいと思ひます。

○参考人(鈴木次郎君) 十七条関係の届け出だけではない、許可条件みたいなものも非常に緩やかにしていただければよろしいかと思ひます。

それから試験の問題でございますが、予報士の問題でございますけれども、これは十八号答申では、民間でなければいけぬとあるいは国家でなければいけぬといふことは必ずしもはっきり書いてございませぬ。これは、どちらがより現在の社会に合うかという問題ではなからうかと思ひております。ただ、現在提出されております法案では、気象庁が指定した試験機関がやる、やうなっております。

○櫻井規順君 次に、石川先生お願いいたします。

今度の気象業務法の改正で気象庁の情報の公開ということ、あるいは気象事業の自由化と言つたらよろしいか、公開との自由化というのは前進をしますでしょうか、いかがでしょうか。どんなふうになつていまして、いかがでしょうか。最初にそのことを簡潔に御答弁いただければと思ひます。

○参考人(石川一彦君) 先ほど申し上げましたように、それも実はわからない、私もにとつて見えてこないというところが実情でございます。私も非常にそこら辺が気になると思ひます。けれども、何遍もいろいろ伺いたつたんでございまして、まだ御返事いただいていないという状況でございます。

○櫻井規順君 あと、気象情報のサービスの料金の問題または有料化の問題でございますが、今までは気象庁が気象協会を通じてやつていた、今度は明確に法律事項で指定法人を決めてそこでやる。そうすると、大変スケールの大きいやつぱり気象協会にならうか、そのイメージははっきりつかめませんが、全国ネットをつくるわけですから大きなものにならうと思ひます。そうすると、そこは当然独立採算の収支の会計が確立されなければいけない。そこで料金の問題が出てくるというふうには思ひます。

それで、報道関係と気象庁、国との関係ではこれは従来のものを越えるような料金の加算があつてはならないというふうに思うわけでありますが、現行の報道機関への情報は気象庁直あるいは気象協会から来る、それはどういうルートになつていきますでしょうか。そして今の料金はこういうふうに決まっているのか、簡潔に御説明いただければありがたいと思います。

○参考人(石川一彦君) 細かく言いますといろいろ複雑なのでございますけれども、一言で申し上げますと、気象庁から直接来る情報と、それから気象協会など気象業者からある程度加工をしていただいている情報、この二つに分けることができますと思います。

当然のことながら、地震であるとか災害情報は気象庁からダイレクトに参ります。これは一刻も早く放送すべく体制ができております。気象情報、いわゆる天気予報などに関してはこれは社によつて対応が違ひまして、気象協会など気象業者を全面的に通してあるところもありますし、部分的にお願ひをして例えば局地予報についてやつていただいているとか、そういう社もございまして、一概には言い切れません。

以上でございます。

○櫻井規順君 今の料金はこういう仕組みで、どういう考え方で決まっているか、御回答いただけますか。

○参考人(石川一彦君) 料金と申しますと……。

○櫻井規順君 料金という言葉が適切でないかもしれないが、気象庁の情報の中にコストを支払うような、原価補償のようなお支払いはあるんでしょうか。

○参考人(石川一彦君) 気象庁に対してはそれはございません。

○櫻井規順君 今度新しく指定法人が決められて、料金という問題は全体的には当然出てくるというふうに思うわけでありまして、その新しい指定法人ができて料金が決まると報道関係だけ無料化ということとは、気象庁との直の関係ではなくなる

わけでありまして、どうしても料金の問題が出てくるというふうに思うわけでありまして。

その場合に、報道関係に一定のコストを使つて、支援センターはコストがかかると思うわけですが、そのコストの補償については、ちよつとえげつない質問になつて恐縮ですが、どんなふうにお考えになりますでしょうか。

○参考人(石川一彦君) 気象庁さんからは、現在気象庁が出している情報に関しては、今後それを有料化したり料金をとったりすることはしないというふうなことは確約をいただいております。

問題は、これからさらに情報が高度化していった場合に、そのコストがどうなるのかについては今のところ御説明がないという状況でございます。これは私どもの想像では、そういう高度情報に関しては、やはりその新しい法人なりあるいは気象協会がそれをまた加工して私どものところに流すということになりますと、これは場合によりまして、コスト高ということとは十分考えられるというふうに感じております。

○櫻井規順君 災害情報を気象庁なり法人から有料で買つて出すというふうなことはこれはもう考えられないことでありまして、出すといつても、おたくの方ではじゃ広告並みに料金を請求しますと言へばそれまでになつちやうわけですが、そういう話はやめにして。

問題は、気象情報をおたくの方で特にテレビでやる場合にスポンサーがおつきになる。そうすると、一定の収入はそこで保障されるのではないかと。そういうスポンサーの広告料といふものは、それはどういふ判断でおやりになつておられるのかお聞かせいただけますか。

○参考人(石川一彦君) この問題も当初、放送にせよ新聞にせよ気象庁から無料で情報をもたらして、新聞の方はちよつと違ひますが、テレビの場合、それをスポンサーからお金をもらつて売つておるではないかというふうな議論といひましようか、そういうふうなことを言われる方もおりました。

これはちよつと仕組みを御存じない方の御発言でありまして、私どもはもちろんスポンサーから制作費という形で料金をいただいておりますけれども、これは例えば情報を得るための入力設備、これはかなり莫大な数字になります。そういうものであるとか、あるいはそれを映像化するために、最近コンピュータグラフィックなどを使つていろいろな形で映像化しておりますが、そういう経費あるいは人件費、このあたりを制作費としてスポンサーからいただいておりますので、気象情報というふうな形でスポンサーからいただいておりますので、こちら辺は誤解があつたやうでございます。

○櫻井規順君 そうすると、他の広告に比べると天気予報等のあれは安くなつていくという理解でよろしいわけですか。

○参考人(石川一彦君) それはちよつと比較が難しいんですが、例えば交通情報であるとかいろいろな情報を私どもも受け取ります。その情報を何らかの形で加工して視聴者にお知らせするわけですが、けれども、そういうものと比較すれば同じでございます。ただ、例えばドラマをつくる場合と比較するといふこと、なかなかこれはちよつと比較ができませんのであれだと思ひますけれども、今の答えでよろしうございませうか。

○櫻井規順君 あと、気象庁の方も運輸省の方も、ひまわり五号の打ち上げとか、平成七年あたりを展望して会計上もかなり思案をしていられるやうでございます。そういう状況の中で、無料化を推進していくわけでありまして、無料化というのは、特に報道関係との間で必要だといふふうにお思ひます。しかし、新しい指定法人のコストに当たるやうな部分について、報道関係会社あるいは協議会と合意の上で形成するといふことが保障されれば、一定のコスト補償程度の料金というものは考えられることなんでしょうか。

○参考人(石川一彦君) それはケース・バイ・ケースだと思ひますが、我々はそれが先ほど冒頭に申し上げましたやうに、国民のためにメリット

があるというふうに感ずれば当然そういうこともあり得るものと思ひます。

○櫻井規順君 どうもありがとうございました。

以上でございます。

○広中和歌子君 きょうは貴重なお時間を割いて、大変いいお話を伺ひまして、ありがとうございます。

まず鈴木参考人にお伺ひいたします。

まず、支援センターについてでございますけれども、新しい法人をわざわざつくる必要があるのかどうかということについて御意見を述べられましたが、現在の体制でやる場合ですけれども、どのような不都合があるのか。そして、許認可を緩めることで対応できるのではないかとおっしゃいましたけれども、もう少し具体的にこの点を御説明いただきたいと思います。

○参考人(鈴木次郎君) まず最初に、支援センターのことについて御返事申し上げます。

現在の体制でできるかと、つまり新しい法人をつくらなければいけないかということ、非常に徹底的に検討したわけではございませんが、例えば財団法人日本気象協会というのがございまして、これは全国のネットを持ってあります。ですから、全国的という面ではその気象協会を利用するといふことも考えられないことではないと思ひます。

問題は、あとは、それでは気象協会というものが今いろんな各種の細かい要求に対して対応できるだけの十分なものを持っているかといふと、恐らくこれは無理だろうといふことは言えます。それで、もしも無理だといふ点を強調するならば、何か新しくつくらなさいかぬといふことになるのかもしれない。

それから、これも私詳しくはございませんが、いろいろ伺つたところによりますと、気象協会といふのは現在必ずしも全部が全部公益法人というわけではないのでございまして、やはり営業といひますか、お金をもうける面も多少あるんだやうでございます。そういった面も、この法律の文章を見ますとやはり公益法人でないといけな

干渉れまされけれども、今までどおりであれば有
料化しないけれども、これ以上の細かいことを要
求したら有料化しますよと。有料化しますという
か、それは法人を経由するにせよ何にせよ、情報
の高度化というのは当然お金がかかるわけです
から、そういう形でますますそういうものは高く
なっていく。そうしますと、私どものいわゆるス
ポンサーからいただくお金、あるいは私どものい
わゆる基準から見た制作費コストを非常にオー
バーしてしまうようなケースも出てくる。その場
合に、私どもが先ほど申し上げた気象業務法十
一条などで負っている責務を負えなくなるような
ことが起こっては困るということでございます。

したがって、もちろん我々は民間会社でござい
ますからコストは安い方がいいわけですが、それ
も、しかしながら上質のものを出すためにある程
度のコストをかけるということは当然のことなが
ら考えますが、それが限度を超えて私どもがそれ
ができなくなるといふようなことになりますと、
やはり国民にとつて非常にデメリットとなつて
くるというふうに考えております。

○広中和歌子君 アメリカのケースですと、日本
の気象業者のビジネスというのが二百億だとした
ら、その十倍あるということでも、もし自由化に
なつた場合にはコスト面で非常に、消費者のニー
ズによつてではありますけれども、かなり大きな
ビジネスになるのじゃないかなんという予想を
持っているわけでございます。

最後に、ちょっと具体的なことなんですけれど
も、現在天気予報をやつてくださっているアナウ
ンサーの方ですけれども、その方たちは普通のア
ナウンサーなんです、それとも何か気象協会と
かあるいは気象庁からお墨つきというんでしょ
うか、そういうものをもらった方がやつていら
っしゃるんでしょいか。そして、今後は予報士の
方々がそうしたアナウンサーの役割を演ずるよ
うになるんでしょいか。そここのところの予想を
お願いいたします。

○参考人(石川一彦君) 現在はアナウンサーと、

それから気象協会あるいは気象会社の解説員とい
ましようか、そういう方の二種類に分かれてお
ります。

将来でございますけれども、これはちょっと先
ほど申し上げたように、気象予報士の性格が
はつきりしませんのでわかりませんが、今までの
御説明では、気象予報士そのものが画面に出て
おっしゃるというところではなくて、その
方々からいただいた情報をアナウンサーなりある
いは解説者が読むというふうなことでいうふう
に理解しております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます
た。質問を終わります。

○河本三郎君 鈴木先生、また石川局長、きょう
は早朝から御苦労さまでございます。私は自民党
の河本三郎でございます。

冒頭の意見陳述、またこれまでの御答弁をリ
ビートしていただくような形になると思ひます
が、確認のためにどうぞよろしくお願いいたしま
す。

今回の法改正では、気象予報士制度の導入、ま
た民間気象業務支援センターの設置、この二つが
大きな柱であると理解をしておりますが、この十
八号答申は天気予報の自由化を答申されたものと
思ひますが、その具体的な内容をお伺ひいたしま
す。鈴木先生お願いいたします。

○参考人(鈴木次郎君) 十八号答申の中身という
御質問かと受けましたんですが、先ほど申し上げ
たことの重複にならないように何か申し上げたい
と思ひます。

十八号答申というのにはある意味で自由化を目指
したものだということ、これは自由化という言葉
の定義にもよりますが、御質問のとおりかと
思ひますが、要するに、先ほど申し上げ
ましたが、非常にいろいろな種類の社会活動に緊
密に結びついている気象情報というのは、欲しい
方の側から申しますとどうしても非常に細かいこ
と、あるいはいろいろな要求が出るわけございま
す。私はこの局地のものが欲しい、隣の方はここ

のゴルフ場が欲しい、ある人はあしたあさつて
だけでいいから欲しい、ある方は一年間を通じて
の欲しいと、いろいろな御希望が出てくるわけ
でございます。それに即応したものをやるかと
申しますと、先ほど申し上げたように社会の中
のいろいろなネットワークであるとかあるいは科学技
術的に見た気象学あるいは天気予報に関する技術
の進歩というのを見ますと、それがうまくや
ればできるであろう、こういうことでございま
す。

そうだとしますと、できるんならやつた方がよ
ろしいというわけでございますが、非常に個別的
に出てくるものに全部国が対応するあるいは気象
庁が対応するというのは、これは不可能でござい
ますから、気象庁はやっぱり一般的な天気予報な
りなんなり、あるいは基礎的なデータなりそう
いったものをお持ちになって、先ほど申し上げま
したメソ量の予報と申しますが、そういったもの
に対してやつていただきたい。そういったものを
民間に出していただいて、民間はどうするかとい
いますと、これはお客様の要望に応じてそういう
ものを場合によつては調理加工して出すという
すか、売るといふことになりましか、そういうこ
とをするようにしたのがよろしかろう、こういう
ふうにおもうわけでございます。それが答申の内容
の中の一部でございます。

ただ、それをやるにときには、先ほど申
し上げましたが、例えば私個人でパソコン通信な
んかに入つておりました、それを勝手にどこかか
ら、有料、無料は別として得ることができるよう
になるわけでございます。そうしますと、私が勝
手なことを、それで余り科学的根拠のないよう
な天気予報をやりますと、それを一般向けにこう
ぞこうだぞというふうなことをやると、混乱を起
こす可能性があるわけでございます。現に、アメ
リカなどは非常に意味で逆のコースをたどつ
ておりまして、だれでも勝手にやつてよろしい
と、こういう形にいつ最近まで災害情報に至るま
でなつていたわけでございます。そのためにパ

ニックを起こしたりなんかという例もございま
す。そうなつてしまふのは困りますので、やはり
最低限の科学的なレベル及び先ほど広中先生から
御質問のありましたプレゼンテーションなんかの
技術も大事だと思ひますが、そういった種類のこ
とに関する程度の資格制度みたいなものは要
るんではないだろうかということ。

それから、先ほどは申しませんでした、現在
のいろいろ技術的な水準になりますと、データと
いうのが数値的なデータ、形で出てまいります
データ、あるいはそれをちょっとやりますと画
報、画像情報と言つたらよろしいんでしょいか、
グラフに書いたり、あるいは一日の温度のあれを
時間的にグラフに書いたり、最高温度というの
がいつごろ出ますよとか最低温度はいつごろ出ま
すよというふうなことも一目で見てわかるような
ものになるであろう。そういうふうなものにして
出したのがよろしいんではないかということも言
つております。そういうふうないわゆるコンピュ
ーターコンピュータと言つたらよろしいんでしょ
うか、そういったものに乗せ得るような形にして
出すということが可能になつてくるわけござい
ます。

そのためには、やはり先ほど申しました何らか
の意味のレベルの保証といひますか担保と申しま
すか、そういうものが必要であらうし、あるいは
気象庁さんがそういう細かいものに使えるような
データを全部出してくださる。殊に、現在どう
なつておるかとお申しますと、いろいろ気象庁さん
は天気図その他をおつくりになりますけれども、
その天気図に隠れてよく見えないような種類のも
のといひます、予報官の方々の知識と経験という
ものに基いてそれを加味していろいろ気象庁さん
は予報を出しておられるわけでございます。そ
ういたしますと、もしも私どもの言つていよう
なことになりますと、そういったような今までの頭
の中にあつたものも数値情報としてコンピュー
ターに乗せられるような形になり得るのではない
かということになります。

そうなるてまいりますと、データといってもま
ずもとは非常に多量にございます。その中の、要
望によつてはこの部分だけが欲しいとか、これ
をこういふふうにしたものが欲しいとかというこ
とになりますと、非常にきめの細かいデータ提供
をしなければいけない。それに十分たえ得るよう
な何かのシステムを考えたよろしく。そう
いうものをつくるためには要するに官と民が一体
になってやらなければいけないから、今後とも十
分相談をしてお互いの納得のいく形のものをやつ
ていってほしい、こういうのがごく大ざっぱに申
し上げて十八号答申の内容でございます。よ
ろしゅうございましょうか。

○河本三郎君 気象予報士制度の資格制度とか必
要性を具体的に教え願いたいんですが、鈴木参
考人お願いいたします。

○参考人(鈴木次郎君) これはある程度必要だと
私は考えております。なぜかと申しますと、全く
そういう資格がなくて勝手に自由化をいた
しますと、先ほど申し上げましたように、場合に
よつては個人レベルでも、あるいは個人でパソコ
ン一台持つていて事業所を名のことだつてでき
るわけでございます。そういうところがいっぱい
出てまいりまして勝手気ままなことをやられたん
ではこれは混乱がひどいというふうに考えます。
したがつて、いかなる予報を出すにせよ、ある程
度の基礎知識と言つたらよろしいでしょうか、そ
ういふものがあつて必要なんではないだろうかとい
うふうに考えます。

例えば、全然自然科学なんかに興味のない子供
なんかがお持ちしてパソコンを持つておりまし
て、そういうものを勝手勝手なことを言つて勝手
にやつてもよろしいかということになると、これ
は少なくとも現状ではそれだけの判断が一般の社
会でできるかという、ちょっと難しいかと思つ
ております。

したがつて、予報士というものが必要であるか
どうかということに関しては、私は何らかのもの
が必要であらうと思つております。これも実は十八号答

申を議論してありました段階では、予報だけに
限つたものではなくてもう少し、アメリカなんか
にはございまして、いろんな相談に応じたりなん
かをする気象士と言つたらよろしいんでしょ
うか、メトロジスト、つまり予報だけじゃなくて
もっと広い範囲のも考えてみたかどうかというよ
うな御意見もございました。ですから、十八号答
申には予報士という言葉は出ておりません。自由
化をするに当たつては何かの担保が必要であろ
う、こういうことを言つておられるわけございま
す。

○河本三郎君 気象事業振興協議会は法改正につ
いてどのようにお考えか。これは積極的に賛成す
る社は一社もないと聞いておるんですが、これに
ついて鈴木参考人お願いいたします。

○参考人(鈴木次郎君) これもどう考えるかとい
うことについては多少重複になるかと思つてい
ますが、お許しください。これは現在のところ
では決してございませぬ。これは一部間違つて伝
えられているところがあるようございまして、
あえて申し上げますが、それでは決してございま
せん。しかば賛成かと言われれば、賛成とも言
えない。なぜ言えないかといふと、要するに
私もが一番気にしていることは、省令、法令等
で出てまいります中身でございます。

先ほど最初に申し上げました例で申しますと、
予報士というものを定める必要が仮にあるとす
る。そうしたら、その試験をどのくらい難しくす
るか。余り難しくしたら結局非常に限られた人し
か通らないではないか。それから、うんと、め
ちゃくちゃに易くしてしまつたら完全自由化、
予報士なんかにならないのと同じではないか。こうい
うことが気になる。あるいは、予報士を設けて予
報を自由化するというんですが、例えば時間的に
どのくらい、長期予報までやつていいのかわ
るか。あるいは、局地の方はよろしいというん
ですけれども、局地というのはいくつかの悪い
だということになります。そういうことについて

のことがわからない限り、私も賛成とも反対
とも言いようがないというのが実情でございま
す。

したがつて、積極的に賛成の社は一社もない
ということ。気象庁長官への要望書に書きました
けれども、これは全くの事実でございまして、現
在も手を挙げてこれだいいからとどんでやつて
れと言つた社は一社もございません。それは確か
です。それじゃ、真つ向大土段につぶしてしま
い、これを言つておられるところがあるかとい
う、これもない。なぜないかといふと、先ほど申
し上げたように内容がわからないからでございま
す。内容がもう少し具体的にわかれば、会員の
中である方は賛成、ある方は反対、こういうこと
が言えるんじゃないかといふふうに思つてお
ります。

○河本三郎君 ありがとうございます。
それでは、次に石川参考人にお伺いをいたしま
す。

民間気象業務支援センターの設置に関連して、
報道機関は懸念を表明したと聞きますが、具体的
にはどのような問題か、お伺いいたします。

○参考人(石川一彦君) これも今鈴木先生がおつ
しゃつたようなことになるんですが、今センター
そのものに反対していませんけれども、懸念と
いうのは、具体的な業務内容が非常に不明確であ
るということが一つ。それから、先ほど鈴木先生
からもちよつとありました気象協会との関係で、
私も気象協会が万全というところは申し上げ
る気はございませんけれども、決して気象協会が不
満があるわけではなくて、従来どおりでも一向に
構わないといふふうな考えでいるわけです。さら
にもう一つは、いわゆる実費という形で実質的な
有料化がこのセンターを通じて行われるのではな
いかという危惧、こころが私どもが持っている
懸念でございます。

○河本三郎君 気象予報士制度の導入により報道
が制約されてしまうのではないかと聞いておりま
すが、これについてお伺いをいたします。

○参考人(石川一彦君) それについては二つの側
面があると思つていますが、必ずしも私どもは非常
な制約を受けるというふうには考えているわけでは
ないんですが、今のところ、私どもは気象庁ある
いは気象協会あたりから得た情報でも比較的調
達に情報を提供しているわけですから、これが逆に
気象予報士という形で免許制度というふうな形に
なると、私どものそういう多少調達をやつていた部
分さえ失われてしまうのではないかと、こういう
ことが一つございまして。

それからもう一つの側面は、これは先ほど
ちよつと申し上げましたが、そういう経路、つま
り一種の経費を要する経路といひましょ、コ
ストのかかる経路を経過しないと私どもが情報
を得られないということが、それが金銭的にある限
界を超えたときに我々の負担に耐えかねるとい
うことが出てくるんじゃないか、そういう心配があ
る。この二つの側面がございまして。

○河本三郎君 以上です。終わります。
○直嶋正行君 民社党の直嶋でございます。
まず鈴木先生にお伺いをいたしたいと思いま
す。

先ほど十八号答申の内容あるいは背景につ
いて、かいつまんで御説明をいただきました。私も読
まさせていただきましたが、答申の内容と今回の法
案と若干ギャップがある部分があるんじゃないか
と思つております。

一つは気象予報士の問題であります。先ほ
ども鈴木先生がお答えの中で、ある程度の知識を
持つ資格のある人が必要だ、こういうふうにお
答えでしたが、答申をよく読みますと、例えばア
メリカの検定制度を紹介したりしております。こ
の辺、本に例えれば局地予報をやる場合にそ
ういふ国家資格が必要なのか、これが一点です。
それからもう一つは、さつきおつしたよう
にいろんな局面が多分あるだろう。答申の中にも
多分またがる検定制度という表現が入つてお
りました。恐らく実際のユーザーのニーズに

よつていろんな局面で判断が迫られるだろう。そうすると、一つの国家資格的なもの、気象予報士のようなもので果たして一律でやるのが本当にこれからの民間のさまざまな需要に対応できることになるのかどうか、やや疑問を持つてはいるけれども、この点御意見を聞かせていただければと思います。

○参考人(鈴木次郎君) お答え申し上げます。

まず、国家試験でなければいけないかどうかというところでございますが、これは絶対に国家試験でなければだめというのではないのかもしれない。先ほどお話がございましたアメリカの例でございますが、アメリカは確かに民間のサティファイメントと申しますか、認証制度と言つたらよろしいのでしょうか、がございまして、ただ、アメリカのはもっと自由でございまして、この認証を受けていない人は天気予報をやっちゃいけないかというところでございまして、勝手にやつてよろしいのでございまして、ただ、テレビ等にお出になるときに、サティファイメントも二種類ございまして、この人は要するにどここの免許を持つた人でございまして、その前に置きますと、それは視聴者から見ますとそちらの方が信用が置けるという、いわばテレビ会社の宣伝に使われている面もなくて、そういう気がいたします。

日本の場合は、先ほど私が申しましたように何らかのレベルの保証あるいは担保というものが必要であらうというふうに私も考えておりますし、十八号答申でもそれを言っております。その何らかのというのは、必ずしも国のものでなければいけないか民間でなければいけないかということとは十八号答申では何にも言っておりません。

ですから、これは現在の日本の社会でどちらがよりよく受け入れられるか、あるいはよりよく機能するかということではないかというふうに私は考えております。ですから、民間であつてはいかぬとか国家であつてはいかぬということはない、

もちろん内容いかんでございますけれども。例えばアメリカの場合は気象学会がやっております。日本も日本気象学会というものは民間でございまして、けれども、そういうところでやるということだつて必ずしも絶対にいけないということとはなからうというふうに思っております。

ただ、国家試験ではどうしていかぬかということも私はよくわかりません。公平に行われるならば国家試験であつても、例えば技術士であるとか、あるいはもつと民間なことを申しますと、自動車の免許証から日本にはいろんなあれがあるわけでございます。その中で、現在のものに適用した場合に非常に悪く働くであらうというものになると思いませんか、どちらがよいかということとは、これは専ら社会情勢なりあるいは行政の考え方なりいろんなそういうものによつて決まられるのだと理解しております。

それから第二番目に、いろんな局面があつていろんな多様なものがあるんじゃないか。確かに十八号答申のときにはそういうことを考えました。あるいはそれを一括して気象士みたいなもので全部をカバーするというものも考えられるんじゃないかというお話もございましたけれども、全部をカバーするということになりましたとんだん難しくなつてだんだん通りにくくなります。それで、最初は私もあるいは気象庁さんなんかでもある程度幅の広いものをお考えになつた時代があるやに聞いております。私も考えたことがございまして。ただ、実際にそれをやりますと、だんだん難しくなつてくるとだんだんいろいろ御反対も出る。

一番影響が大きいのは何かと申しますと、やっぱり天気予報でございまして。予報が勝手気ままに勝手なことを言うというのではこれは困るであらう。コンサルタントみたいなものだったらいけないのかもしれないけれども、というのは、コンサルタントみたいなものに頼みに行く人がある程度考えられるわけでございます。ところが、予報を一般に出すということになりますと、これは頼みに

行かなくてもほとんど出しちゃうことだつてあり得るわけでございます。やはり予報というのが一番そういう意味では危険性が多いということで、予報士というものが最終的に予報士だけで生き残つたんだらうというふうに、これは気象庁さんの腹の中を想像するとそういうことになるわけでございます。

これで十分かと言われますと、必ずしも場合によつて十分でないものがあるかもしれません。もしもその弊害が非常に出てくれば、もつと広い範囲のものがあるいはもつと狭い範囲のもの、別の範囲のものを考えるような時代が来るかもしれないけれども、現在は恐らくそういうことではなからうかというふうに考えております。

以上でございます。

○直嶋正行君 もう一点鈴木先生にお聞きします。

先ほど来、要するに政省令の内容がよくわからないので判断できない。これは実は私も一緒でして、今我々も実は困つてゐるんですけれども、このことは別にしまして、先ほどのお話の中で特に要望という形でおっしゃつておられましたのが、多様で豊富なデータを安く提供できるようにしてもらいたい、あるいはこの内容によつて民間の事業が圧迫されるようなことになってはいけない、こういうふうにお話しされてはいたが、そういう視点で見ました場合に、今度の制度、どこが一番ポイントになるといふふうにお考えでしうか。その点お聞かせいただければと思うんです。

○参考人(鈴木次郎君) お答えいたします。

まず、多様で豊富なものを安くということでございますが、これは私も使う方の立場から言えば当然のことでございます。これに対して、どうも伺つておりますと、少なくとも最近までいろいろ気象庁の方の御説明を伺いますと、内容よくわからないんですが、何となく新しい法人をまずつくろふではないか、そこでやらせようではないかというふうな、これは多少私どもの勘ぐりもござ

いますので、げすの勘ぐりだと言われればそのとおりなのでございますが、そういうたような疑惑がなくもないというわけで、それで先ほど申し上げたような希望、要するに何れも法人を新しくつくるということに固執する必要はないじゃないか、どうしても必要ならそれは別ですが、そうでなくても、例えば豊富で多様なデータを安く配信できるようにするシステムがあるならば、そつちも考えに入れてもいいんじゃないかということを考えております。

それから第二点でございますが、民間を圧迫しやしないかと、こういう話でございます。これも内容がわかりませんが、民間を圧迫するかどうかは要するに下の内容いかんだと思います。

例えば、これはアメリカとの対比で申し上げるといいかもしませんが、アメリカでは数年前に民間でやる事業は政府がやっちゃいけないということを決めたわけでございます。そのかわり、例えば災害情報などはシングルポイントと申しますか、一元化しなければいかぬとか、そういうことも決めてはありますが、とにかく民間の事業がやつてゐることを政府が同じことをやっちゃいかぬということを言つております。

その前に、今度の法律を見ますと、民間でやつてゐると同じことをやつてはいかぬということを書いてありません。むしろ逆に、見ますと、いろんな委託業務が受けられることになつてゐる。これも全くけすの勘ぐりで、気象庁さんがそう思つていらつしゃるというところは申し上げませんけれども、例えばこれを逆用いたしまして、そして気象庁さんがだんだんいろんなことを引き受けて、まあそれだけの人員もないと思ひますけれども、だんだん引き受けてだんだんおやりになると、これは当然有料でございまして、そういうことをだんだんどこどこやられますと民間は圧迫される。こういうことで、先ほどの試験士のほかにも、悪く考えればそういうことも全然不可能ではない。現在の法案だけを見ますと、そういうことにはなりません。

ですから、そういうことのないように、まあそんな極端なことではないと思いますけれども、いろんな意味で内容をかたいたしますと、これは申し上げても政府からしかれないと思いますが、少なくとも日本のお役人さんはかたかくたかくいろんなことをなさる傾向がございまして、非常にかたかくたかくやりますという、下手をすると民間を圧迫するということも不可能ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○直嶋正行君 では次、石川参考人の方にお聞きしたいと思ひます。

先ほど来いろいろお答えありましたので大体わかつたんですが、天気予報を報道機関が一般大衆に伝えるという立場で、今回の改正案で簡潔に言いますとこれは魅力的な内容になるのかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

○参考人(石川一彦君) 大いになり得るというふうに考えております。魅力的というのが、エンターテインメントと違いますから、そういう意味での魅力的ではございませぬけれども、やはり国民生活に必要な非常に多様なニーズにどんな、まだまだこたえていける。

御承知かどうかかわかりませんが、例えば私どもの局で朝の五時台に天気予報だけの番組をやっております。だけと言いますとちよつと語弊がありますがすけれども、要するに天気予報の番組をやっております。この中で例えば釣りの情報、釣りの場、きょう天気はどうとか、それからゴルフ場はどうであるとか、まあゴルフ場はちよつとあれかもしれませんが、等々の予報が非常に好評であります、ますますもつと細かい、また洗濯情報であるとかあるいは花粉情報であるとか、いろいろやつております。そういうニーズが非常に高まつてきておりますので、そういう意味で魅力的な番組にすることもできますし、また逆に言いますと、私どもの仕事からいまして、そういうニーズにこたえれば視聴者が見てくださるということになりますから、大変これも結構な結果になると

いうふうに考えております。

○直嶋正行君 終わります。

○高橋裕子君 日本共産党の高橋です。まず鈴木参考人にお尋ねいたしますが、今回の法改正の前提となつて、局地予報を民間事業等に役割分担させるということに関連してお尋ねいたします。

一つは、今まではごく限られた特定の人にしか許可されていなかった予報について、新たに局地予報について一般公表も含めて拡大されたわけですが、そのことによつて気象庁の業務が縮小されていくのではないかと懸念を国民として抱いておられるわけで、気象庁としては逆に一層精度の高い情報をきめ細かく提供すべきと考えるわけですが、この点のお考え方をお聞かせください。

○参考人(鈴木次郎君) 御返事申し上げます。

気象庁の業務が縮小されるのではないかとこのことをおっしゃいましたが、むしろ逆じゃないかと気がいたしてあります。つまり、今のままで例えば勝手にやってもよろしいということ十八号答申は言っているわけではございませぬ。例えばメソという、今よりもつと細かい天気予報を、何といひますか、天気のエレメントみたいなものをいろいろ計算したりなんかして出します、そういうことをやつて、センタを過すなり通さないなり、いづれにせよそういうものを民間に出すわけではございませぬ、どちらかというところはほかの仕事が減らない限り気象庁としては仕事が増えるというふうに思つていたんでございませぬけれども、仕事が増えるということは恐ろしいんじゃないかと思つております。その仕事のふえるのが労働組合さんや何かから見てうれしくないかというのとふえる性質じゃなからうかというふうに思つております。もちろん、それに対する人員等を手当てしてもらえればそれはまた別でございませぬが、そういうふうな考えております。

その一点でございましてでしょうか。まだございましてでしょうか。大変失礼でございませぬが。

○高橋裕子君 一層精度の高い情報を気象庁として提供すべきだというふうに考えるけれども、その点いかがでしょうか。

○参考人(鈴木次郎君) そのとおりでございませぬ。答申にも書いてございませぬが、気象庁としては現在よりも精度のいい、一般的な予報は気象庁自身がやつてくださるんですが、それに対してつと精度のいい、精度のいいというのは当たる確率も高いし、あるいは場所に関しても今で十分かどうか、あるいはもう少し県単位というものを分けた方がいいのかどうか、こういう問題もございませぬし、それからいろいろ長期予報あるいは時間的にも何時間先までやつた方がいいか。気象庁さんのことですから、これは民間会社と違ひましてどうとあれなんです、いつの時代になつても気象庁が発表する予報というのは、これは国が発表する予報でございませぬから、それだけ気象庁さんとしては責任があると思ひます。したがつて、それだけ厳密でなければいけないというふう

に思ひます。

つまり、民間会社の場合はお客さんがなくなつちゃうというのがございませぬけれども、気象庁の場合はお客さんがなくなるといふことは起こり得ないわけではございませぬから、そういう意味では精度も高い、場所も細かいということをやらねばいけないと思ひます。

けれども、できないであらうというふうに考えるわけではございませぬ。ですけれども、民間に仮にそういうものを委託するにいたしましても、気象庁自身がそういう精度を上げていかない限り、これは民間だけではできないというふうに考えております。

○高橋裕子君 重ねて鈴木参考人にお尋ねいたしますが、局地予報を民間会社が行うことにより、気象庁が行うことになつて防炎情報との関連についてなんですけれども、民間事業者は注意報とか警報は出せない仕組みとなつておりますが、これは当然のことと思ひます。

ただ問題は、民間会社がいかに雨が降るといふような予報をした場合、これは注意報、警報に相当する表現になつていて、この予報と注意報、警報との区別が厳然とつがたいという問題があつて混乱を起こすことが出てくるのではないかと、そうなるやつぱり防炎上の問題が生ずるのではないかと危惧されるわけです。この関係についてどうあるべきなのか、また気象庁の防炎情報を確認として提供するためにどのような対応をすべきなのかについてお聞かせください。

○参考人(鈴木次郎君) ただいま御質問のございました点は大変そのとおりでございまして、それじゃ防炎情報というのはどこからどこまでなんだと。これはアメリカでも防炎情報一元化というので私聞いてみたことがあるんですが、はつきりした返事は得られませんでした。

例えば、雨がだんだん強くなる、強くなつたらどこから果たして防炎なのか、どこから先は防炎でないのか、これは現在のはつきりいたしておりません。これは気象庁の方に伺つても、これもはつきりしたお答えをいただくのは無理かと思ひます。が、はつきりいたしてございませぬ。したがつて、おっしゃるような混乱が絶対起きないという保証は恐ろしくないだろうと思ひます。

ただ、ある時期から非常に防炎情報的な要素が強くなれば、当然その時点からは気象庁さんの一元化されたものが先ほどのダレイクトに情報なり

なんなりの方に流れます。そうしますと、その時点から民間で勝手なことは言えなくなるということになりますので、どういふことが起きるか、これも全くの想像でございますが、恐らく、前にこう申しましたけれども、気象庁さんの方ではこういう防災情報を出しておられます。したがって、これから先は私どもの個人的なものは言わないということに相なるんではなからうかということでありまして、これで混乱が起きないかといふことと、絶対起きないとは申せません。多少の混乱は起きるかもしれない。

あるいは、そういうことの場合には、例えば地震なんかの場合いい例なんです、これとは違いますが、でも、デマというものがよく飛びます。気象情報に關してもデマが飛ぶという保証はございませんので、前にああいうことを言った、気象庁はその後言わなくなった、どうも怪しいんじゃないかというデマが飛ぶとか、そういうことの可能性は絶対にないとは申しません。これはやはり社会の成長なりなんなりによってある程度直していく以外にしようがないんじゃないかといふふうに考えております。

○高崎裕子君 次に、石川参考人にお尋ねいたします。

日本テレビも所屬しておられます新聞協会は、この法律改正案に対し、先ほども報道機関に提供される気象情報の実質的な有料化につながるのではないかと現在も不信感、不安を残しているというお話でした。報道機関は、気象業務法の十一條と十三條で義務があり、国民にとって防災情報などの重要な伝達機関としての役割を果たしておられるわけで、法律上協力を義務化されているということですから、本来は報道機関から気象情報に伴う料金はどんな形であれ、コストも含めて取ることであるに違いないかといふに私は大変疑問に思ふわけで、その点についてのお考えをお聞かせください。

○参考人(石川一彦君) 一面では先生のおっしゃるとおりで、そういう形でお金を取るということ

は、これは私どもの民間放送という経営の立場だけではないで、基本的な問題としておかしいのではないかと思ひますが、これも先ほど触れましたように、やはりそうは言つても、きめ細かい情報あるいは非常に局地的な情報であるとかあるいは視聴者のニーズに応じた情報を出すためには、気象庁だけの力ではそれは確かに難しいところがあるだろうといふことは私も感じております。したがって、そういう形での情報を出す、今のところは気象事業会社ですけれども、そういうところに、これはビジネスの問題として料金を話し合つて決めるということとは、これはある程度やむを得ないだろうといふふうに考えております。

○高崎裕子君 最後に石川参考人にもう一つお聞きしますが、気象庁から受ける情報はファクスからの本当に限られた情報にすぎません。より高度な気象情報を求めていけば支援センターから受けざるを得ないということになるわけで、これは当然有料化ということになるわけで、私たちとして心配することは、報道機関がより高度な気象情報を得るために競い、争うことにならないのか。そのために、報道機関によって気象情報が違つてくるということも考えられるわけです。もともと気象予報情報というのは防災情報と密接不可分の関係であり、提供すべき気象予報情報の提供というものは本来格差があつてはならないのではないかといふふうに思ふわけですが、その点いかがでしょうか。

○参考人(石川一彦君) まず防災情報に關して、これはやはり私も今の段階では、これは受け取ったものをダイレクトにそのまま使えるだけ早く流すというのが原則だろうと思ひます。したがつて、その中に解釈を加えたりあるいは余計なことをつけ加えたりするのは望ましくないといふふうに考えます。

ただ、情報をわかりやすくあるいはますます生活その他に役に立つようにするための競争というのは、これは当然あつていいと思ひますし、その競争が天気予報なりあるいは気象情報の番組の質

を高めるといふふうに考えます。

○高崎裕子君 終わります。ありがとうございます。

○井上哲夫君 改革連合の井上でございますが、お尋ねをいたします。

まず、きょうは御苦労まででございます。冒頭、両参考人にお答えをお願いしたいんですが、本日のこれまでの内容をお聞きしまして、一体この法律の改正が今すぐ必要なのであろうか。もつと極端に言いますと、予報士制度は今の状況でどうしてもつくらなきやならぬのか、あるいは気象業務支援センター、これもどうしても必要なのかどうか、これはますますわからなくなつたわけなんです。

そこで、最もヒステリックな見方をすれば、これはお役人さんの天下り法人を一つ余分につくことだ。行革審で言う、最近の傾向からいふと逆行するものである。もう一つヒステリックに言う、許認可業務を減らせ、規制を減らせという国民の声の前で、実は近く行政手続法が上程予定ですが、この行政手続法がもし成立すれば、許認可については通達も含めて、鈴木参考人が何回も繰り返された、政令、省令がわからないので不安が残る。その政令、省令から通達まで含めて一挙に国民が知ることができるとするならば、そういう前に、例えば予報士をつくつて公然たる天下り先を拡大するということも、これはまああがつた見方として。

そうすると、なぜこんなに我々もきょうお話しを聞いてもよくわからない法律を今すぐつくらなきやならないのか。財団法人の気象協会あります。気象協会に行きましたところ、環境アセス等の事業で六割ぐらいの収入を得てやつと気象協会の財政ができてゐると。しかし、公益法人であるために荒稼ぎができません。それじゃ今度財団法人の気象業務支援センターをつくつても、これも公益法人で荒稼ぎしちゃうけません。そうすると一体、こういうものを一つの上にまた一つつくつて、屋上屋を重ねていく。

考えてみると、大蔵、通産は天下り先が多いんでいいんだけど、運輸でも日の当たるところではないんだけど、気象業務という非常に地味で半ば学者的な仕事をやっている人にとつては、五十後半から六十にとつては第二の就職先が極めて厳しい。じゃ今のうちにそれをつくろう。これは大変皮肉な見方なんです。これはどういふことも私はちよつと考へて、これはどうしてこんなに急ぐんだらうか、両参考人に現状のまま何が困るのか、お教え願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木次郎君) 今すぐ必要かどうかといふことに関してでございますけれども、現在の気象業務法では、通達その他のことを大幅に緩めないう限り、今のままの気象庁の方針、今のままの許可条件その他をやりますと、これは現在とは何にも違わないことになります。これでは十八号答申の趣旨に沿つたやり方とは言えないと思ひます。しからばそれを、私どもは十八号答申をつくつた立場から申しますと、なるべく早く実現したいといふわけでございます。実現するのに法律が必要なのかどうかという点に關しては私はわかりません。ですけれども、少なくとも政令、省令、その他のいろんなものに関するものは直す必要があるだろう。直さないと、現在で縛られてしまつてはかなわないわけでございます。

ですから、それがもしも問題がないものであるならば、なるべく早くやるということに關しては別に反対はいたしておりません。ただ、何もわからないまま、我々の意見も聞かないうちにどんどんそういうものをつくられていふのは、これも先生のお言葉をかりますと、勘ぐつた言い方を申しますと、例えばお上がこう決めたんだ、さあ守れ、もうこういうふうな決まっちゃったんだ、だからおやりなさい、こういうのは大変困るということでございます。ですから、今すぐできるものならそれで結構でございます。それから、その点で非常に問題があるといふようなことがあるならば、それは今すぐでなくとも、よりいいものができる可能性があるならばそれはそれでも結構だと

いうふうを考えております。

それから、天下り云々の問題でございますけれども、確かにある種の議論の席で、そういう天下り先をつくるために新しい法人をつくる、そのために我々の負担がふえるというのとはともないうえに、言わばかりのこをおつしたた会員の方もおられます。これは民間からすれば当然のことだと思ひます。現在考えられているものが新しい法人だといひまして、これが天下り先になるかどうかはちよつとわかりません。確かに天下り的な法人というものが世の中にならなければならぬというふうには私は理解しております。ですから、そうではなくて、天下り先をつくるということではなくて、それが本場に配信体制のために必要であるというのならば、それは別に新しい法人をつくるからといって反対するわけではございません。

先生おつしやいましたように、多少逆行する面もあるかもしれません。今法人をまとめようというふうなお話が出てくるように何つておりますが、ですけれども、私もが考えるところ何もしない法人をつくらなくても、先生もおつしやいました、いくんではないかと。それはいくかどうかわかりませんが、そういうことも検討してないわけではございません。多少いろいろ考えております。例えば気象協会を改組してみたら、形を変えてみたらどうか、そんなような御意見も出ております。ただ、協議会として最終的にそういう意見でまとまったという段階ではございません。

以上で答えになりますでしょうか。

○参考人(石川一彦君) ただいま鈴木先生がほとんどおつしやられましたので余りつけ加えることはございませんが、一言で申しますと、私冒頭に申し上げましたように、十八号答申の精神を具体化した法案、あるいは政省令の改正などはこれはできるだけ急いでいただきたいということでございます。ただ、何度も申し上げているように、そういう法案のかどうかかわからないというのが現段階でございます。

○井上哲夫君 あと二分ほどしかありませんが、私の考えでは、国民の税金で気象情報というのは生まれてきている。したがって国民にこれを返す。情報を返すのになぜお金が要るのか。送る手続、送る電気代が要る、これは当たり前である。そうするとそういう際に、気象庁から難しい情報が出るのではわかりにくい、あるいは困ることもあるというので、ワンクッション置いて財団法人日本気象協会ができた。そこからまた情報が流れる。だとすれば、情報というのは本来国民が開示を求めるものはたで上げればよいわけですが、それは国民は税金を払っているわけですから、そうすると、十八号の規制の問題についても差し支えない範囲で緩和していけばいい。

自動車の免許証でも、普通乗用車の免許と、バス、トラック、タクシの免許と、さらに重機類の免許と分けるわけですから、だからそういうことを考えて厳密に考えればいい、そういうふうにいるのでございますが、鈴木参考人最後にお答え願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木次郎君) 例えば予報士に關してもいろいろランクを設けたらどうか、こういう御意見も私もどの協議会の中でございました。ただ、予報士というに限りませんと、一級予報士、二級予報士、三級予報士ということになるとなかなか大変だろうというので、これも意見としてはまともな意見ではないわけではございません。

それから第一点の、本来国民の税金で気象庁が得た情報ですから、それをただで国民に示す、そのことはおつしやるとおつしやと思ひます。ただ、それじゃ気象庁が現在持っているもの、仮にコンピュータの大きいのがあるとします。それは要するに数値データでございます。これを、一般国民とまで言ひません、こういうことを言うところあるいは石川参考人にしかられるかもしれないが、例えば報道関係の方がその数値データを全部もらう、それはただでもらう。それで役に立つかという、恐らく報道としては役に立たぬだろうと思ひます。

います。いわんや、一般国民の方はそういうものをもらつたら役に立たぬ。そうすると、何かそれを加工したりなんかしてわかるような形、出せるような形にしなければいけない。そうするとその間に何か必要である、それが民間の気象業者であるというふうに思ひます。

現在、気象協会というののも一つの民間気象業者でございます。果たして、それじゃ気象協会があるのに、さらに上につくる必要があるかどうかというところについては、一体どの程度の情報をどの程度きめ細かく出すのかということによつて決まってくると思ひます。現在の気象協会をちよつと手直した程度で済むものなのか、あるいはそれではとていかなので新しい大きなものをつくらなきゃいけない、気象協会の数倍もあるようなものをつくらなきゃいけないのか、そういうことは何をやるんだという中身がわからないと規模は見当がつかないわけでございます。

その規模についても私も御質問申し上げたんですけれども、どうも気象庁さんとしても別にはつきりしたものが今固まっているわけではないというふうには私理解するんですが、いろいろ変わるわけですね。そうすると、だんだんわからなくなってくるというのでございまして、必要かどうかというのはそういった仕事内容によるんだというふうには考えております。

○井上哲夫君 終わります。

○下村泰君 お二人とも御苦労さんです。二院クラブの下村です。

お二人のお話を聞いていますと、わかつたやうでいて途中でわからなくなつてきて、わかりかけるとまたわからなくなるといふやうな、先ほどからずっとそういう繰り返しのようです。私は本場に素朴に伺ひますけれども、例えばこの予報士というものの受験する試験の内容、気象業務に携わつて大体何年間ぐらいやれば現在これからやろうとしている予報士の試験に合格するかどうかできるんでしょうか。

○参考人(鈴木次郎君) ただいま先生から御質問

のありましたことが私も知りたところでございます。それで、気象庁さんにお伺ひいたしますと、それはこれから詰めるんだというお話でございます。ですから、先生がおわかりにならないのと同様に私もわかりません。したがって、賛成も反対も言うことができないということでございます。

○下村泰君 大体の予想で結構です。

○参考人(鈴木次郎君) そうですね、まあ恐らく気象学それ自体のものとしては、大学の一般教養の中で気象学、プロパーのものはやりませんけれども、ほかのものの中に入れて気象のことも、いわゆる地学と言つたりあるいは天文、地球物理というふうなものの中に入れて気象も海洋も地震も何もかもやるんですが、その程度の常識というものには必要ではなからうかというふうには考えます。

そういたしますと、現在気象庁でそういう業務に当たつていらっしゃる方、あるいは気象協会ですういう業務に当たつていらっしゃる方、あるいは現在民間の気象業者でそういうふうな予報なりなんなりをやつていらっしゃる方、そういう方は大体通るようなものでないかと困るし、恐らく通る程度のものでございまして、予想でございます。

○下村泰君 なるほど。気象庁でも答えが出ていないんですか、これは。あきれたもんだな、これは。

ところで、もし許可が成り立ちまして全国でこの気象が企業として動き出すとしますと、どのくらいの数になりますし、その企業の数は。これ想像つきますか。

○参考人(鈴木次郎君) 全くの素人でございますが想像つきませんけれども、現在気象庁で許可を得ているのが大体大ざっぱに申しますと二十程度でございます。許可の条件によりまして、かなり許可の条件等を緩くしていただきますとそれが数倍にはふえる可能性があると思ひます。

というのは、これも私自然科学でございます

で全然根拠はございませんが、ある種の報道その他を読みますと、現在二百億のものが二千億、アメリカ並みになるということをおっしゃって。だとすると、それだけのものをやるんだとしたら、現在の数では足りませんでしょうか。数倍程度にはふえる可能性があるんじゃないか。大した根拠はございませんけれども、そんな想像をいたしております。

○下村泰君 まさか石川参考人というところでお会いしようとは思いませんでした。長い間テレビドラマと一緒につくってきた仲間なんですけれども。

石川さんに伺いますが、今現在のテレビ、ラジオ局、それからローカル局も全部ありますが、それだけでも大変な数になる。その局が当然これはもう気象予報をやらなきゃならないんでしょ。うけれども、その数を並べてみて、さあこれを企業とする数が今先生がおっしゃっているぐらいの数でおさまると思いますか。

○参考人(石川一彦君) これも難しい御質問で、私もちょっとそこら辺のところはわかりませんが、いわゆる気象事業というのが非常に、先ほどもお話しありましたように、大きなものになるだろうという予測はされておるわけです。ただ、これはマスコミ、報道機関がそういうことをやるからというよりは、むしろ産業予報であるとか、あるいは農業、経済に関連するようなそういうようなところで非常にこれから大きく伸びていくんではないかというふうに私は思います。

したがって、今の御質問に照らしてみますと、現段階で、進歩はますます欲しいですが、例えば今気象協会さんやあるいはほかの気象事業をやっている会社からいだけるような情報というののかなり質は高いというふうな考えでありますから、それにつけ加えて何か非常に企業がたくさん要するというふうには私は考えておりません。

○下村泰君 いや、今までのお話を何となく私なりにまとめさせていただきまして、これは相当な数になると思います。例えばレジャーに関しての情報でありますとか、それから企業ですと、夏を対象にしている産業の方もいらっしゃるでしょうし、冬を対象にする、季節季節の企業もありましょうし、それからその土地その土地によつていろいろと気象条件もありましょうし、その日その日によつて営業する人もあります。殊に、野球場なんかの場合に、雨が降ったら弁当が売れないとかいろいろあります。そういうところの細かいところまでいくと、これは私は相当な数に達すると思うんです。

そうしますと、予報士というのは一体どのぐらいの数がいればそういう企業が満足できる状態になるのかということになるんですけれども、どうも私もいやな性格で、あやうばりこれは気象庁が天下りの場所をつくったな、おのれたちの墓場をつくったなという気になってしまふんです。性格がこういう性格ですからお許し願いたいと思いますけれども。

現在のテレビ局としては何ら支障はないわけですよ、今の状況からいけば。そうしますと、今度こういうふうになった場合に、鈴木先生に伺いますが、予報士というのはテレビ局に一人いればいいということになりますか。

○参考人(鈴木次郎君) 私の理解では、テレビ局に最低一人いてその方が天気予報を新しくつくる、あるいはテレビ局さんに全然いなければ、どこか予報士のいるところの予報を買ってそしてそれを流して解説するなり説明するなりと、こういうふうな理解しております。ですから、最低限そういう業者ごとに一人は要る。ただ、もっといろいろおやりになりたい方は二人、三人必要かもしれません。

○下村泰君 ですから、そう考えますとますます、例えば予報士というのは一体幾つまでできるのか、その予報士としての定年は幾つなのか、こんなことまで勘ぐりたくなくなるんです。そうすると、ますますこれは天下りの受け皿という気になってきます。

私なんか現在各テレビ局の天気予報を拝見しておりますと、テレビ局なりにいろいろ苦勞してあります。各テレビ局でやれ三立方方式とか、それをわかりやすく、そしてしかもそれが一つのドラマとして見る方にたえ得るような内容で工夫されています。ですから、そこまでみんなやっているのに何でここへきてまたそんな必要があるのか、などというふうなことも考えられるんですけれども。

これももう時間が八分でございますので、両参考人の方に伺いますけれども、本日に今度のこれは必要なんだろうというところをお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(鈴木次郎君) 現在、十八号客申が出てから、各報道関係ではいろいろ工夫を凝らして表現その他については確かにいろいろなことをやっていますし、しかし、現在の法律がある限り、そこで出せるものというのは本質的には気象庁が出したもの以外のものは出してはいけません。ですから、例えば日本テレビなら日本テレビさんが気象庁と違う独自の予報というのを出してはいけなくなっている。したがって、それを自由化しようということになればいやでも何かをしなればいけない。これが法律になるかあるいは政令以下の通達等になるかは知りません。何かをしなればいけない。これが法律になるかあるいは政令以下の通達等になるかは知りません。何かをしなればいけない。これが法律になるかあるいは政令以下の通達等になるかは知りません。

○参考人(石川一彦君) 私どもの社が所属しております日本民間放送連盟あるいは新聞協会という見解を出しておりますので、それを超えて私個人のことを申し上げるのはちよつと本来は

いかぬのでしようけれども、今までいろいろつけ焼き刃ですが、勉強してきました範囲内で申し上げますと、今先生がおっしゃったように、もっと自由化するというスローガンに合った形で法改正というのはあつてほしいと思います。しかし、先ほどどなたか先生がおっしゃいましたように、今そんなに急いでばたいたらやらないかならぬことかということに関しては若干の疑念を持っております。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(高桑栄松君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会の審査のために貴重な時間をお割きいただきまことにありがとうございます。

ただいまお述べいただきました御意見等につきましては、今後の本委員会の審査に十分活用させていただきます。

ありがとうございます。

午前はの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時一分開会

○委員長(高桑栄松君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、気象業務法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○洲上貞雄君 今委員長の方から気象業務法の一部を改正する法律案の質疑と言われましたけれども、その前に、お許しをいただきましたとして、四月十八日に岩手県花巻市の花巻空港で起きた日本エアシステム、JASの航空機事故について若干

御質問を申し上げておきたいと思うんです。

飛行機事故の場合、やはり過去の事故から考えましても、離着陸時における風というのは最初の四分間、最後の四分間と言われるほど、魔の時間というふうに言われて航空事故の多発する原因の一つにもなっているわけであります。当時、盛岡地方気象台の予報では岩手県全域に強風注意報発令中であつたということが言われておりますし、午後三時十分には暴風警報が出されていと言われております。そういう気象状況のもとでの運航というのは慎重が上にも慎重を期していかなければならないと思つてゐるわけでありますが、そのときに、マスコミ報道によればミスの上にミスを重ねて大事故を起こした。

このJASという企業そのものが過去何回も事故を起こしていることを考えると、一体本気で運輸省の指導についてこの会社がまじめに聞いたかどうかというのは甚だ疑問を持つわけであります。そう言つても今回の事故、乗客全員が死亡に至らずに済んだだけでも少しかつては、大変大惨事であつたと思ふんです。心から負傷された方の一日も早い御回復を祈つてゐるところであります。

やはり私はここで事故の原因と安全対策、事故の原因につきましてもまだ調査中であると思ひますけれども、現在まで判明した問題について明らかにしていただいて、その上に立つて安全対策を指示されたと思ふんですが、その指示の内容についてどのようにされたのかお願ひをしたいと思います。

同時に、きょうはちょうど天気予報の法案の審議のときでありますけれども、航空管制通信官との情報の関係、それから盛岡地方気象台花巻空港出張所の操縦士に対する天気気象情報といふか、そういうもの。それから同時にあわせて、運輸省の指導下、航空法に定められております運航規程等について関連性をお伺ひしたいし、同時にあわせて気象情報の報告の仕方、受け方等について整備拡充されているかどうかについてもお伺ひをしておきたいと思ひます。

て整備拡充されているかどうかについてもお伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(越智伊平君) 十八日に花巻空港で航空事故を起こしました。けがをされた方々にお見舞ひ申し上げますとともに、乗客の皆さんにも大変御心配をかけまして、深くおわびをするところであります。

ただいま航空事故調査委員会が調査をいたしておりますが、その中間的な連絡によりまして、非常に強風下であつた、当然機長が操縦すべきところを副操縦士に操縦をさせておつた、しかも副操縦士は六カ月以上の経験、また強風のときには当然操縦士が操縦をしなければならぬ、こういうことを怠つていた、こういう報告を受けております。まことに遺憾なことだと、かように思ふ次第であります。

事実関係につきましては政府委員の方から答弁をさせますが、いずれにしても航空機、飛行機の操縦、皆さんに安全であり快適であるこの任務につかなければならぬ、それが規則違反を犯しておつたということとはもつてのほかだと、私はこういうふうにご感ぜております。社長を始め関係者を呼びましまして厳重に注意をしておりますが、調査委員会の結果を待つていろいろ今後の方策といひますか、厳重な処分をいたしたい、こういうふうと思ひます。

なお、事実関係については政府委員の方から答弁をいたさせます。

○政府委員(松本健治君) ただいま先生から御指摘のように、事故の原因につきましては今調査委員会の方で直ちに調査に入つておりますので、詳細な内容につきましてはその結果を待ちたいというふうにご思つております。

それで、直ちに我が方では航空会社に対して安全対策としてとりましました措置の内容でござい

ます。まず一点でございしますが、日本エアシステム株式会社に対しては、昨日、四月十九日でございますけれども、口頭で、とにかく気の緩

みがあつたのではないかなというようなことも含めまして厳重注意を行うということをしました。

それで、さらにこの事故調査等の推移、ボイスレコーダーとかFDR等の解析等の推移も見まして、同社に対して来週早々にも特別の立入検査を実施するというところを検討してゐるところでござい

ます。

それからまた、他の航空会社に対しまして、これも昨日の四月十九日でございますけれども、安全運航の確保について、特に規程等の遵守をしつかりやるというような内容を含めた指導を行ったところでござい

ます。

いずれにいたしましても、航空行政にとりまして安全の確保という問題は基本的な課題でありますので、今後このような事故が起こらないよう万全を期してまいりたいというふうにご考へております。

それから三点目に、先生の方から御質問の飛行中の情報の提供の件でございますけれども、これは花巻空港に着陸する航空機に対しては、当該空港の航空管制通信官、これはいわゆる管制塔と言つておりますところで勤務してゐる者でござい

ますけれども、それが花巻空港の気象機関、これは盛岡地方気象台の花巻出張所でございますけれども、が観測しました気象情報を管制塔の中に入手できるようにしております。それで、その情報を進入降下の際などに無線により提供して

パイロットに提供しております。

○政府委員(二宮浩三君) 先生よりお尋ねのございました、当時におきます気象情報の提供の状況を御説明申し上げます。

花巻空港出張所が飛行場内での航空交通管制機関及び航空会社の運航管理部門に提供いたしておりました気象情報は次のとおりのものでござい

ます。

まず一番目でございますが、十七日の二十時二十分に盛岡地方気象台が発表いたしました強風注意報でござい

ます。その内容は、十八日から十九日にかけて全般に北西の風が強く、最大風速は平地で毎秒十三メートルから十五メートルに達する見込みという情報を流しております。

続きまして、十八日の十二時三十分にはさきに申し上げました強風注意報を切りかえておりまして、内容は、十九日中まで北西の風が強く、最大風速は平地で毎秒十メートルから十五メートルの見込みという強風注意報を出しております。

三番目といたしまして、定時の気象観測及び事故特別観測の観測値の通報でございます。当日、八時から十九時までの毎正時の気象観測及び事故直後の十八日十二時四十五分に観測いたしました事故特別観測でござい

ますが、これによりまして、十八日の九時過ぎから西寄りの風が強まっております。最大瞬間風速は十二時におきまして西西北西三十六ノット、秒速に換算いたしますと十八・五メートルの風でござい

ます。それから、十三時におきましては西の風三十九ノット、毎秒二十・一メートルでござい

ます。それから、事故直後の十二時四十五分でございますが、このときには西の風が最大瞬間風速で四十一ノット、毎秒二十一・一メートルに達しているという観測と報告をいたしております。

そのほかに、航空機に対して非常に関係の深い風でございますが、現在、二分間の平均風向風速というふうなものが航空機の運航に非常に重要な情報になっておりますので、空港に離着陸する航空機への対空通報に資するために、二分間の平均風向風速につきまして航空交通業務機関及び航空会社の運航管理部門へはオンライン、つまりラインで同じデータが今申し上げましたところ

ですぐに見られるような格好で分岐通報いたしております。以上のようなデータを花巻空港の出張所から今申し上げました該出張所の方に観測の結果及び予報を御通知申し上げております。

以上でございます。

○測上貞雄君 ただいま気象庁長官の方から御答弁ありました気象状況について確認しておきたいと思ひますが、よろしゅうござい

○政府委員(松本健治君) 私ども管制通信官が航空機のパイロットに対しまして提供した気象情報でございますけれども、これは着陸する一番最後の情報でございますけれども、この情報は平均風の速が二十五ノットであるという通報をいたしております。

○洲上貞雄君　ただいまのお話を聞いて、二分前
の情報を聞いて着陸態勢に入ってそして着陸をし
ていくというシステムについては、そういうシステ
ムになっているかどうかなだけはっきりしていたな
だきたいと思います。

例えば今言われた二分間隔の情報というのをオンラインにしていくということになりますと、着陸決心高度というんでしょうか、それはその段階できちっと情報は受けると、こういうことになるんですか。

○政府委員(松本健治君) ちよつとただいまの二分間の平均風速の話なんでございますけれども、これは二分ごとにデータが更新されるということではございませんで、データの更新そのものは、たしかその以前の二分間を平均したデータが連続的に六秒ごとに提供されるということで、最新のものが提供されるというふうに考えております。

○測上貞雄君 事故の内容についてはまた後日明らかにしていただいて、事故が再発しないようにひとつ努力していただくようお願いをしておきたいと思います。

続きまして、ＪＲ関係の事故、とりわけ「のぞみ」が運行し始めて、ほとんど毎日と言っているいろいろな故障だとか事故などが報告をされております。私はやはり、今も航空機事故がありましたけれども、交通産業の役割というのは、人命、財産を預かっているだけに、何はさておいても安全が一番優先されなければならないとおるわけにあります。

したがって、経済効率的なスピードだけを追求するのではなしに、やはりより安全を追求しない限り、毎日毎日マスコミでJ・Rの関係の、とりわ

け「のぞみ」関係の新幹線の故障や事故というののが報道されますと、非常にこれを利用する側にとつては、国民にとって不安を与えているわけでありますが、これらの対策についてどうされているのか、お伺いをしたい。

同時に、「のぞみ」のスピードでは従来の新幹線の施設ではたえ得ないのではないか。逆に、「のぞみ」の速度で走るような施設になっていないのではないかとというふうに思われるわけでありますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○政府委員(秦野裕君) ももちろん私どもも、スピードの向上ということも必要でございますけれども、何よりも安全運転ということが第一であるということとは十分認識しておりますし、その趣旨は十分各社にも伝えておるところでございます。

御指摘の「のぞみ」でございますけれども、「のぞみ」が時速二百七十キロで営業運転を行うに当たりまして、例えば台車の高性能化でございますとかあるいは車体の低重心化といったような、いわゆる高速の走行に対応できるような安全対策を講じてきております。また、営業開始に先立ちまして走行実験を十分に実施いたしましたので、

そうした意味での安全性を確認した上で営業運転を行っておるといふ状況でございます。

ただ、先生ただいま御指摘のように、「のぞみ」でいろいろな種類のトラブルが発生しております。

ことは私ども大変残念でございますけれども、現在まで私どもが把握しておりますところでは、今までのトラブルはいずれも安全そのものに直結する、事故に直結するようなものではないというふうな考えておるわけでございます。

ただ、いずれにしても、お客様に対して大変不安感を与えるのは列車の遅延を生ずるということはもちろん望ましいことではございませんので、ただいま会社に対して「のぞみ」の関係の車両の総点検を連休前までに行うように指示しております。現在までのところ、重大な

いわゆる問題があるというふうには報告を受けておりませんけれども、その結果を把握した上で必要な対策をとってまいりたいというふうに考えております。

また、高速につきましては、先ほど申しましたとおり、高速運転について対応する安全対策を十分講じておりますので、それに伴ういわゆる安全上現在の時点で問題があるというふうには認識しておりませんが、今後とも十分意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○洲上貞雄君 新幹線の事故が、「のぞみ」のときにはこういうふうに変えてきたけれども、その前の「こだま」や「ひかり」のときには、報道されなかったのかどうかは別にいたしまして、非常に安全だという神話を生んでいるわけだけ。

しかし、そうではなしに、やはりスピードを上げることによってこれだけの故障やそういうものが出てくるとすれば、恐らくはその次は事故につながるであろうというのは一般の国民が考えることとでありますから、その点では、事故につながる

ようなものではないにしても、事故が人為的な原因で起きる場合もあるわけですから、こういう一つ一つをきちんとしておかない限り、やはり気の緩みというのは出てくると私は思うんです。

そこで、ＪＲに対して、口頭だけの注意ではなく、運輸省としてきちっと立入調査をして、その上で安全対策というものについて明確にすべきだと考えますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(秦野裕君) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、この連休前までの間に、現在生じておりますトラブルを含めまして「のぞみ」の安全運転についての総点検を行うように会社に対して現在指示をいたしております。その報告がいずれ

れまた参ると思いますので、その報告を踏まえた上で適切な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○渕上貞雄君　今やられている点検の総括の上に立って、ぜひとも従来の「ごだま」や「ひかり」

のように安心して乗れる新幹線を追求していただきたいと思います。

以上で航空局と鉄道局は終わります。

次に、本題の方に入っていきたいと思うのであります。

先ほど午前中、参考人の方からいろいろな御意見を伺いました。なるほど気象庁ですから、くるくる変わることは申しせんけれども、非常に不明確な、不明確と言っては失礼ですね、天気予報の確率といったぐらいがいいでしょうか。

その程度の御答弁をいただきました。そのときに私は、この法案を本当にこの場で審議しなければならぬのかどうかという疑問を実は抱きました。それほど不親切な法案の提出の仕方ではないかというふうに参考人の方々からお話を聞いて実

は思ったところであります。

この法案を審議していただきたいという気持ちになっているでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(望月鎮雄君) ただいまの先生の御質問にお答えいたします。

私どもは、この法律をぜひとも今国会におきまして御決定いただき成立させていただきたい、かようにお願いいたしておるわけでございます。

先生の御疑念の点につきましては、私ども、こ

の法案に盛り込まれております基本的な内容につきましては、気象事業振興協議会を初めといたします関係者とは、気象審議会の十八号答申を御審議いただく過程におきましても、以来今日に至るまで種々いろいろな方法で十分調整を図つてま

いったつもりでおります。また、本法案の提出に際しましても基本的な説明を行ってまいりまして、関係各位の御理解は可能な限りいただけたのではないかと考えているところでございますが、なお足らざる点につきまして、引き続き

具体的な運用の検討に当たりまして十分に協議し、疑念の生じないように、またそれぞれ関係各
 方面の御不満が生じないような形で対応してまい
 りたい、かように考えております。

○測上貞雄君　そこで伺いたいしますけれど

○政府委員(望月鎮雄君) この気象事業振興協議会と申しますのは、気象審議会の第十八号答申で、気象庁と民間気象事業者の役割分担と連携によります総合的な気象事業の推進を提言していたにだいているわけでございます。この協議会は、このような提言を受けまして、その具体化に当たります、民間の気象事業に係る関係者の意向を集約いたしまして気象庁との協議を行うことを目的に設立されたものと私どもは理解いたしましております。

この協議会は、予報業務の許可事業者、いわゆる気象業務法第十七条一項の許可事業者でございますが、これも入っております。それから報道機関、それから気象情報を伝えるのに不可欠な側面を持っておりまゝところの情報産業、それから若干の交通関係の事業者も含まれております。こういった幅広い関係者が集まって構成されている民間の任意団体でございます。

○洲上員雄君 ただいま次長の方から懇切丁寧な御説明がございました。午前中も参考人を呼んで、非常に懇切丁寧なお答えがありました。今言われたように、役割分担をして具体的に実施をしていく、その場合に理解と了解を求めていく。気象庁が考えていることについて、国民を代表してそこあたりを理解していただく、そして気象情報を通していくというような仕事をしていくということにこの気象事業振興協議会というのがあるとするば、そこを代表されて、午前中、東北大学名誉教授の鈴木さん、それから日本テレビの報道局長の石川さんが言われた言葉の最後の言葉だけ一つ言わせてもらいますと、この法案について若干の疑念を持つ。それまで経過はいろいろありますよ。全部この委員は知っていると思うんです。そういうような、今あなたが言われたような協議会の性格とは裏腹に、この団体に対して何も

○国務大臣(越智伊平君) 十分御理解をいただい
てなかったのではないかと思いますけれども、実
は昨日マスコミの代表の方がおいでになりました
で、その点十分お話をし御理解をいただいた、
私はこういうふうに感じております。今まで連絡
といえますか御理解を得るような努力が足らな
かったのではなからうか、こう思いますけれど
も、いろいろお話しいたしまして十分御理解をい
ただいた、こういうふうに最終的に思っておる次
第であります。

○測上貞雄君　どうかひとつこういう協議会の
方々が――本当は私の気持ちだけ言わせてくれた
ら、ここで審議したくないような気持ちになりま
したですよ。だから、ほとんど未調整のまま出し
たのではないか。それは、午前中の質問の中で
はつきりしましたけれども、気象事業振興協議会
の設立が十一月五日になっていますし、この法案
を提出したのが三月二日、答申が昨年の三月に出

されている。そして協議会が約七カ月間ぐらいたつてできている。この法案をつくつてくるまでの間に本当に十分協議ができたかどうかということについて依然やはり疑問が残るわけです。その点はひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。遅くなった理由というのはどういう、なぜ、例えばこの協議会を設置させるついても七カ月ぐらいおくれてきた、これにはいろんな理由があると思うんですが、その点も明らかにしていただきたい。

○政府委員（望月鎮雄君）　ただいま先生の御指摘の、協議会設立までかなり時間がかかっているのではないか、また協議会が設立されてから今日に至るまで十分な協議がなされなかったのではないかという御疑念につきましてお答えいたします。

まず、協議会が設立されるまでに随分時間がか

いうことでございます。以後今日まで一年。それでその間、まず協議会設立につきましては、この協議会というのは特別に何もこの法律改正のためにつくったとかそういう趣旨のものではなくて、民間の關係する報道機関とか気象情報産業とか、それから事業者とかそういったところの人たちが、任意的な意思で、自分たちの主体的な意思でつくり上げた団体、組織ということでございますので、設立の準備にある一定の時間がどうしてもかかるというようなことで、それがようやく関係者の意

向というものが調整されて合意が成立して設立されたのが昨年の秋になったということでございまして、特段非常に事態が紛糾したとか混乱があつておくれたということではございません。

それから、協議会ができてから今日に至るまでの間、十分協議がなされなかったのではないかと、御指摘もございしますが、私もといたしましては、この協議会が設立されてから今日

に至るまで可能な限り会合の機会、公式非公式にもいろいろの關係の方々にも御説明しお話をし御理解をいただくように最大限努力はいたしてまいつてきております。私どもの受けとめている状況はそのようなところでございます。

○洲上貞雄君　それでは、なぜきょうここで審議があるというのに、昨日マスコミの方が運輸省に對して要望書を出したと思うんですか。それはどんなふうに理解しますか。

○政府委員（二宮洗三君）　今先生の御指摘になられました報道關係の機関でございしますが、この方々とはもう先年度来何回かお話をしております。先年度既に気象庁といたしましては、報道關係の団体の方々が御懸念になっているようなことではないというふうな何回も申し上げてきたわけでございますけれども、それをさらに確認したいというところで昨日大臣にお会いいたしまして、気

と思ひますけれども、眞実、誠意を込めまして何
回か関係の皆様方とは御相談しお話しし理解を求
めてきたわけでございまして、昨日突然というこ
とではないというふうに認識いたしておるわけで
ございます。

○測上貞雄君　では、マスコミの方は大体のここ
ろこの法案について、同時に気象庁が考える政令
だとか省令だとかについての大きな、大体のとい
うんでしょいか、アウトラインというのは了解
した上で納得していただいているんですか、どう

ですか。

○政府委員(二宮洸三君) これは再々申し上げておりますように、今の法案ができました後で、ディテールにつきましては政令あるいは訓令等いろいろなレベルでいろいろなことを決めていかなければならない点がございます。

先ほど申されました報道関係団体の方々及び利用協議会の方々と十分にこれから協議をし御理解

をいただいてディテールを詰めていくわけでございます。そういうわけでございますので、気象庁の方から一方的にこのような案でいくということをお御提示することは避けまして、皆様と十分の話し合いをした上で物を詰めていくということまで仕事を進めてまいったわけでございます。でございますので、私どもが自分たちの計画がないまま、あるいはその計画があるものを皆さんに十分にお伝えしないでやってきたというふうなことは絶対にないというふうに私は思っております。

○渕上貞雄君　長官、やはり一番心配しているようなことがございますので、関係者とはひとつ十分協議をした上で進めていただくよう改めてまた要望しておきたいと思います。

そこで、そういうようなものをずっと考えますと、多少この法律を提案した気象庁に対して少し

ぐらしい責任はあるかなというふうにも思いますが、どうも気象庁というのが運輸省の外局にあるということで、ひがみ根性かもしれないけれども、多少こみやられてるんじゃないかというふうな気がしてならないんです。気象庁はこの省に所屬してはいますかというクイズ番組が出るような世の中一般ですから。そうすると、そのことを含めて予算とか人事だとかいろいろなものがあるが、寄せられてるんじゃないかというふうにお思いますが、その点はそうではないというふうにお思いでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(二宮洸三君) 今先生御指摘の気象庁が運輸省の外局となっている理由ということでございますが、現在気象業務が最も密接に関係しておりますのは、まず第一番目といたしまして航空、それから海上はもとよりでございますが、そのほか陸上におきます交通の安全の確保、あるいはその効率的な運行ということに最も重要な関係を持しているというふうにお思っております。特に、先ほどの事故の例もございまして、航空気象業務というふうなものは、時々刻々に変化しております。気象現象をとらえまして、最も迅速な観測資料を必要といたしておりますし、それに基づきまして予報を迅速に出す必要がございます。それから、同じようなことでもございますけれども、海上気象業務は船舶の航行に欠くことができないものでございます。以上のような一つの理由をとりましても、気象業務が運輸省の仕事と非常に密接な関係があるかと思っております。

それから、これは歴史的背景と申すべきかもしれませんが、気象業務の発足の当時は理化学的な学問の領域にあった時代もあったかと存じますけれども、現在は学問の領域を脱しまして、国民生活に直接的に寄与する実践的あるいは行政的と申しますか色彩が非常に強くなってきているということでございます。その意味から、最も関係が深く、交通という国民の生活安全にかかわる行政を担当しております運輸省の外局と位置づけ

られてるというふうには私は理解いたしております。運輸省の中におきましても、私ども気象庁の仕事、業務につきましてはいろいろの御理解と御支援を賜っておりまして、現在運輸省の中で気象庁の業務を遂行いたしますことにつきましては何ら不自由ということとは感じたことはございません。○洲上貞雄君 越智大臣の性格なんではないか。気象庁をいじめてないかということ聞いて安心しましたが、どうかひとつこれから先も、また後の方で時間があれば質問しますが、予算等について御配慮いただくよう大臣にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、今言われた気象庁の持つ性格については明らかでございますけれども、これから先やはり気象庁が、私どもが気象庁本庁をこの前訪問させていただいていろいろなお話を聞いた中では、気象業務だけではなくに地球環境にかかわる大きな仕事というのがあるようでございます。それから防災気象、地震対策、火山対策等についてもあるようでございますが、とりわけ気象業務と環境の問題について非常に大きなつながりが今後出てくるのではないかと。そういうふうな考えますと、今言われたような歴史的な経過を含めて、これから先気象業務が發展をしていくであろう地球環境問題等を考えますと、ただ単に気象庁という小さな枠だけではなしに、気象全体も国際化されていることなどを考えると、気象・環境省というふうなものを作る時代になってきたのではないかと。思いますがどうでしょうか。行革もその方向に向いていると思うんですが、大臣、そういう気象庁を省の方に昇格をさせて環境庁とともにやっていたようなことを考えられませんか、どうでしょうか。

○政府委員(二宮洸三君) ただいまの先生からの御意見でございますが、地球環境問題につきましてはその重要性というふうなものは我々よく認識いたしております。現在、我が国におきます地球環境問題への取り

組み方の仕組みでございますけれども、地球環境保全に関する関係関係会議におきまして各省庁の取り組みについて総合的な調整が図られてるところでございます。このような中にございまして気象庁は、現在、温室効果気体等の観測や監視、それから地球温暖化に關します長期的な予測に關しましてその適切な情報提供を、あるいは予測技術の高度化というふうなものを今申しました枠組みの中から要請されているところでございます。したがって当庁といたしましては、このような要請あるいは任務にこたえまして、その任務を遂行する上で現在の体制において十分に対応可能であると思っております。また現在も対応いたしているつもりでございます。

○洲上貞雄君 できればやはり、そういうことなどを考えてこれから先の環境問題については取り組んでいただきたいと思ひます。

次に許可制度の問題について伺ひますが、気象予報士の資格制度が創設されるわけでありまうけれども、この制度をなぜ導入しなければならぬのかという必要性について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(望月鎮雄君) お答えいたします。

気象予報士制度の導入の必要性いかんということでございますが、民間事業者の提供いたします情報をもとに多数の国民にも活用できるように規制の緩和を図るに当たりましては、防災情報との整合性の確保とか情報の品質の確保のためにそれなりの適切な措置というものを講ずる必要があるということでございます。このためにはしかるべく情報の品質の確保が求められるところでありますけれども、品質を確保する上でも現象の予想を行う予測技術者の人的能力というものが最も大きな要因になるわけでございます。したがって、予測技術者の技能に關し適切な資格制度を導入し、国民が安心して気象情報サービスを受受できるようにすることが、これから先健全な民間気象事業の發展を期してまいる上で必要である、かように判断したのがこの制度創設の趣旨で

ございます。

○洲上貞雄君 何かよくわからないような気がするわけですが、よくわかりませんけれども、国民が安心して情報を得られるようなシステムをつくっていきなさい。今でも私十分ではないかな。そういうふうな考えるのに、なぜ改めて今この資格制度を導入しなされるのか。

○政府委員(望月鎮雄君) これまでも許可制度によつて必要な規制を行ってきたこととございしますが、それに加えてまして気象予報士の制度を導入する必要性を重ねて若干補足させていただきます。

国民が安心して気象情報サービスを受受できるように云々と申し上げましたのは、要するに、これから先民間気象事業というものを健全育成し、その強化を図っていくことを考え、また現象の予測といふことが、気象予報といふものを、局地的なものについての予報といふこととございしますけれども、一般向けの天気予報といふものを民間の気象事業者にも行わせるようにすることと、これを私ども現在考えております。このような場合にも、やはりそうなりますと、一般の人々に、たとえ局地とはいっても不特定多数の国民に非常に重大な影響を与える予報といふものが民間事業者によつてなされるということになりますので、やはりその予報の技量といふことが、レベルと申しますか、そういったものは一定の水準以上のものである必要がある。やはりそうでないと、中身が非常に十分でないような予報といふものがなされ、それを受けとめる人が不安になったりあるいはそれによつて判断に非常に混乱を来すというふうなことが起こつてはまずいというふうなことから、気象予報士の制度を導入してそのようなことのないように担保措置を講ずる、それが一つでございます。

また、一般的にこれから民間気象事業といふものを發達させてまいります上では、やはりその一番重要な人的な中核の仕組み、組織となります予報を作成する要員につきまして、その資質、能力

というものを一定水準以上に高め確保するという
ことは、これから先そういった民間気象事業の活
躍の場が飛躍的に拡大することを想定いたしまし
たときには、これはやはりぜひとも必要なこと
ではないか、かように考えているところございま
す。

○測上貞雄君 今のお話を聞いていますと、気象
予報士の性格、必要性はわかりました。気象予報
士の持つ仕事の範囲というんでしょうか、例えば
混乱を招かないようにとか、一定の能力、水準だ
とかというのは相矛盾したもののよう私に考えら
れるんです。一定の水準というのは、気象予報士
の能力みたいなものを考えるのか、混乱を招かな
いというのは何が混乱を招かないようなことなの
か、それはどういうふうにお考えになつていろん
ですか。

○政府委員(二宮清三君) 今先生の御質問の点で
ございまして、まず一定の技量が必要とされる理
由は、先ほど長官が答えられましたように、い
ろいろな情報がある民間で出されるわけござい
ますが、それと例えば気象庁で出しております
注意報、警報というふうなもので矛盾があったり
いたしますと防災上大変困るという意味でござい
まして、それはしかしながら標準的な技能を持っ
ておるならば申しましたようなことというふう
なものは元来生じないわけでございます、予報
の精度の水準を保つという意味で先ほど申し上げ
ました技能水準の確保ということが非常に大切に
なつてくるかと思ひます。

混乱というふうなことでございますと、先ほど
申し上げましたような一般的な予報、これは気象
庁がやるわけでございますし、防災関係の情報は
一元的に気象庁が出すわけでございますけれど
も、その気象庁の出しております注意報、警報と
いうふうなものとは例え民間から出しております
風あるいは雨に関する情報というふうなものに大
きな差があるとはこれは非常に、例えば避難態勢を
するような場合でも問題が生じてまいります。そ
のような意味で、ユーザーの方が安心して気象

データをお使いいただくためには、今申しました
ような点につきまして現象の予測に関する技能の
水準が必要でございます。それから、気象庁が出
しております例えば警報や注意報というふうなも
のの内容について十分に民間の予報従事者が知っ
ておく必要がございますので、そういうふうな意
味を含めまして、気象のデータが社会でより有効
に使われて、なおかつ国民の皆様が御不便をかけ
ないという点におきまして、先ほどから申し上げ
ております気象予報士というふうな技術水準を確
保することが非常に重要な課題であるというふう
に考えております。

○測上貞雄君 一定の条件のもとで気象業者とい
うのが許可されるわけでありまして、そうしま
す、業者に対する許可と、予報業務を行う者に対
する資格というものを設けるということについて
は、二重のチェックになるのではないかと、言うな
らば、十八号答申に言われているように、できる
だけ簡素化をして気象情報を自由化していこう。
そのときに、なぜ業者に対しては許可で、予報士
に対しては資格というふうな二重のチェックを設
けなければならぬのかどうか。その点いかがで
すか。

○政府委員(望月謙雄君) お答えいたします。
従来から、先生御指摘のとおり、気象業務法第
十七条の一項によりまして、気象予報を業務とす
る事業者は、気象庁長官の許可を得なければいけ
ないということ、許可の手続を経ることになつ
ております。

今回、そのような許可に加えて、その許可
事業者が気象の予報を行おうとするときには、気
象予報士の資格を持った者を雇用し、これを気象
の予報を行おうとする事務所に配置しなければい
けない、そして、現象の予測についてはこの気象
予報士に行わせなければいけないということにい
たそうということでございます。
これは二重の規制になるんじゃないか、規制強
化ではないかという御指摘でございますが、これ
は私もこのように考えております。

まず第一点といたしまして、社会の高度情報化
に適合する気象情報サービスの実現を図るために
は、民間気象事業者の提供する情報を不特定多数
の国民にも活用できるように規制の緩和を図る。
民間気象事業者の内容を拡大することによって、積
極的な展開を図っていくことが適当である。こう
いう一つの考え方、これは十八号答申の考え方
でございます。

このためには、民間気象事業の健全な発展を
図る観点から、一つには防災情報との整合性の確
保と、あるいは情報の品質の確保のために適切な
措置を講ずる必要がある。とりわけ、これからは
気象予報の自由化と申しますか、一般の不特定多
数の人々に対する局地予報というものを民間の気
象事業者にもやっていただくようにしようとい
うふうにお考えでございますので、そういったとき
に一番大切な人的なよりどころとなる予報技術者
につきましては、やはり予報士の資格を持ってい
た。

ただ、そういう気象予報士の資格ができるの
で、許可は要らないんじゃないかという考え方も
出てくるかと思ひますけれども、これにつきまし
てはやはり予報業務を許可にかからしめていろ
理由というものは、このほかにも、気象庁がこれ
からも重要な責務といたしております防災気象情
報、あるいは一般向けのより広域な地域に対する
天気予報、こういったものとの整合性を図ってい
く、これとの調整を図る。あるいはまた、局地的
な予報も含めまして気象情報会社が責任を持って
気象予報をやっていくというためには、それなり
の設備、施設、要員というものは、この予報士以
外の部分も含めまして整備しなければならぬとい
う点がございますので、この点をチェックする
必要性はやはりございますので、それで許可制を
従来どおり採用いたすことにしたわけでありま
す。

このように考えておりました、ただ、気象予報
士の制度ができましたと、それによって、気象予報
を行う要員の資質につきましては細かきチェック

をしなくても、予報士の資格があれば、ああこれ
は大丈夫だという理解ができますので、こう
いったことも含めまして、許可の実際の手続、運
用につきましては、適切に緩和を図り、柔軟な対
応をいたしていくようにしたい、かように考えて
いるところでございます。

○測上貞雄君 じゃ、よろしくお願いしておきま
す。
次に、情報公開と有料化の問題であります。
午前中もこれかなり議論になりました。そこ
で、やはり気象庁の持っている膨大な資料とい
うものを公開していくわけでありまして、この
法案をつくるに当たって、言うならば情報公開を
するに当たって、気象庁は当初有料化を考えたそ
うでありますけれども、どうもだめになつたよう
であります。これはどういう理由から有料化は
だめになつたと御判断されたんですか。

○政府委員(二宮清三君) 気象情報におきまし
て、国の保有しているいろいろなデータをどうい
う格好で社会に公開するかにつきましては、いろ
いろな考えがあるかと存じます。いろいろのこと
を考えたわけでございますけれども、報道関係機
関につきましては、従来から気象庁が出してあり
ます特に一般の天気予報あるいは防災情報とい
うふうなものは、報道関係機関を通じて国民の
皆様方に伝えられているわけでございます、そ
の意味におきまして報道関係の機関の皆様方から
気象情報提供において果たす役割に関連してお申
し込みがありました。それからまた、総合的な気象
サービスの提供をいたしまして、これを推進する
ことによりまして民間気象会社等を育成する段階
に現在はまだあるというふうなことを判断いた
しました。

今申し上げましたような幾つかのことを勘案い
たしました上で、今回の法改正には今の有料化に
かかわるものは盛り込まないというふうな決定し
たわけでございます。
○測上貞雄君 この法案によりまして、民間気象
業務支援センターのところを見ますと、料金を取

るといふことになつてゐるわけです。この料金と情報公開の有料化との関係はどんな関係になるの
でございましょうか。

○政府委員(望月雄雄君) センターを設けまして必要な実費はいただくという考えはお示しいたしてゐるところでございませう。これは一見有料化ではないかという御指摘を受けるかもしれませんが、これはいわゆる提供する情報に対する対価というものでなく、情報を民間の必要とするところの確に公平に、かつ安定的、かつ継続的に、適宜適切に情報を提供する、し続ける、そのためには配信業務に必要ないわゆる配信の回線とかあるいは分岐配信装置とか、そういったものを設備し、それを使つてきちんと交通整理をした上で一元的に情報を提供するような仕組みをつくる必要がある。このための必要最小限の経費というものは、これはまさに実費でございませう。このためだけに、いわゆる情報に対する対価としての料金というものはいただかない、こういう考え方でございませう。

○洲上貞雄君 では次に、いうところの民間気象業務支援センターのあり方についてでありますけれども、この法律でして指定試験機関と民間気象業務支援センターとはどういう関係でございましょうか。もし、その民間気象業務支援センターの性格についてわかればお知らせください。

○政府委員(望月雄雄君) 先生の御質問の前半の部分でございませうが、まず指定試験機関と民間気象業務支援センターとの関係いかんというふうに承りました。

ります。

それから、この民間気象業務支援センターと申しますものの法律的性格でございませうが、これは本来一つの法律目的に従つてその目的を達成するために国が行うべき業務のうち、組織とか資金面で柔軟に対応できるような性格の業務、その方がその業務の性格から見て適当であると考えようなものにつきましましては、国のかわりに別途の公益法人等を指定いたしまして、これにかわりに行わせるということが可能でございまして、この民間気象業務支援センターというのはまさにそういう性格のものである、かように考えております。

○洲上貞雄君 恐らくそれは財団法人になると思ふのでありますが、その職員とか基本的な財産だとかの規模はどの程度になりますか。同時に、その出資される先は大体どこら辺になるのか、明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(二宮汎三君) センターの規模あるいは出資者等についての御質問でございませう。センターの基本財産、それから要員等でございますけれども、具体的にどのような気象情報を提供するかによりましてその設備等が変わつてくると思ひます。そして、提供されます情報の詳細等はまだ未定の部分もございまして、新設法人とするのか、あるいはもしその場合にはどのような関係者に御出資をいただけるのか等の具体的な事項につきましましては、今後関係方面と十分に協議してまいりたいと思ひております。

先ほど申しましたように、たくさんさんの気象情報でございませうが、その気象情報の中身によりまして配信するいろいろな設備等というふうなものが大きく変わつてまいります。そういうものを勘案いたしまして、先ほど申しましたように、これからそういったことを含めまして関係の方々と協議してまいりたいというふうに存じているわけでございませう。

○洲上貞雄君 長官、今言われたように、関係機関と十分協議してと言われるところに午前中は一番そこに不信を持ったわけですよ。今の段階で、

この法律を提案しておつて、それを具体的に受けていく受け皿の問題を明確にせずしてなぜこの法律を逆にならうと提案したのかと先ほど聞いていたわけですよ。だから、そこあたりが明確にならないからこそ午前中の参考人は逆に気象庁に対して不信を抱いているわけです。そのことをなぜもつと明確にしないんですか。

関係機関というのとはどここのことを指すんですか、明らかにしてください。

○政府委員(望月雄雄君) ただいまの御質問にお答えいたします。

私も、今の時点で、このセンターをどういう形でつくるか、どこにどういう負担をかけるかというところについて全く未定であつて、これから法律が通つてから、こちらに都合のいいように適当にやろうという趣旨は全く考えてはございませう。その辺につきましましては私も、このセンターと申しますものは、あくまでも私も気象庁が持つております、民間に御提供申し上げると非常に役立つであろう各種のさまざまな情報というものを、円滑に適切にそれを必要とする民間の方々に御利用いただくためにつくるものでございませう。

したがいまして、性格上やはりこれは営利法人ではまずいというふうに考えておりますので公益法人にならうかと思ひますが、この公益法人としてさてそれじやどういふものにするかということにつきましましては、既存のもので適当なものがあればこれにやつていただくというものは一向にやぶさかではない。適当なものがなければ必要最小限度のその受け皿としての仕組み、組織をつくるというふうなことでございませう。

組織をつくるということには、正直申しまして、これはその受け皿をつくるという意味でその組織が必要であるということであつて、組織をつくるのが本体ではなくて、その組織を使つて情報を流す、流せるような仕組みをつくるというのがポイントでございませうので、できる限り簡素で非常に関係方面——関係は何かということござ

います、これはユーザー、要するにこのセンターから情報をいただくユーザーでございませうが、そういったところに御不満の生じないようにならうと、ああそれならいいよ、納得がいくよといううな形で組み立てよう。

じゃ、そういうものができなかったらどうするのかといへば、やはりこのときには既存の組織、公益法人、例えば気象庁の場合でございませうと日本気象協会、財団法人で私どもの一つの有力なパートナーとして存在する外郭団体がございませう。この協会にやつていただくというふうなことも含めて考えることができるのではないかと、かように考えているところでございませう。

○洲上貞雄君 やはり私、この財団の規模みたいなものが不明確だから参考人の方は不快感をあらわしたと思ひます。

ですから、都合のいいようには決めないというものは、都合のいいように決めるようとしておつたんです。そういう気持ちがあるからこそ都合のいいように決めない。逆に言うと、この参考人の方々は都合のいいように決められるのではないかと、うところ不安があつたわけですが、その人達と十分協議して決めて、本当に納得いくような形で今後運営していくかどうかだけ確認しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(二宮汎三君) 再度申し上げますけれども、データを提供される方に都合のいいようにというところでございまして、そういうふうなことでユーザーの方の御意見等をこれから尊重いたしまして、その皆様の御納得のもとにこういうふうな仕事を進めていきたいということを再度お約束いたします。

○洲上貞雄君 長官の決意を聞いて、よろしくその点をお願いしておきたいと思ひます。

そのときに、新しい民間気象業務支援センターというのをつくるというのは、午前中同僚の議員からも御質問ありましたけれども、やはり新しいそういうものをつくるということは、今の規制緩和が叫ばれている時代に、同時にその規制緩和が

叫ばれているというのは官民との癒着という問題が大きな問題に実はなっているわけですね。しかし、そのときに改めて新しい財団をつくるわけですね。

そうすると、やはり従来の経験からすると、そこにはOBの方々とかいろんな方が天下りをしていくと思うのであります。恐らく最初のうちはいろんな支援をやらなきゃならないのでそういう人たちが行くかもしれないけれども、どうですか、気象庁から天下りはないと判断しますか、あると思いますか。その点、どういう認識でござい

ますか。
○政府委員(二宮洸三君) 今申されたことでございしますけれども、気象庁等で長年気象業務、特に予報業務等に携わりましていわば十分な技量を持つていらっしゃる方がおられます、それが各事業者等の御要望によってその方がその仕事の一部分を担当なさるということは十分に考えられると思いますけれども、気象庁といたしましてそういう方を今申されましたような、先生が御心配になりましたような形でそういうことはいたすつもりはございません。

○洲上貞雄君 そうは言っても全然ないということではないでしょう。ですから、世間からひんしゆくを買わない程度にひとつやっていただきた

と思います。
そこで、先ほどのそういう法人をつくっていくのに適当なものがあるかどうかというふうに言われましたけれども、私は日本気象協会の中にちゃんとやればよいというふうに考えるわけです。そして、そこで問題があるとすれば、そこをきちっと整理をして、情報を出すところと公益的なところというふうに分けて、収支なんかはきちんと整理をしていけばいいわけでありまして。長官は天下り先には絶対にしたくないというふうには言われるけれども、やはり私はそれはならないだろうというふうに思うのであります。どうでしょうか、日本気象協会の中に民間の気象業務支援センターというものを分けて入れるという考えはござい

せんか。そのあたりについてどうお考えなのか、お願いします。

○政府委員(二宮洸三君) センターとして気象協会を指定してはいいかというお考えでございしますが、現在気象協会は既に暫定的に気象庁が保有しております情報の配信事業を実施いたしております。ただ、気象協会それ自身がそのデータのユーザーでもあることがございまして、そのセンターの公益性と申しますか透明性を確保する措置が講じられることが望ましいと思っております。

したがって、指定をする法人の新設、既設を問わず、このような観点から関係者にも御相談して、センターの公益性あるいは透明性というふうなものを確保して対応してまいりたいというふうに存じております。

○洲上貞雄君 時間が参りましたので最後の質問になりますけれども、どうか運営に当たっては万々慮のないようにひとつよろしくお願いを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、気象庁長官に決意をお聞きたいわけでありまして、地球規模の環境問題というのが国際的に非常に関心が高まってきているわけでありまして、地球環境に關する気象庁の役割というのは今後ますます大きくなっていくと思うのであります。したがって、環境問題に対する気象庁長官のお考えや意気込みや今後の決意を聞いて、私の質問を終わりにします。

○国務大臣(越智伊平君) 先ほど来いろいろ御質疑をいただき、政府委員が答弁をいたしておりますが、ただいまの質問の地球規模の環境問題、このことも非常に大事であります。したがって、できるだけそういうもの、時代の要請、あるいは世界の仕組み、こういうものを考えて進めていきたい、こういうふうに思っております。

それから、先ほどの質問の中にありました、気象庁を少しないがしろにしておるんじゃないかというふうなお話でございましたが、決してそういうことはございません。非常に技術も日進月歩に進んでおりますし、コンピュータ等もやっぱ

新しいものを取り入れてより精度を高くしよう、こういうことで努力をいたしております。また、今折衝いたしておりますが、気象観測船、これも新しいものにかえなれないかなかなかやれないのではないかと、こういうことで、今実は折衝をして建造しよう、こういうこともやっております。また、それとともに、ロシアの原子力関係の廃棄物の日本海への投棄、このことについても観測を今やっておりますが、より精度を高くひとつやろうじゃないか、こういうことで今お願いをしております、こういうことであります。

それからもう一つは、今長官からお答えいたしました、この機関が、例えば支援センターがございしても、これは天下り機関ということではございしません。しかしながら私は、技術的にあるいはノウハウを持った有能な人は、やっぱり気象庁に勤めておった人もやむを得ぬのではないかと。みんな合わせて日本の、我が国のレベルが世界の先端を行くように私はいたしたい、そういうことを長官の方にも伝えてございします。この機関自体が天下り機関と見られるようなことは困る。しかしながら、有能な人は入ってもらうこともあり得る。このことをはっきりしておかないと、天下り機関と言われよう、汚名を受けるようなことのないように努力はしていきます。しかし、OBあるいは有能な人がおれば行ってもらうというふうなことも考えざるを得ない、こういうふう

に思っておりますので、どうぞひとつ御支援、御協力をいただきます、よりよいものにしてまいりたい、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○櫻井規順君 それでは、ちょっと角度を変えながら、かつまた同じところに行くかもしれないんですが、最初に、昨年の三月二十三日、ほぼ一年たつわけでありまして、気象審議会の答申十八号が出ました。私これを全部読みまして、いわば高度情報化社会のもとにおける気象情報のあり方として、答申としてはすぐれた内容だというふうに思うわけでありまして、これをごく簡潔に一分以内ぐ

らいに、この十八号答申のポイントというのはどういうふうな気象庁さんまとめておられるでしょうか、御説明をお願いいたします。

○政府委員(二宮洸三君) 気象審議会第十八号答申のエッセンスでございします。これは、高度情報化時代になりましたので、気象情報サービス全体のレベルアップを図るということでござい

ます。まず、官民の役割分担によりまして気象情報サービスをより一層推進するというところでございします。それから、気象庁自身がメソ量的予報というふうな、従来のよりもさらにきめ細かな予報を出すということもその前提として必要なことでござい

します。
それから、今申しましたような気象庁が所有しておりますデータを民間にお配りいたしまして、それを最大限に活用していただくための必要な方策をとるということでございします。

それから、特に防災情報に關してでございますけれども、これは一元的に国のする仕事でございしますが、関連する機関と連携、協力を密接にいたしまして、より有効適切な防災情報を出していかなければならぬというふうな点に十八号答申のエッセンスは集約されるというふうに存じております。

○櫻井規順君 その答申が今度の法案にどういうふうな生かされているかという点について伺いをしていただきたいと思います。

この法案は答申のエッセンスを全部酌み取っているというふうに理解してよろしいでしょうか。ちよつとつけ加えますと、法案の説明の中に、一般向け天気予報、それから防災気象情報、そして今度の法案の中心になる民間気象事業に対する気象情報の提供と、こうあるわけでありまして。答申とこの法案の關係についていかがでしようか。
○政府委員(二宮洸三君) お答え申し上げます。ちよつと順不同になるかと思いますが、お許し

まず防災情報でございます。気象審議会第十八号答申におきまして、防災情報に關しまして関係機関と連携、協力をさらに強化して仕事を進めるようにという答申をいただいているわけでございます。防災業務の高度化に關しましては、現在の気象業務法の枠内におきましても今答申にありましたような対応が可能であります。したがいまし、今回の法改正の対象とする条文の中には今の防災に關することが入っておりませんけれども、それは現在の気象業務法の枠内の中で今申し上げましたようなことが対処できるということで、防災に關する部分が今回の改正案の中には含まれていないわけでございます。

それから、先ほど申し上げました、気象庁の所有するデータを民間に開放いたしましてより有効にお使いいただくための種々の方策をいたしまして、先ほど来申し上げております気象予報士制度あるいは支援センターというふうなものがこの法案に盛り込まれているわけでございます。

○櫻井規順君 防災気象情報はまた後でやりますが、ただちょっと気になるのは、気象庁以外の事業者が気象情報を提供することをこの法律は中心にしていることはよくわかるわけです。しかし、その一般向け気象情報と防災気象情報の気象庁の業務といまいしょうか、これから臨む態度というのは従来と変わらざることに理解しているかどうか伺います。

○政府委員(望月雄雄君) 先生御指摘の点、その一番大切な点、防災気象情報については今後どうするかということでございますが、これは私ども気象庁にとりまして、防災気象情報と申しますものは私どもの気象庁の気象業務の中でも根幹をなす極めて重要な業務であるというふうに認識いたしておりますし、また気象業務法の中でもそのような位置づけがなされております。今後とも、この防災気象情報の提供につきましては気象庁が一元的に責任を持って対応してまいりたいと考えております。

○櫻井規順君 一般向け気象情報の方は、今度の

法改正と気象庁以外のサービスを強化することによって変わるところがあるわけでありまいしょうか。

○政府委員(望月雄雄君) 一般向けと申しますか、いわゆる不特定多数の国民に対する天気予報、気象情報の提供、これにつきましては基本的ないわゆるナショナルミニマムと申しますか、国民一般が当然に受けるべきサービスとしての気象情報の提供、天気予報というものは、防災気象情報でない一般の予報につきましては今後とも引き続き気象庁の基本的な業務として行っていくということでございます。

ただ、その一般向けの天気予報の中で、局地的な天気予報、地域の地形とかあるいは特殊な環境状況、地形その他と密接に結びついた特殊な気象状況というものが発現しやすいような場所、あるいはそうでなくても非常に狭い特定のエリアについての気象情報、天気予報というものは、これは民間の気象会社にも積極的に参画してもらってきめ細かい天気予報を提供していただけるようにして、結果として国民に対する天気予報サービスの内容の質的な向上、多様化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井規順君 そのことは結局、新しい観測技術の改良なり情報の処理の高度化なりは、気象庁単独でやったものが一般向けの国民にサービスされるというよりも、一遍気象庁以外の事業所で処理された高度化した情報をまた気象庁が使うということになりますまいしょうか。

○政府委員(二宮汎三君) ただいまの御質問でございますが、基本的に申しますと、いろいろな気象情報を最も高度化する根幹の働きをいたしますものは気象庁でございます。つまり、気象衛星でございますとかレーダーでございますとかアメダス、あるいははるもろの観測データを使いまして、スーパーコンピュータ等を使いまして私たちの言葉で申しますと客観解析を行い、それから数値予報を行うわけでございまして、これらがあらゆる意味におきまして予報データの根幹をなす

ものでございます。それによりまして、先ほど来申し上げておりますように、防災情報それから一般向けの天気予報の精度向上、さらにきめ細かなサービスをやるわけでございます。

それと同時に、今申しました国としてやります仕事以外に、特定の地域あるいは特定のユーザー、あるいは特定の用途を持った方々は今申し上げましたものだけではまだ不十分という方がいらっしゃるわけでございまして、多様なニーズがございます。それに対しては、気象庁がつくりましたはるもろの解析データあるいは数値予報データ等を民間の方に提供いたしまして、特別な地域あるいは特別な用途に対して使いやすしい形で加工する、いわば二次加工いたしましてそれを御利用いただくというのが今回の私どもが考えております全体のデータのフローあるいは利用に關する枠組みでございます。

○櫻井規順君 このことはまた時間があつたら後でちょっと触れたいというふうに思います。防災気象情報の関係も後でやらせていただきます。

今問題になっております、気象業務法の改正によって一番受益者になるべき気象事業振興協議会の皆さんが、この法案が提出される時点からいろいろと見解を表明されております。私も参考人の会をやりました、政府の原案に対して、特に気象情報業務の面で法制化の面がノータッチでございますので、その面から問題があるのではないかと。政府原案に対してや批判的な、角度を変えた建設的な提言ができる参考人と苦勞した過程があつたわけですが、きょう聞いてみますと、今測上委員がおっしゃいましたように、そんな心配はなくてむしろ政府原案に対して大変批判の強い意見を聞いたところでありまして、自民党推薦の参考人からあれほど内閣提案の法案に対して批判を聞いたのは初めてでございます、非常に準備の過程が問題だなどと感じましたものであります。

そのように今回の改正法案が最も恩恵に浴すべき四団体からも批判があるという点は、簡潔に言つて何と何がポイントとしてあつた、あるいはどこに欠陥があつたのか、簡潔に答えただければありがたいですが。

○政府委員(二宮汎三君) 私ども、この法案に關係いたしました新しい気象サービスのあり方につきましては諸団体の方々と十分に誠意を持って話し、また相互の理解を深めてきたつもりではございますけれども、先生御指摘のように若干の皆さんの御懸念があつたというふうに受けとめております。

一つ、皆さんの御懸念がなぜ生じたかと申しますと、先ほど来言つておりますところの、データの対価ではないのではありませんけれども、データの配信に關する実質負担というふうなものにつきましては私たちの説明が至らなかったのか、あるいは皆様十分に御理解いただかなかつたのかもしれませんけれども、その辺で配信にかかわる実質とそのデータの対価というふうなものが一部の方々に混同されて誤解を招いていたのではないかとこのように思われます。

それから二番目といたしまして、いろいろなディテールについてまだ十分に詰まっていないう点があつたという御指摘でございます。これはまた別の面から見ますと、私どもが一方的にいろいろなものを御提案して了解を得るということのみでは不十分でございます、皆様方の御意見を伺つてまた我々の考えを変えていくというプロセスが必要であつたわけでございます。その辺につきまして、私たちの意図していたことが十分に伝わらなかつたことがあつたかという点につきましては反省をいたしているところでございます。

○櫻井規順君 私はまたそれを見ておりまして、幾つか委員からも質問が出たんですが、なぜ合意が得られにくいのか、得られないのか。一つは、やはりこれだけ許認可権限を運輸省サイドから見てもできるだけ緩和をしていく、少なくしていく。特に経済活動に対する許認可権限は緩和をしていくという方向で、こういうものが強化されていく。それから、行政機関直属の財団法人をまた新しくつくるぞと、それから天下りの危険性ありと、そ

今測上委員からも具体的に指摘されましたの

けますでしょうか。

くるのではないか。

うふうに考えております。

たものについての知識、技能というものが十分あ

になろうかというふうに考えております。

を持った方が必要になるのでしょうか。

方を言うのか、その辺はいかがでしょうか。

いというふうに考えております。

にきりきり。

す。

○櫻井規順君　なおいろいろあるわけですが、次

に有料化の疑問の問題でございます。

いきますでしょうか、いかがでしょうか。

いか。

であることは必要ないであろう。

えております。

はあろうかというふうに思います。

午前中も若干関係者と質疑を交わしたわけであ

ていますでしょうか、いかがでしょうか。

います。

いうことは、これはよろしいわけですね。

す。

問をいたします。

自治省、建設省おいでくださっているでしょう。か。それでは後回しで恐縮ですが、建設省、自治省、後で質問させていただきます。

最初に気象庁の方に。

この気象審議会の答申は、災害気象情報につきましても非常に私はずれた中身になっているというふうに思います。私は過去二度ほど集中豪雨の問題をこの運輸委員会に取り上げまして提言をしてまいりましたことが、答申案としてはおおむね見事に表現をされているというふうに思います。ただ、気象庁の責務がその中で明確に規定されていないのが玉にきずだというふうに思うわけがあります。

そこでお伺いをいたします。いずれにしても今の現行法では不十分です。現行法では、気象庁が災害の予報と警報のときにファクシミリで関係機関に情報を流せば事足りると言っては極端ですが、私はそういうふうに確認してまいりました。が、そうだとおもうに思うわけがあります。問題は、日ごろの気象観測の成果も、これ十一條にかかわる問題でしょうか、それもまた自治体の端末に入るようなそういうシステムが必要だということに思うわけがあります。今度の答申は非常に見事なことが書いてあるわけがあります。とにかく、コンピュータによって気象庁と関係機関との間をオンライン化して災害をできるだけ早くリアルに把握をするということになっているわけがあります。

まず最初に気象庁に。現行法では今の気象審議会の答申を満たし得ないと思います。十一條の改正を初め、気象庁と関係機関、とりわけ地方自治体との関係の明確な規定というのが必要ではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(二宮三三) 先生が今御指摘なさいましたように、地方自治体等におきましていろいろなデータを現在持っておられます。例えば、観測データの効率的な収集の観点からは民間気象事業者の活用を図ることについてはもちろん異存は

ございませんが、地方自治体と気象庁の連携については、基本的には県等の地方自治体が既に整備しておられます防災システムと気象庁のシステムとを効率的に接続することによって相互のデータの交換が可能になっているかと思ひます。

現在の業務の枠組みの中で、例えば東京都、富山県等地方自治体の整備しました高度の防災情報システムと気象庁あるいは地方気象台の情報システムとの接続が図られてきているわけでございます。これは非常に有効でございますので、気象庁といたしましては今後ともこの方向を鋭意推進していきたいというふうに考えております。

今手持ちのデータで申し上げますと、宮城県と仙台管区気象台が平成四年八月一日からシステムによりましてデータの交換をいたしております。それから東京都と気象庁でございます。これは平成三年の四月一日からシステムによりましてデータの交換をいたしております。それから神奈川県と横浜地方気象台が平成五年三月一日からでございます。富山県と富山地方気象台でございますが、平成五年四月一日よりシステム交換。石川県と金沢地方気象台、それから岐阜県と岐阜地方気象台、これはファクス等によるデータ交換でございます。同じ方式でございますが、三重県と津地方気象台がファクス等によりましてデータ交換を打ち出しております。香川県と高松地方気象台、大分県と大分地方気象台につきましましては、システム交換によりまして相互のデータ交換をすることを現在検討中でございます。

このように現在のところ、既に何方所かで地方自治体と気象庁あるいは地方気象台との間におきますデータの交換が行われておりますし、これからこの方向で業務を進めていきまして、より効率的な防災気象業務を進展させていきたいというふうに存じております。

○櫻井規順君 ありったけの事例を御紹介いただいたような感じがしますが、我が静岡県もサイボスというのをやっています。それは気象庁の技術指導も得ながらやっております。

問題は、それは地方自治体側のイニシアチブで進められているケースが多いのではないかと。気象庁の責務、運輸省の責務という形でもって進められたいわば法律的事項でないことは明確だというふうに思ひます。

そこで問題は、基礎自治体、たくさんある河川の水防責務を負っている市町村のところで水防と気象庁のもろもろの情報リンクされなければ意味がないわけでありまして。そういう意味で、今度の答申はそのことに触れているというふうに私は理解しています。そういう意味で、今後気象庁としてこういう市町村を見詰めた、水防の第一義的な責務を負った市町村と気象庁の情報コンピュタの端末機でつながるといふ展望と施策はお持ちでしょうか、いかがでしょうか。簡潔に御答弁ください。

○政府委員(二宮三三) 現在のところは、一番完成した姿に近い情報ネットワークあるいは観測ネットワークを持ってあります府県等の地方自治体と気象庁のデータの交換が最も現実的なものでございまして、これを先頭に立てまして、そこから業務の発展を図ってきたわけでございます。が、今後そういったものが完成しました場合には、その次のステップとして先生御指摘のようなこともこれから鋭意検討していく必要があるというふうに存じております。

○櫻井規順君 恐縮でございますが、建設省。建設省もまたこの気象審議会に参加されて、委員とおなりになって答申作成に貢献されているというふうにも伺っております。建設省から見て、今度の気象審議会の答申というものが気象業務法案にどう反映されているところになるのか。あるいは建設省がお進めになっているのは、国の一般河川のまたその中の大きな河川を直接おやりになっているわけでありまして、今後の河川の情報、コンピュタで各級機関がかなりつながってきているというふうに思ひますが、建設省から見て今後の気象庁と関係機関のオンライン化というものはどう進めていくお考えであるのか、進めていって

いいのか、その辺の関係をちょっと御答弁いただけますでしょうか。

○説明員(和里田義雄君) 先生の御質問、幾つか御指摘いただいているわけでございますが、気象審議会の十八号答申を生かした形で今回の法律の改正、これはこの部分につきましては行政上の防災機能の強化というものに直接的には触れるものではないかと思ひますが、民間気象事業者等への情報提供が充実されるということですので、局地的かつ細かい天気予報情報の把握が個人レベルでなされるということが充実するということとは、個々人の皆様方がそういう情報をつかむチャンスがふえるということでは非常に大事なことでございまして、認識しております。

それから、今先生お話しされましたように、私も建設省と気象庁の間では、水防法の十條の二項に基づきまして、気象庁と共同いたしまして、洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定いたしました。洪水予報を行っております。平成四年度末では四十三の水系、八十河川、これに基づきまして指定いたしました。予報情報は防災機関に通知されるとともに、報道機関を通じて一般に周知されるということになっております。今後とも気象庁と密接な連絡をとりながらこれを進めていく。さらにまた対象の指定河川、これも年々少しずつふえているという形で、これを拡大していきたいと思っております。

それから、気象庁と防災関係機関との情報のネットワーク化、これを利用した防災気象情報の伝達の迅速化、これは先ほど先生のお話の気象審議会の答申の中にも強く位置づけされているわけでございますが、我々としてもこの趣旨に沿った形で今後関係機関の情報のネットワーク化ということとは意義あることと認識いたしております。

○櫻井規順君 建設省のこの建設経済局電気通信室のいろいろな気象観測、治水の上にあるいはがけ崩れ、いろいろなところかと思ひますが、電気通信室の業務と、それからちょうど気象庁と今度のセ

ンターが共通しているのかなと思うんですけれども、財団法人河川情報センターというのがあるわけでありまして、電気通信室と河川情報センターとの関係はどういう関係になっていきますでしょうか、簡潔に。

○説明員(和里田義雄君) 電気通信室と申しますのは、私も直轄で防災上の連絡を旨といたしますマイク回線、これの整備をし、かつ維持管理をするということを中心としたしてあります。さらには、私も組織内の情報を密にしながら防災の情報を我々の機関内で連携をとって対応できるようにすることのほかに、そのパンフレットにありまして、衛星通信システムへの対応ということで通信衛星から三号を利用した災害情報の把握、それを踏まえた機敏な対応への活用というふうなこともその通信システムが行っております。

それから河川情報センターでございますが、これは出水時におきまして正確な雨量、水位など河川情報を地域の防災機関に対してより早く伝達することが重要ということから、昭和六十一年の十月に設けましたのが財団法人の河川情報センターでございます。昭和六十一年の六月から建設省が管理いたします河川にかかわります雨量、水位などの河川情報を河、都府県、市町村約七百の防災機関に提供を開始したところでございます。現在では、国が管理いたします河川、そして十九の都府県知事が管理します河川、これにかかわります河川情報を全国の約二千九百五十の防災機関に情報提供いたしておりますところでございます。

○櫻井規順君 ありがとうございます。

自治省、自治省もまたこの気象審議会に参加されて答申に貢献されているわけでありまして、自治省から見まして、今度の気象業務法案とどんなかわりがあるのか、かわりがないのではありませんかと思っておりますが、しかし答申の中身に盛り込まれている問題は、基礎自治体と気象庁との情報のオンライン化が基本になっているわけでは

あります。それは今後どんなふうにお進めになっていくのか、気象行政に対する期待も含めましてお話しただけですででしょうか。

○説明員(牧野清文君) まず十八号答申についてでございますが、災害に関しまして気象庁が発します警報、注意報など、これらにつきましては防災対策上極めて重要な役割を持つていっていることについては申し上げるまでもございません。私も常にそのような認識を持つていっているわけでございます。

したがって、近年におきます情報処理技術の成果を踏まえまして、情報の総合化を図るといったことでございまして、地方公共団体とのオンライン化を進めていくということ、そういった気象情報の質的な向上あるいは拡充が図られますことは地方公共団体を含みます防災関係機関にとりまして大きな意義を持つていっている、そのように理解をいたしております。

消防庁といたしまして、こういった市町村の防災体制の強化の一環といたしまして、平成四年度から雨量、水位といった観測データを迅速的確に収集いたしまして無線装置などによりまして伝送することができ、そういった機能を持ちましたテレメーター設備でございますが、これを付加いたしました市町村の防災行政無線、この整備を消防防災設備の整備費補助事業あるいは防災まちづくり事業の対象といたしてございます。これらの制度の活用によりまして今後とも市町村の防災行政無線の整備促進を図ってまいりたい、このように考えてございます。

なお、この答申に関連いたしまして、水防対策におきます気象庁の防災気象情報、極めて先ほど申し上げましたように重要でございます。災害の予防におきまして大きな役割を果たしているわけでございます。そして、そのような観点から、気象庁におかれましては今後ともよりきめ細かな情報を提供していただくよう消防庁といたしましても期待申し上げます。以上でございます。

○櫻井規順君 ぜひ全市町村に、あるいは特に集中豪雨等災害多発市町村に早急にオンライン化を進めなければならないというふうに思うわけでありまして。新社会資本の整備いろいろ言われておりますが、この面にも大蔵省としてかなり配慮していただくべきものではないかと思っておりますので、主張してまいりますので、どうぞ当該の消防庁におかれても推進されるように要望をしておきます。

時間がございませんので、最後に気象庁。気象庁の方の一連の資料の中では、官民分担の中で気象防災を気象庁の仕事として気象庁の方に位置づけられておりますけれども、これは気象庁の各官署とリンクするよりも、基礎自治体は現実には気象庁以外の民間の事業所とリンクする方が手取り早いからもう始めているわけですね。第三セクターで今幾つかの事例が長官から出されましたけれども、基礎自治体の方では中間に合わないものですか。それから、今度の気象業務法の改正は、市町村から見ても、気象防災対策を気象情報上進める場合は、これは気象庁以外の事業所と組んだ方が早いということになるわけですね。これは明確なんです。だから、気象庁固有の仕事として位置づけられておりますけれども、それは現実には違う方向に行くんじゃないですか、気象庁がそこまで責任持つておやりになりますか、そのところを聞きたいのですがいかがでしょうか。

○政府委員(二宮流三君) 防災情報の基礎になります気象観測でございます。これはいろいろな観測がございまして、十分な予告時間を持ちましていろいろな注意報、警報を発表するということのためには予報精度の向上が不可欠でございます。予報精度の向上のためにいろいろな観測設備、施設というふうなものを維持管理しているわけでございます。いま、気象庁といたしましては防災業務の充実に向けてきていますので、台

風、集中豪雨等の観測、あるいは予報体制の強化というふうなものをやってきていますわけでございます。

ます。そのような成果と申しますのは、いろいろな防災情報として直接的に社会にお伝えしているわけでございます。

それから、先生が今おっしゃいました、市町村と民間との間というお話がございましたけれども、気象庁の出しております注意報、警報というふうなものに加えて、さらに非常に狭い範囲を特定いたしましたようないろいろな予報データが出るということは、それらを併用することによりまして実際の現場におきましていろいろな防災活動あるいは避難活動等に非常に有効に役立つものではないかというふうな存じております。

○櫻井規順君 現在は気象業務法の十五条で、十三条の予報と警報がそれぞれ府県段階の気象台から県へ、これは直接リアルタイムで電話で話しすることもあつたように。しかし、基本的にはファクスで県に予報と警報が行きまして、県が全市町村にファクスで流す、市町村はそれを見るだけ。現状はこうだということをまず確認する必要があります。問題は、それを今度気象庁と市町村自治体とをオンライン化するというわけですか、リアルタイムに。これはさばらしいですよ。それと今回の気象業務法並びにこの気象業務法と並行してこの審議会の答申をどう具体化するかということはいま少し明確にしてほしいわけでありまして。少なくとも今の十五条の段階からなお前進するというのをもう一遍御答弁いただけますか、どういふふうに進捗はできますでしょうか。

○政府委員(二宮流三君) 先ほどから申し上げておりますように、気象庁から出ておりますいろいろな情報でございますが、これは県のシステムを通して即時に各都道府県内の市町村に伝達されていくルートがございまして、でございます。これを現在第一義的に充実することを我々の当面の目標としていまして、

そういうふうなものが進みまして次の段階として先生御指摘のようなものが当然考えられるかと思っておりますが、現在のところでは気象庁と府県等を

ダイレクトに結ぶものの充実が第一義的に現在進行中であるというふうに認識しているところでございます。

○櫻井規順君 もう時間がありません。

要するに、水防に第一義的に責任を持つ市町村長さんが、異常な気象状況の中で気象台と結んだ端末機を見ながらメソスケールの情報もチャンネルをひねれば見える、それから自分の局地的なごく短い時間の雨足の状況を把握できる、そういう体制をつくらなきゃならぬということを審議会の答申が言っているというふうに理解します。そういうものにどう近づけていくかという実際の制度の整備と法整備が必要なきに來ているというふうに思います。

最後にどうでしょう、運輸大臣、お聞きして、所感を聞かしまして私の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(越智伊平君) いろいろ御質問がございました。実は私の選挙区に県が管理をしておるダムが二カ所ございます。やはり降雨量とかそういうものを気象台と連絡をとって、それによって台風なら台風が来ないうちに放水をする。これは後の河川の管理とかそういうことがあるのであろう、こういうふうに思いますが、そういうことが進められております。

また、今飛行機の事故もございましたが、飛行場にいたしましても、やはり海岸もあるし山もありますし、いろいろ北海道もありますし沖縄もある、こういう状態であります。またリゾート開発も全国各地、しかも山、海岸、局地的なことがたくさんございます。こういう防災の面からいっても、あるいはその他情報をより正確に、より高度化していくことは非常に大事であらう、かように思うのであります。

こういう面からいって、気象庁ももちろん大いに努力をして、今後世界的なレベルの優位性を保ちつつやっていかなければならない。しかし、局地的な問題はやはり気象庁だけではちょっと難しい。でございますから、やっぱり民間、ここで

やっていただく、こういうことにいたしたい。こういうことからこの法案を提出したわけでございますが、今後大いに十分関係者と話し合つて、国民のニーズ、これにこたえていくように進めてまいりたい、かように思う次第であります。

○櫻井規順君 終わります。

○河本三郎君 自民党の河本でございます。早速質疑に入らせていただきます。

気象審議会十八号答申では、高度情報化社会における気象サービスのあり方について方向づけを指摘しているように、気象情報は国民生活、産業活動等と密接なかわりを持つている基本的な情報であり、我が国の経済社会活動の発展とともに気象情報の内容もさまざまな需要に弾力的に対応できる仕組みを考えるべきであります。

情報処理技術の発達を背景に、気象庁ではスーパーコンピュータの導入、コンピュータネットワークワーク等の整備あるいは高度な観測システムの近代化等を進めてきていると聞いておりますが、先日視察を行い、民間においても気象予測の面で技術水準が向上し、国民の要求する多様な気象サービスにこたえ得る基盤が整いつつあると感じました。

気象情報は、産業界においては特に流通業を中心に市場予測の有力情報として活用されております。生活大国を標榜している我が国においては、国民の余暇活動がますます盛んになり、気象サービスの多様な提供が要請をされております。

また防災面では、都市化による災害形態の変化に対応した防災気象情報の一層の充実が求められております。

このような状況を踏まえ、今後の気象業務の推進体制についてお尋ねをいたします。

○政府委員(二宮洸三君) お答え申し上げます。先生今御指摘なさいましたように、昨年の三月に気象審議会が第十八号答申を出したわけでございますが、これは高度情報化時代におきます気象情報サービスのあり方をまとめたものでございます。気象情報に對しまして非常に社会の要望が多

様化したしております、これにこたえて現代の時代にふさわしい気象情報サービスを実現するために、気象庁あるいは関係機関、民間気象事業者等の密接な連携、協力によって総合的な気象サービスの展開が必要である課題であるという旨がこの十八号答申で指摘されております。

この答申を受けてまして、欲しいときに欲しいところの欲しい種類の気象情報が社会の皆さんに直接届く必要があるわけでございまして、国民の各層におきまして適宜適切にアクセスできるように気象情報サービスの提供体制の整備を早急に確立することが必要でありますし、社会の要請であるというふうに考えております。

気象庁といたしましては、今申しましたようなことの実現に真剣に取り組んできたわけでございまして、このために気象庁と民間気象事業者との連携、協力関係を今まで以上に強化いたしまして、総合的な気象事業の推進を図ることが必要でございます。

気象庁は、国民の生命財産の安全の確保にとつて最も重要であります防災業務の高度化にまず取り組むわけでございますが、同時に一般の天気予報につきましても、現在の予報を発表しております地域をさらに細分化いたしまして、より具体的かつ予報精度の高いデータを提供するという重要な役割を持つていこうというふうに認識いたしまして、このために必要な必要の設備整備を進めていこうとております。

それから、民間気象業務の振興が今申し上げました十八号答申を実現するために必要なわけでございまして、このためには、気象庁が保有しております非常に貴重な気象情報について、要請に基づいてそれを公開し社会に提供すること、ことが非常に必要であります。

そしてまた、社会の予報技術に関しまして、気象庁からのいろいろな技術移転というふうなものも積極的に進めてまいりまして、今申しました三本の柱をそれぞれしっかりすることにによりまして、気象庁の業務を進展させ、また民間の気象技

術も発展させまして社会のお役に立ちたいというふうに考えているわけでございます。

○河本三郎君 次は気象情報の有料化に対することとありますが、報道機関は気象業務法第十一

条、十三条の定めにより、国民が必要とする気象情報の伝達の責務を果たしております。気象情報は、防災の面、国民の利便性の確保のために直ちに確実に国民へ伝達されるべきものであり、気象庁の発表する情報は国民共有の財産として報道機関に提供されるものであり、気象情報の有料化は問題が大きいわけであります。法律に示されている気象業務支援センターは有料化への布石であるとの声も聞かれますが、これに對してお伺いをいたします。

○政府委員(二宮洸三君) 気象情報の伝達におきまして、気象業務法の規定等に基づいて報道機関の果たしているお役目につきましては、我々気象庁といたしましても十分に承知いたしているところでございます。気象情報が防災の面あるいは国民生活の利便性の確保に果たす役割は非常に重要でございますので、今後とも報道関係機関とは十分な連携、協力を図っていく必要があると従来から考えているところでございます。

で、関係者からの申し入れ等がございまして、これにつきましても再三再四申し上げているところなのでございますけれども、気象庁は今回の法改正におきまして、報道機関の皆様方が御懸念なさっておられるような気象情報の有料化を図る意図はございませんので、重ねてはつきりとお伝え申し上げます。

本法案におきまして、民間気象業務支援センターは、総合的な気象サービスの提供を推進するための民間気象事業の振興を図るために不可欠なものでございまして、気象庁の各種保有している気象データを提供するための体制整備を行うものでありまして、その必要性は気象審議会の十八号答申にも指摘されているところでございます。センターによりまして利用者への情報配信は、これはデータそのものの対価ではございません

で、データを配信するための実費負担を考えているわけでございます。情報そのものの対価等は求めるものではないでございますので、有料化等の布石となることもございませんので、ぜひこの点につきまして御理解を賜りたいというふうに存じます。

○河本三郎君 気象情報サービスに関する国民の多様なニーズへの対応については、民間気象事業者の果たす役割は今後ますます大きくなるものと考えております。今回の法改正では、民間気象事業者の振興を図るための基盤整備の点では評価されますが、具体的な運用に当たっては民間気象事業者との十分な協議が必要であるの言うまでもありません。

〔委員長退席、理事松浦孝治君着席〕

振興協議会はこれまで十分な説明がないことに遺憾の意を表明しておりますが、対応はどのようになっているのか伺いをいたします。

○政府委員（望月謙雄君） 先生ただいま御指摘のとおり、気象事業振興協議会からはいろいろ私どもの法案についての御意見等を承っております。三月十九日付でも気象庁長官に對しまして本法案に対する申し入れをいたしております。

この申し入れの趣旨は、気象庁長官あて申し入れが行われた後の記者会見におきまして、同協議会の鈴木会長、本日の午前中の参考人として御出席いただきました鈴木会長さんが明らかにしておられますとおり、本法案に反対ということではない、ただ、種々疑問もあり、今後制度の具体的な運用、実現段階において十二分に自分たちと協議してもらいたい、そして自分たちの納得のいく形の制度をつくり上げてもらいたいという御意見は承っております。

私ども、このような意向を十分に受けまして、今後この制度の具体的な運用に至るまでの過程において、同協議会との協議は十分に行うことになしております。ユーザーの不満のあるような形で一方的な押しつけをやっていくというような考えは全く持っておりませんので、この点を協議

会に對しても十分お話し申し上げ、御理解をいただいくというふうに考えておる所存でございます。

○河本三郎君 我が国は海運国であり、海外との貿易、物流の円滑化は国の根幹的な事業として最重要課題の一つであります。広大な外洋上における気象、海象情報の充実、船舶の安全運航、経済運航の確保にとつて極めて重要であります。また、地球環境問題への対処という観点からも、モーターシフトを推進すべきであり、内航海運の国内物流において果たす役割はますます増大し、近海及び沿岸における気象情報の充実は重要であります。

さらに、地球環境問題への対応のためには、地球温暖化等の把握及び予測に関する科学的知見の高度化を図ることが重要な課題であります。特に、温暖化と密接にかかわっております二酸化炭素等の温室効果気体の動向は、海洋の果たす役割が大きいと聞いております。海洋観測の充実が必要であると考えております。海洋における情報サービスの充実に対する民間気象事業者の果たす役割についてのお考えをお聞きしたいと思っております。

○政府委員（二宮流三君） 気象庁では現在、海洋気象観測船、静止衛星、ブイロボット等によりまして外洋域それから我が国の周辺海域におきます海洋や海上気象の観測を実施いたしております。それからまた、沿岸波浪観測設備、検潮観測設備等も運用いたしております。これらの観測データに加えて、さらに一般船舶、船舶からも気象データが通報されてまいっております。これらのデータをもとにいたしまして、海上におきます気象、波浪、海水等の予警報を行っているほか、海洋に関する情報を提供いたしております。海洋に関する情報と申しますと、海流でございますとか海面の温度等でございます。

これらのデータは、船舶の安全運航あるいは経済運航の確保にとりまして最も重要なものでございます。特に重要なものとしたしまして、波浪の

予報、海上の風に対する予報がございまして、これらの予報精度の向上が非常に重要なこととなっております。

これらの予報情報の内容を充実させますためには、技術開発が気象庁の最重要の課題と認識いたしております。現在新しいこれらの現象を予報いたします数値予報モデルの開発に取り組んでいるところでございます。これらが完成いたしました際には、沿岸におきまして非常に細かなスケールでの波浪予報の提供が実際に実現するというふうに考えてまして、その実現に最大限の努力を払っているところでございます。

また、最近の気候の温暖化等地球環境問題が非常に社会の関心を集めているわけでございまして、船によりまして西部太平洋におきまして、洋上から海洋の深い層に達します厚い層にわたって二酸化炭素等温室効果気体、オゾン層破壊関連物質等の観測も開始いたしております。そしてまた、これからのこれらの観測体制をより充実していきたいというふうに思っております。

それから、異常気象でございまして気候変動と深く海洋がかかわっております。特にエルニーニョ現象の監視、予測等の業務を開始いたしております。また、大気、海洋を総合的に結合して予測いたします大気・海洋結合数値モデル等の高度の研究も進めておりまして、地球環境問題に積極的に取り組んでおるわけでございます。

これらの海洋気象業務につきましては、観測船の代替建造でございまして各種観測施設の更新、近代化等いろいろな改善も図られております。さらにスーパーコンピュータ等の電子計算機によりましてより細かな予報のプロダクトを出すということも重要な仕事の一部でござい

ます。今回、民間気象事業者におきまして新しい業務の展開が見られるわけでございますが、従来から例えば船舶に對しまして最速航路の推定というふうなものが必要でございまして、これは経済運航

を支援する非常に大切なものでございますけれども、気象予報士制度の導入等によりまして、これらの海洋上の気象の予報データをさらに積極的に利用活用していただきまして、地域特性等が十分に考慮されてさらにきめ細かな、地域的に密着いたしました海洋気象の情報サービスが可能になるというふうに思っております。ユーザーの皆様方からの多種多様な御要望にこたえることができる体制が整っていくというふうに存じておるわけでございます。

〔理事松浦孝治君退席、委員長着席〕

○河本三郎君 それで、気象予報士制度の制定と民間における気象サービスの関係をお聞きしたいと思ひます。

国民の、欲しいときに欲しいところの気象サービスを受けたらという要望は先ほど述べたように今後ますます高まるものと考えます。このたびの法改正によりまして個別的な天気予報が民間にゆだねられるわけですが、予報精度の面等、良質な予報の提供がなければ混乱を招くだけであり、そのための方策として気象予報士の制度の制定が今度の法改正の一つの重要な柱となっているわけでありまして、予報士の果たす役割、良質な気象情報の提供についてどのようなお考えでしようか。

また、資格制度の導入は民間気象事業者にとつては新たな規制強化にもなるとの指摘が一部にあると聞いておりますが、この二点について伺いをいたします。

○政府委員（二宮流三君） ただいま先生御指摘の二点につきましてお答え申し上げます。国民の皆様が欲しいときに必要なデータを手に入るというところは、気象サービスの向上に重要な点でございまして、現在の気象庁がやっております予報は精度も向上いたしているわけでございまして、非常に多様な社会のニーズにこたえて、すべての皆様方に欲しいときに欲しいデータを提供するという点につきましては、国のサービスの一定の限界があるかというふう

存じております。

このような点を解決いたしますために、基本的な予報データ、観測データは気象庁が作成いたしまして直接国民に発表し利用していただくとともに、支援センターを通じて民間の方々にも多種多様なデータを提供いたしまして、そのデータを利用いたしまして民間の気象情報の業者の方々がそういったデータを適切な地域に適切な加工をいたしまして提供するということが、国民の皆様方の欲しいときに欲しい種類のデータを手でできるということに最もかなうものであろうかと思われまします。そのために、先ほど来申し上げております支援センター及び気象予報士制度をとったわけでございます。

従来のものと非常に変わりますのは、従来と違ひまして一般向けの気象データを、局地気象予報をすることをオープンにしたわけでございます。それが従来と非常に違うわけでございます。従来は一般向けの予報サービスは行っていないからってございまして、一般向けの予報サービスをするということとは、国民の皆様方に対して出していくデータが非常に広範な影響力を持つわけでございますので、そのデータ、予報について社会的な混乱が生じないように、あるいは利用者の利便に反することがないように、その予報精度の一定の水準を確保することがどうしても必要でございます。そのために、予報をする人の技術水準を確保するという意味で気象予報士制度を今回提案しているわけでございます。

これは新しい規制ではないか、制限ではないかと御懸念なされる声も伺っておりますが、これは従来の仕事をそのままにいたしまして予報士制度をつくるのはございまして、実際に民間でやりになります仕事の量を拡大いたしまして、その拡大することに伴っていわば責任を生ずるということから新しく気象予報士制度が出てきたわけでございます。従来の仕組みの中で新しい制限を課すというものではございません。

むしろ、新しい予報業務、局地的な予報を出す

ために、新しい時代を迎えまして新しい技術、新しいデータを利用するためにこのような予報士制度がつくられたわけでございますし、それがこの新しい予報業務の体制に不可欠なものであるというふう存じているわけでございます。

○河本三郎君 最後大臣にお尋ねをいたしまし。国民が安心して活動を行うためには、防災情報の一層の充実を図るとともに、きめの細かい気象サービスが必要であります。大臣が御同席でありますので、最後に大臣の所感をお聞かせいただき、私の質問を終わりにいたします。

○国務大臣(越智伊平君) 気象審議会第十八号の答申に基づきまして、国民のニーズにこたえるためにより細かく、より精度を高くいたしたい、かように思います。

先生御出身の兵庫県にいたしましても、気象は神戸と姫路では随分違うし、日本海になるとお違ひます。また、淡路島になりますとさらに違うし、さらに小さく各市町村に至ります。また、先ほど先生がお話しのございました海洋の気象にいたしましても、高知県沖あるいは和歌山県沖、また豊後水道あるいは紀淡海峡、また瀬戸内海、いろいろ違うわけでありまして、これをよりの確に情報を提供して船の船長が判断をしていただくというふうなサービス、これをぜひとも進めていきたい、かように思う次第であります。そうしてこのことは、気象庁と支援センター等民間団体とが協力してより正確なデータをつくっていく、また配信していく、こういうふうな考えております。

また、先ほど御指摘がございました報道機関については、これは我々のつくったデータを国民に知らせていただくということでございますから、もちろん料金、きのうもお答えしておきました。が、そういう考えは毛頭ございません。ただ、先ほど来言っておりますとおり、民間団体から配信をするその費用についてはやっぱり民間から、ユーザーからいただくことになるであろう、こう

いうふうに思いますけれども、一般的な報道機関等については全く考えておりませんので、そういうことで御了承をいただきたい、かように思う次第であります。

こうしてぜひとも皆さんの御協力をいたしまして法律案を成立させていただき、何回も言っておりますように、より世界の中で先端を行くような気象情報、これを進めてまいりたい、かように思いますので、どうぞよろしく御協力のほどをお願いいたしたいと思ひます。

○広中和歌子君 きょうは気象業務法の一部を改正する法律案を審議する委員会でございますけれども、一昨日私どもにとつて大変ショッキングな事件が起こり、しかもそれが当運輸委員会に非常にかかわりがあることでございまして、大変恐縮ですが、一部時間を割きまして、一昨日起こりました航空機事故について御質問をさせていただきます。

この事故についてですけれども、花巻空港で起こった。これが人命に被害が及ばなかったことは非常に奇跡と言つていいほど幸運なことだろうと思ひます。これについていろいろ新聞報道がなされております。JASの事故機を副操縦士が操縦していたとか、あるいはまた滑走路自体が非常に横風について弱いといったようなさまざまなことが出てくるわけでございますけれども、この事故について人災であつたのか、あるいは不可抗力的な天災であつたのか、そういうことについて御見解をまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松本健治君) ただいま先生の御質問でございますけれども、今のところわかつている状況では、非常に風の強い状況で進入着陸をやつたというところでございます。その辺現在事故調査委員会の方で調べておるわけでございます。したがつて、本当にそのときの風の状況が非常に強い風が瞬時に吹いたというふうなことがあつたのかどうかということも現在のところまだわかつておりません。したがつて、その辺のところも含めまして、今後事故調査委員会の方の

調査結果を待つていろいろ対策に当たつていきたいというふうな思つております。

○国務大臣(越智伊平君) 今政府委員から答弁いたしましたとおりでありますけれども、今回の事故は、確かに風はきつかつたようでありましても、資格のない者が操縦をしていた、副操縦士が操縦していた、こういうことからこれは天災であるというふうなことは私は言えない、こういうふうな思ひます。

まことに遺憾なことでありましても、負傷された方にお見舞い申し上げますとともに、これに乗り合わせておつた乗客の皆さんにおわびを申し上げたい、かように思う次第であります。

副操縦士は六カ月以上たない離着陸は操縦かんを握つてはいけないということになっておりますし、もう一つは、こういう風のきつたときには副操縦士ではいけないということでございまして、これは遺憾ながらそういう規則を守つていなかった、こういうことであらう、かように思ひます。この点については深くおわびをいたす次第であります。

○広中和歌子君 私、たまたま同じ日の同じ午後大阪空港から札幌に向かつておりまして、非常に外は晴れているのですけれども、乱気流に乗つたのか突然非常に荒れましてびっくりしたことを覚えておりますのでございまして、突風とか気流の影響というのは突然起こってくるわけですね。そういうふうなことに對して、もちろん副操縦士じゃなくて操縦士であれば当然対応できるものかどうかという、全く素人でございます者の疑問といたつてあるんですけれども、その点についてお答えいただけますか。

○政府委員(松本健治君) 今先生が同じ日に遭遇されたという事例でございまして、多分高い巡航中に非常に大きな揺れがあつた、このような事例かと思ひます。

タービランスというふうな呼んでおりますけれども、そういうものにつきましては、まず一つは、そういう雲があるところに入りますとそういう

う揺れが起こるわけでございますけれども、こういうものは、飛行機において気象レーダーを持っておりまして、そういうところを回避するとうような方法で飛んでおります。また非常に難しい話は、非常に天気がいいときであって晴天の乱気流というような場合がありましても、そういう点は非常に感知が難しいんですけれども、それは気象的にどういう状況のときにこういうものが起こるということを、十分そういう勉強をもちろパイロットはしております。さらに、一つの飛行機がそういう事故の中に入りますと、そういう情報を下の方に連絡をいたしまして次の飛行機に通知をするといったような、こういうたような方法でなすたけそういうことを回避できるような対策を講じておるといふところでござい

ます。

○広中和歌子君　そうすると、多分今回はそういう気象情報で十分であったから操縦士が副操縦士に操縦を任せました、そういうふうにとつてよろしいんでしょうか。そして、これは明らかに違反であるとした場合でございすけれども、副操縦士としてはやはり実際の経験というのはいささかならないわけですね。副操縦士が操縦士になるその過程におきまして、お客さんの、乗客が乗っている飛行機を操縦するということも想像としては大いにあり得るんじゃないかと思うのでございすけれども、その実情はどうなんでしょうか。

○政府委員(松本健治君)　まず、今回の場合でございすけれども、先ほどの先生の御質問にもお話ししましたように、風が二十五ノットというところでございす。この二十五ノットという風は、通常の操縦士、機長であれば十分許される範囲内の横風であった。――十分ではございせん。実は規程が二十五でございすので、ちょうどぎりぎりのところでございす。しかし、今回の場合操縦士を握っていたのは副操縦士というところでございまして、その場合でございす。航空会社の運航規程の附属書がございまして、その中で十三ノットを超えたら副操縦士が操

縦してはならないというふうなことになるておりましたので、この点でも規程の違反があったといふことでございす。ですから、したがって通常の機長がやっていたら、非常にぎりぎりのところではありましたが、着陸できるような気象であったといふふうに思われます。

それから、副操縦士が機長になるためのいろんな経験を積んでいかなければいけないといふことで、これはそのとおりでございまして、ただし未熟な者に直ちにやらせることはできないといふこととで、したがってこのJASの規程の中でも、副操縦士に発令をされて六カ月たないと離着陸のときは操縦かんを握ってはならない、ただしその場合、機長が教官であるとかあるいは路線のチェックをする審査員がおりますけれども、そういう人が機長である場合にはその規程は適用されませんから、そういったような格好で副操縦士の訓練ということも可能になるわけでございます。

また、もちろんこの間、地上等におけるシミュレーターを使つての訓練ということを積みながら機長に昇格をしていくというふうな今の体系になつていふ次第でございす。

○広中和歌子君　だれにでも第一目というのがあるわけですね。それにたまたま乗り合わせたりするといふことは非常に不安なんじゃないかなと思ふのでございす。要するに実務経験というの、例えば副操縦士が操縦かんを握るときには教官とか正規の操縦士の方が指示を出せるというんでしょいか、問題が起きそうなきに指示が十分間に合う形で出せるんでしょいか。ちよつとそこ

豊かな機長がその操縦かんをとるといふことが可能なわけでございます。

○広中和歌子君　いや、伺つて安心いたしました。操縦室内のことは全然わからなかつたものから、大変いいお答えをいただいたと思ひます。

いづれにいたしましても、航空機の安全につきましては航空気象業務の充実が非常に大切だろつと思ひます。観測システムの向上についていろいろ今後のこれがレッスンになつたのではないかと思ひますけれども、もしコメントがあればお伺ひいたします。

○政府委員(宮瀧三君)　気象庁では現在、空港におきまして航空気象業務を適切に遂行するために航空気象専門の気象官署を全国の主要空港に設置いたしております。航空気象に關しまして、観測と予報と通信の各業務は国際定期便の就航あるいは国内便の離着陸の回数等によりまして量が異なつておりますが、空港の必要性に応じまして適切な業務を遂行いたしてございす。

空港におきまして気象施設整備につきましては、航空機の安全な航行に資するために計画的に各空港におきまして気象施設の整備を図つておりました。航空気象情報の充実に努めてまいつてきております。第六次空港整備五カ年計画、これは平成三年度から平成七年度に至るものでございす。この計画におきまして、航空機の離着陸に重大な影響を持ちますウインドシア、これは風が急変する現象でございす。ウインドシア等をとらえるために現在の最新技術を導入いたしました航空気象ドップラーレーダーの導入、整備を図ることといたしてございす。そのほかいろいろございまして、情報の配信システムでございすとか、そういうふうなものをより高度化いたしました一層航空気象業務の充実を推進していく所存でございす。

やかに解析することによりまして上空におきまして晴天乱流等の予測精度も上げるといふふうな仕事もいたしてございまして、これらの仕事も一層これからその精度を向上させたいといふふう存じております。

○広中和歌子君　どうもありがとうございます。

では別の問題に移ります。

気象庁の予算でございすけれども、平成五年度総予算が五百八十七億と伺つてゐるわけですが、その予算の内訳、人件費と物件費に分けてどのような割合になつてゐるのでございすうか。

○政府委員(望月鎮雄君)　お答えいたします。平成五年度の気象庁予算は一般会計ベースで五百八十七億九千五百萬、百万単位で切つた数字でございす。このうち人件費は三百六十八億五千八百萬、六二・七％、物件費が三七・三％、二十九億三千七百萬といふふうになつております。

○広中和歌子君　物件費でございすけれども、消耗費、雑費とかいろいろコンスタントにかかるものがございすね。それから同時に、「ひまわり」の打ち上げなどにおける費用もあると思ふのでございすけれども、もう少し細かくそれについて御説明いただけますか。

○政府委員(望月鎮雄君)　ただいまの物件費の中では、先生御指摘のとおり、気象衛星の予算、気象衛星ひまわりの関係の経費といふものがかなりの額を占めてゐるの事実でございす。平成五年度の気象庁の負担額で四十五億一千九百萬といふことでございまして、二百十九億の中ではかなりのウェイトを御指摘のとおり占めてゐるわけでございます。ただ、私ども、厳しい国家財政の状況のもとにおきまして関係方面の御配慮をいただきまして、業務における合理化の徹底等を図りながら、現状において特段の支障の生じない形で物件費を賄つていただけてゐるといふ状況にございす。

○広中和歌子君「ひまわり」関係の予算が四十五億だそうだけれども、その他アメダスとかレーダーとか他の予算、研究予算でだけれども、何か非常に少ないような感じがするんですけれども、「ひまわり」の予算が高くてついているために圧迫しているのかというようことはないんですか。

○政府委員(望月鎮雄君) 物件費も、先生おっしゃるとおり、額が多ければ多いほど多々ますますす弁すというところは確かにあるかと思いますが、現状におきまして計画的に、例えばアメダス、これは地域気象観測施設ということで私どもにとつて非常に重要な基本的な観測設備でございます。これにつきましても、また気象レーダーその他につきましても、計画的に整備された機器の更新計画というものをつくりまして順次更新する。また、どうしても必要な新規のポイントにつきましても、財政当局の御理解も得まして御配慮いただくとしようということではあるかというところでございいます。特に予算を圧迫して非常にもうしのぎ切れないという状況には至っていないかというところでございいます。

○広中和歌子君 そのほか気象庁の役割といたしまして、先ほどからもたびたび出ておりますけれども地球温暖化にかかわる観測、オゾン層の観測とか海洋データを収集するとかそれから森林破壊の状況を調べるとか、さまざまな高度情報機器による調査とかなかなか予算は幾らあっても足りないぐらゐの状況なのではないかと思うのでございいますけれども、現在の状況で十分だというふうに思われますか。

○政府委員(望月鎮雄君) 先ほど申し上げましたとおり、予算額が多ければそれだけ充実した中身のものができるということは事実でございますが、とりあえず私どももいたいたしておりますが、例えば先生御指摘の気候変動対策の強化関係の予算、これも財政事情全般非常に厳しい折の中にありまして対前年度でも若干の増の額をいただいているというようなことで、それなりに格別の

御配慮はいただいているというふうな考えております。金額的には五年年度の予算額で約四億弱、先ほど先生が御指摘されました気候変動対策の関係の予算で約四億弱、対前年度で九・七％ぐらゐの増にはなっているというところでございいます。

○広中和歌子君 この平成二年の予算と比べますと平成五年は約二〇％ふえているというところで、私もそうした配慮がなされているんだらうと思ひますけれども、気象に関しましては例えば日本は、先ほど午前中の質問で申しましたように、南から北まで非常に細長い弓状の形をしておりまして、やはり海上観測であるとか、お隣の中国あるいは韓国あるいは南洋諸島からの情報などをたくさんいただかなければならない状況にあるんじゃないかと思ひます。そうしたところの観測が十分であるのか、あるいは場合によっては日本の方から技術援助とかさまざまな形で援助をしなければならぬという状況があるのか、その点についてもお伺ひいたします。

○政府委員(二宮汎三君) お答え申し上げます。気象の予測あるいは監視の仕事につきましましては、地球の上を空気が循環いたしておりますので、先生御指摘なさいましたように日本の上だけのデータでは気象の監視あるいは予測ということではできないわけでございいます。でございいますので、世界じゅうでデータをお互いに交換しそのデータを利用するという仕組みがWMO、世界気象機構、これは国連の下部組織でございいますけれども、その中でそのような仕組みができておりますので、現在のあるところ世界各国がそれぞれの領土の上におきまして、あるいは領海の上におきまして責任を持って一定の規格の気象観測をいたしまして、一定の形式のデータにいたしまして世界じゅうで交換するという仕組みを持っておりますわけでございいます。したがって、日本も中国あるいは韓国、ロシアのデータ、あるいは太平洋諸国のフィリピンでございいますとかインドネシア、あるいはさらに南半球のオーストラリア等からのデータもお互いに交換し、利用しているわけでござい

いたします。しかしながら、日本の場合でございいますと近隣のデータが必ずしも十分でないという点もあるかと思ひますが、例えば「ひまわり」のデータというふうなものはアジアあるいは太平洋域で非常に大きな役割を果たしているものでございいます。そのほか、近隣諸国に対しては技術協力あるいは研修生の受け入れというふうなことがございまして、いろいろな仕組みを使いまして現在も気象庁におきましては近隣の国々との技術協力、あるいは場合によりまして技術移転というふうなものに努めてまいりまして、それらのことを通じましてアジア、太平洋域全体での気象観測等のレベルアップが図られ、それがまたひいては日本の気象業務の精度向上につながっているというふうな考えておりました、これからそれらの努力を続けていきたいというふうな存じております。

○広中和歌子君 それでは、今回の法案でございまして、気象業務が自由化の方向に行くというふうな理解するのといたしますけれども、ただ自由なのかということをお伺ひいたします。他方ですごいビジネスオポチュニティーが生まれるのかといったような想像もするわけでございまして、けれども、気象庁としては情報の使われ方についてどれだけ自由になさるおつもりなのか、お伺ひいたします。

○政府委員(二宮汎三君) 気象庁が現在保有しております観測データ、あるいはそれをスーパーコンピュータ等で解析いたしました解析データ、あるいはそれをさらにスーパーコンピュータを利用してした数値予報の結果というふうなものが基本的なデータでございいます。観測データのデータはアメダスのデータあるいは「ひまわり」のデータも含まれているかと存じます。

これらのデータが従来は一般向けの予測には使われなかつたわけでございまして、今後この法案の改正に伴いまして一般のユーザーに局地的な予報の道が開かれたわけでござい

で、今申し上げましたような観測データあるいは予測データが民間の事業者によりましてさまざまな用途に使われていくのではないかと考えられます。

その典型的な例といたしまして、例えば特定の地域におきまして、あるいはきめ細かなデータでございまして、あるいはさらに気象データそのものを生活に関連するようないろいろなインデックス等に加工したようなものの発表あるいは利用というふうなことも考えられていくかと思ひます。

これからますます社会の生活が多様化しあるいは複雑化してまいりますので、今申し上げましたような気象のデータについての社会の要望というふうなものもさらに増加してまいるかと思ひます。またそういったものにたいえますいろいろな気象データの利用に関する技術というふうなものもまた年々進歩していくであろうというふうな存じますので、これから今回のデータの公開に伴ひましてますますデータを広く社会の皆様方に活用していただくという道の道が開けるというふうな信じておるわけでござい

○広中和歌子君 データの自由化、開放というふうにおっしゃるわけですが、私は素人なのでとんちんかん質問になるかもしれませんが、けれども、いわゆる生データも含めてすべて欲しいというものはちようだいである、公開される、そういうふうな解釈してよろしいんでしょうか。そして、それはどういう資格を持った人に公開されるのかということもござい

○政府委員(望月鎮雄君) データはいろいろな気象庁の保有する各種のデータがございいますが、これは、特に外部から特別の業務協定といったようなものによつて入手し、その協定に縛られる特別の情報以外のものではあれば、特段これは渡してこれは渡さないというふうなことは考えておりませんので、民間、外部の人にも十分役に立つような資料であればすべて柔軟に提供いたすというふうな考えているところであります。

また、情報を求めるところがどういふところか、特定の資格がなければだめかということですが、これは気象情報を入手してそれによって気象予報を行おうとする気象情報会社はもとよりでございますが、そのほか気象情報を入手してそれをいろいろ加工して付加価値のある各種の情報を組み立てる必要があるというようなユーザにも広く開放するというふうな考えておりますので、特定の資格がなければ渡さないというような考えは持っておりません。

○広中和歌子君 それは法人資格を持たなければいけないのか、個人でいいのか。それから、例えば日本人でなければならぬのかについてお伺いいたします。

○政府委員(望月鎮雄君) お答えいたします。

もう一切、日本人であるとか外国人であるとか、あるいは法人であるとか個人であるとか、そういうことによる制約はございません。

○広中和歌子君 その受け取る情報でございますけれども、それを解釈したりするのは予報士だろと思うのでございませうけれども、その予報士のさまざまなデータのインタープリテーションにしましては、気象庁は責任をお持ちにならないということでございますか。

○政府委員(望月鎮雄君) 入手した情報をどのように加工し、組み立て、利用するかということについては、入手したところの責任で処理する問題でございます。それが例えば、その入手した情報を組み立てて、本来気象庁が一元的にフォローすべき警報を出すとかあるいは全く独自の注意報を出してしまふというようなことはいろいろ問題があるわけでございますが、そういうことでなくて、得た情報をいろいろ自分のところの自己責任で加工して組み立てるということについては、その組み立てたところの事業主体と申しますか、そこが責任を負うということでございますので、そのデータを加工した結果ふできなものがあった、不十分なものができたということについて情報を提供した気象庁が責任を負うという形にはならないだらう、かように考えております。

○広中和歌子君 それから情報でだけれども、直接個人なり法人なりが気象庁にお願いするというようなことなのか、それとも支援センターを通じてつまり間接的に入手するということなのでございませうか。

○政府委員(望月鎮雄君) お答えいたします。情報の提供の流れをいましては、気象庁から直接入手するのではなくて、民間気象業務支援センターを通じて入手していただく。これは、そこに気象庁の持っている情報を集中いたしまして、そこから情報が必要なところに、求めるところに円滑に流す、そういう趣旨からセンターをつくるわけで、そこを使っていたらどうかというふうに考えております。

○広中和歌子君 要するに、これから気象情報への国民のニーズ、そういうものが高まりがあるだろうという予想のもとに今回の自由化なり法案が考えられたわけだけれども、しかしどのようなニーズがあるのかというようなことはわかっていないのか、どのくらい予想をしていらっしゃるのでしょうか。案外ないのかもしれない一方で、思いますが、よその国の事情なんかを見ますとすごいビジネスオポチュニティーになり得るんじゃないかというふうなこともあるわけですね。そして、たくさん会社が出て、あるいはできなくとも個人でも気象業務支援センターに多くの情報を求めるといふようなことで混乱が起ることかというふうなことも想像できるんですけれども、支援センターの規模とか人員とか、そういうものについて現時点ではどのような予測をしていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(望月鎮雄君) 民間気象業務支援センターと申しますものは、イメージとしては一つの人間のつくった組織、集団というイメージが強いかなと思うんですけれども、実際にはこれは基本的には気象庁の持っている各種の情報を申しますものを、情報に関する先端技術をいろいろ活用する形で情報の伝達装置、オンライン等によってセッ

トし、分岐配信装置を使いまして自動的に情報が流れるようにする。それを組み立て、調整し、保守管理する。それがセンターの仕事になるということになるかと思えますので、多くのところから情報を求められたからそれによって混乱するということのようなことはなかなかならないのではないかと思います。また、なつてはならないことでございますので、それについてはそのようにならないように十分な体制を整えたい。これはむしろ、人力に頼って情報を提供するという形を考へてはおりませんので、いわゆる情報ネットワークをうまく組み立てればその辺の問題は解決するのではないかと。ただ、それにいたしても、それをメンテナンスし、管理し、それでいろいろソフト面にかかわる要員というものは当然のことながら必要でございます。

それで、ではどんなものと申しますと、大体、例えば公益法人というふうな考えましたときに、新規の法人を仮に考えるとすれば、数千から数億程度の基金があればとりあえずそういう業務を維持できるのではなからうか。人数的には十数人から数十人レベルの人数がいればある程度大規模なものができるのではないかと。ただ、これは、やる業務の内容と、それから空間的な展開と、あるいは地域的にどの範囲までの地域をフォローするかということによって変化するということとはあると思ひます。

○広中和歌子君 日本新聞協会は気象業務法の改正につきまして幾つかの懸念を表明し、また要望書を出しているわけだけれども、有料化について、気象庁から支援センターまで来る情報に關してはただですね。それはただなわけだけれども、そこから先については支援センターが有料化するということはどうなんでしょうか。

○政府委員(二宮洸三君) 今申されましたデータの対価というふうなものでございまして、これは現在のセンターの構想でございまして、あくまでも配信にかかわる費用ということでございまして、現在のところデータそのものの対価というふう

うには考えておらないわけでございます。

○広中和歌子君 そうすると、いわゆるコンピュータ・ネットワーク・システムとかそういうハードとそれからソフト、支援センター並びに気象業者、そういうものが自己負担になる、そしてあとはただなんですか、情報そのものは。

○政府委員(二宮洸三君) データそのものについての有料化は考えておらないわけでございます。ですから、先生がおっしゃいましたように、データの配信に關する費用のみということで考えておるわけでございます。

○広中和歌子君 そうすると、今私どもテレビなどひねりまして、いろいろ気象情報を画面で見られるわけでございますけれども、現在テレビ局などはどういう形でその映像を得ているんでしょうか。全くただなのか、それともどこか支払いをしているんでしょうか。

○政府委員(二宮洸三君) 今広中先生御質問の、現在のマスメディアにおいてどのようなデータの使用かということでございます。それについて具体的なデータを持っておりませんのでちよつとお答えしかねるところがございまして、これにつきましては、例えば警報というふうなものが表示されるときに、多分画面にそういつたものが表示されまされども、それは気象庁から直接的に国民に広くお伝え願うということでお出ししているデータでございます。

ただ、一部のメディア等で、従来のデータそのものよりもさらに魅力的なものをつくるというふうなところもございまして。そういうところでは現在でも、これは予想をつくるんではございませんで、気象庁のデータでございませうけれども、それを見やすい格好で表示するというふうなことで、民間の事業体を御活用になつていらつしやるメディアもあるかというふうな存じております。

○広中和歌子君 それから、先ほどの御質問にちよつとかかわるわけだけれども、気象庁からいただく生データを予報士がそれを解釈をする、そして発表するという仕組みになつていくんじや

ないかと思ひます。その予報士の試験ですけれども、年齢制限とかあるいはどこでレベルの学力とか、そういったようなことはもう決めていらいっしやるのでしょうか。

○政府委員(二宮流三君) 気象予報士の試験の受験資格のことについてでございますけれども、気象予報士の場合には当面、受験資格を設ける必要があるような特段の事情も想定してございませう。受験資格を設けず受験の機会を広く社会の皆様方に得ていただき、幅広く資格者を養成していくことが現在必要かと思っております。したがって、気象予報士試験の受験資格というふうなものは現在一切考えておらないわけでございします。

○広中和歌子君 ちよつと聞き漏らしてしまつたんですけれども、この予報に關してでございますけれども、あるいは解説に關してはかなりの経験みたいなものが必要になるのでしょうか。それとも、いわゆる大学でどれどれ、これとこれとこういつた知識を勉強すれば、修得すればその試験に通るといったような種類のものなんでしょうか。どのような資格が求められるのか、お伺ひいたします。

○政府委員(二宮流三君) 気象予報士のために、一般的な気象現象に關する知識というのが必要でございます。

それから二番目といたしまして、これから気象庁が提供いたしますデータそのものについての性質、つまりデータがどんな精度を持っているのか、そのデータがどんな意味を持っているのかというふうなことに關します、データそのものが持っている意味についての知識というものが必要でございます。

それから三番目に、予報士が実際の予報をいたしましてそれを社会に発表するわけでございまして、その点につきまして、気象庁の出しております警報、注意報等の防災情報と違つておりましてこれは非常に混乱を生じますので、その辺の整合性に関する法規的な知識を持つということが、以

上の三点が要約いたしますとその要する知識でございます。

一番初めの気象現象に対する基礎的知識でございますけれども、一般に申し上げますならば、大学等で物理、数学等の基礎的な知識を持ち、そしてまた気象学についての基礎的な知識を持つことが必要でございます。今申し上げましたようなことは、長年の職務上の経験でございまして、あるいは適切な書物等もございしますので、そういった方がそういうことを学ぶことは可能でございます。必ずしも専門の学校の卒業ということとは条件ではございません。つまり、そのような知識を持つていらっしゃる方ならばごなたでも試験を受けられ、かつ合格されるというふうな考えます。

それから、気象庁の公開しますデータを利用するに当たつての知識でございますが、これにつきましては、データと申しましては日進月歩でございします。ですから、そのデータについての注意すべき特性でございしますとか、そのデータがどんなフォーマットで書かれているのでありまじょうとかいふふうなことにございましては、当然でございしますけれども、この支援センターがユーザーの方々にそのデータの持つてゐる性質等について十分に説明する必要があるわけでございします。そのような情報に關するデータというふうなものは当然皆さんにオープンにされるべきものでございします。ですから、そういったふうなものを熟知する機会があるならば、これもまた基礎的な知識を持つていらっしゃる方は容易に修得され得るものであらうかと思われまします。

それから三番目の、気象庁の出しております防災情報とそこを来してはならないということに關しまして、いわば法規的な知識を持つ必要がございします。これは、気象業務法あるいはそれに付随してありますいろいろな規則というふうなものは現在でもオープンでございしますし、だれの目にも見ることができまじょうし、そのような解説書も売つておりますので、そういったことについて十分な御関心のある方ならばごなたでもそれらの必要な

知識を修得なさることが可能であるというふうなことを考えております。

でございますので、今申し上げましたようなことは、もちろん専門の教育機関で教育を受けた方はより容易に修得なさることができるとはございしますけれども、一般の市民の方々もそれについて関心をお持ちの方ならばそれほどの困難なしにそれらの知識を修得なさることが可能であらうと思ひますし、またそのような手だても支援センターとしてはやつていかなければならないというふうな存じております。

○広中和歌子君 ということは、いわゆる気象庁に何年勤務したといったような実績というのか経験が必ずしも必要ない、あるいは予備校に通うとか、予備校というのがこれからできるかできないかわかりませんけれども、そういったようなことは必要ないんでしょうか。それにしても結構私には難い分野のようないたしなすものですか、そういう大変簡単なようにおっしゃつていただくわけですが、意外と難しいんじゃないかな、だれでもなれるものではないんじゃないかなというふうな気がするわけですが、その点が一つ。

それから、これから例えばテレビなどで気象予報などをする人にはこの資格が必要なのかどうか、最後に伺ひいたします、私の質問を終わります。

○政府委員(二宮流三君) お答え申し上げます。まず、予報士の資格でございしますけれども、今申しました知識のほかに、実際にデータを使用いたしますして現象を予測し、予報するというところにございましては、やはり現場でのいろいろなトレーニングは必要なことであらうかと思ひます。でございますので、初め、民間気象会社等で予報士でない方がそういったふうなものの仕事を、周辺でアシスタントに手助けするような御経験を踏まれる、あるいは実際の現場で業務的にそういったふうなものを経験されるという方はそういったふうな実技の経験がございしますけれども、

全く今まで気象データも見たことがないという方にとりましては、やはりその経験が足りませんので、今申しましたような資格を取りたいとすれば、難しいかと思ひます。でございますので、先ほどはごなたでも受けることができると申しましたのは、基本的にはそういうことでございしますが、それに至るためにはやはり適当なトレーニングなり、知識の修得に御努力いただくことは当然必要であらうかというふうな存じております。

それから、広中先生の二番目の御質問は、現在テレビ等マスメディアで放送されているものについて一々予報士の資格が要するのという御質問かと承つておりますが、現在のところでも、独自予報と申しますが、気象庁の予報以外に独自の予報をし予報をする場合に予報士が必要でございしますけれども、気象庁が出しております予報をほとんどそのままの格好でわかりやすく市民の方にお伝えする、これは解説と申しておりますけれども、それにございましては基本的な予報は全部気象庁がやっておりますので、改めて予報士の必要はございしません。

ただその場合に、例えば気象庁が出しております予報について市民の皆様方にわかりやすい説明をする。例えば、気象庁で台風が出ていて温度が上がるというふうな予報が出ていたときに、これは気象庁の予報によれば台風がやつてまいりまして、その反対の山の方で山越え気流が起きましてフェーン現象が起きるので暑くなりますよと気象庁が言つてゐるといふふうな、予報ではなくて予測に關する付加的な説明をしていただく。あるいは、気象庁が寒気が入つてきて非常に寒くなりますよという予報をして日本海に大雪が降りまじょうと申し上げてゐるときに、さらにそれを補足いたしますして、日本海上空に寒気団が来てゐると気象庁が言つておられます、寒気団が来ておられますというふうな補足的な解説をされるということとは独自予報ではございしませんので、今先生が御懸念なさいましたような予報といったものすべてにつきまして予報士を置くという必要はないというふう

に考えております。
○広中和敬子君 どうもありがとうございます。
○直嶋正行君 民社党の直嶋でございます。

まず一点、総論的なこととありますが基本的なことを確認させていただきたいと思っております。

それは、今回の気象業務法改正のベースになりたいわけ十八号答申の考え方あるいは精神といいますが、これを生かすのかどうかということであり、午前中に私も参考人からの意見聴取をさせていただきましたが、その中でも、今回の十八号答申に基づく民間への情報開放というのは自由化につながるし、また民間の活力を生かしている人々さまざまな多様なニーズに対応できるということと総論としては大変いいことだと、こういうお話がございました。私もそのように思います。

ただ、その中でございましたのは、そうはいいながら、この法改正のポイントになっております民間支援センター、あるいは気象予報士、この制度がどういふ具体的な制度になるか。これによって実は答申の精神が生かせるか、あるいは逆に逆になつてしまふか、民間の圧迫になつてしまふか、これがよくわからないというのが参考人の方の御意見であつたのではないかなというふうに理解します。

したがって、先ほどの答申の中にもございましたが、この十八号答申の精神を生かして、例えば支援センター等についてはできる限り簡素でスリムな組織にして、そして民間の活動を生かす方向でこれから気象庁としては具体的な内容を固めていかれる、こういうふうな理解して間違いないかどうか、簡単にまず見解を伺いたいと思っております。

○政府委員(二宮洗三君) お答え申し上げます。今直嶋先生御指摘のとおりでございます。民間にデータを提供いたしましてオープンにするというのが基本原則でございます。そのために、今先生が御指摘になりましたようなことについては

十分考慮いたしまして、十八号の精神を生かすのが全体の趣旨でございます。

【委員長退席、理事櫻井規順君着席】
○直嶋正行君 それでは、あと幾つか具体的な問題についてお伺いしたいと思います。

今回の改正法案の中では、民間に気象庁からのデータを提供するいわゆる支援センターと、それから気象予報士の資格試験を行う、この二つの法人が法律上はある。さっきの御答申の中でも、二つの機能を一つの法人で持つということも考えられるというお話がありましたが、これは一つにされるというふうな理解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(望月鎮雄君) お答えいたします。

私どもの考えとしては、先生ただいま御指摘のとおり、どちらかという一つの公益法人について二つの指定をするという形の方がむしろ合理的ではないかな。要するに、スリムにしてできるだけコストを安くして利用者に御負担のからない形にしたいというのを考えております。また、この二つの業務の性格というものは一つの組織がやったからといって特段お互いに問題を生ずるような性格のものではないというように、これもございまして、そのように考えておりますが、じゃ絶対には必ず一つにするかといえ、それは状況次第でございますが、基本的には今申し上げましたようなことで考えております。

○直嶋正行君 ではもう一点、同じようなことをお伺いします。

いわゆる気象予報士の試験機関というのは多分中央に一つではないかなというふうに想像するんですけれども、データ提供の支援センター、これも基本的には中央に一つだと、こういうふうな考えてよろしいんでしょうか。

○政府委員(望月鎮雄君) 先生の御指摘のとおり、指定試験機関と申しますものは、やはり試験の基準というものは国の制度として行う以上ばらつきがあつては困りますので、全国一本、一つの公益法人を指定するというところになつていくと思

ます。

民間気象業務支援センターの方につきましては、必ずしも一つである必要はないといえ、そのとおりであります。複数のものがあつても構わないではないかといえ、そのとおりになるわけでございます。したがって、絶対的にセンターの方がたつた一つであるということにはならないかもしれませんが、少なくとも指定試験機関を指定いたしましたときに、そこにまたあわせて支援センターとしての指定も行うということは合理性があるというふうな考えでありますので、その場合にはその支援センターは全国一つの形で動くか、あるいは地域を限定すると恐らく中央に一つあつて全国に手を伸ばすという形になりやすい組織にはなると思われます。ただ、それ以外に

ようなものがあり、適合性があると考えられれば、それについての指定をしないということではないというところでございまして。

○直嶋正行君 ちょっとわかりづらい説明だったんですけれども。要は、支援センターが複数になるのか一つになるのか、またはつきりしないということですか。

ちよつとあわせてお聞きします。そのときに、先ほどの御質問にもありましたが、場合によつては今ございまして気象協会を活用するようなこともあり得るというお話がありました。これは場合によつては気象協会を活用するののか、これは場合によつてはというお答えでしたんですが、どつちにするかはどつちでという判断のもとに決定をされるのか。これも含めて、今の点と二つお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(望月鎮雄君) ちょっとわかりにくい御説明であつたかと思ひますが、要するに公益法人の維持運営を考えましたときの合理的な採算性という観点から見ましても、恐らく当面一つの公益法人について二つの指定を行うという形になるんだらうと。業務支援センターというものを幾つもあちこちに置いてやる形になるかといえ、こ

れは将来そういう役割分担をして交通整理ができればそういうものもあつておかしくはないという趣旨でございまして、当面考えられるのはやはり一つの公益法人を指定してそれを育てるということが現実的でもあり合理的でもあるというふうには考えておるわけでございまして。

それから、民間気象業務支援センターというものを指定するとき、例えば現在でございます財団法人日本気象協会、この組織を使うのかどうかというふうなことも含めてどういふ資格要件が重要かということになりますと、先ほどもちよつと私申ししたことがあるかとも思うのでございまして、支援センターというものは、組織自体というよりは、その持つ機能に着目した仕組みでございまして、気象庁の持つ機能と情報というものを円滑に民間に流すための仕組みでございまして、スリムで簡素で非常に使い勝手がいいものであることと同時に、だれにとつても中立的な立場であつて公正に情報が提供される、別に特定のところにあると非常に不公正になるという趣旨ではないんですけれども、できればそのセンターの機能自体は、そのセンターから提供される情報のユーザとは別の仕組みであることの方が私どもは好ましいんじゃないかというふうには考えております。したがって、気象協会がこの機能を

受け持つというのを否定するものではないと思ひます。したがって、気象協会がその機能をせし、検討の対象にいたすことには何ら問題はないわけですが、ただその場合にはそれ相應の中立性、透明性の確保というふうな配慮は必要になつてくる、かように考えております。

○直嶋正行君 私が聞きしたかったのは、今の説明にもありましたが、まず新しい支援センターをつくるというところにチャレンジをして、難しければ気象協会を活用する、こういうふうにお考えなのか、とりあえず今は両方とも置いておいて、何かの判断基準でこつちというふうにお決めになるのか、そこら辺があいまいだと、どういふふうにお考えをお聞きしたかったということでございます。

○政府委員(望月鎮雄君) 別に、方針が不明確でまだ未確定であるとかそういう趣旨ではなくて、法律上の議論としてはいろんな可能性があると、うことで、若干説明の仕方が適切でなくなつたかと思いますが、現実の対応といたしましては、法律上観念的には複数存在し得るけれども、実態としては一つつくって、それを十分に機能させるということが結論になるというふうに御理解いただいてよろしいかと思います。

それから指定法人の規模につきましても、できるだけスリムにコストの安い仕組みを考えると、うことと、それから極力人力は省いていわゆる先端技術の成果物を生かす形で情報を流すということとを考へておりますので、指定法人の人数につきましても、規模とかやり方についていろいろの人数を配置するやり方があるわけでございますが、できるだけ絞るという考え方であれば、またそういうふうなことをいいたしたいということでありまして、せいぜい十数人から二、三十人程度の人間がいれば処理できるだろうというふうに考へております。

○直嶋正行君 あと一つ、支援センターでお聞きしたいんですけども、基本財産について政府からの出資というのはお考えなんですか、あるいは気象庁と政府機関からの出資というの。

○政府委員(望月鎮雄君) 特に考へてはおりません。

○直嶋正行君 続きまして、次の質問に移りたいと思います。

今回のこの十八号答申を読みますと、恐らく今回のこの法改正の趣旨が、いわゆる民間でやる予報の質を確保するために一定の資格を持った気象予報士が必要だ、こういうことなんだろうと思うんですけども、十八号答申を読みますと、この資格の話の前にいろいろ書かれていますのは、例えば気象庁のさまざまな形で技術支援あるいは民間業者の自発的な研究のための組織づくりとか、いわゆる気象庁としてのサポート体制をつくつていろいろ支援をしていきたいと思います、そのこと

によつて民間の気象事業者が育成されるんですよ、こういうふうな書かれているわけなんです。私は質の確保というのは、資格よりもむしろこういうところが本当は答申の中では重要というふうな言われたんではないかな、ややこれは勘ぐり過ぎかもしれませんが、というふうに理解していただくと、例えば具体的にこれからこういうことについてこういうことをやっていきたいとかいうことをお考へになつておれば、見解を伺いたいと思うんです。

○政府委員(二宮洗三君) お答え申し上げます。

さまざまなケースすべてについて具体的な判断があるわけではございませんけれども、例えばでございますと、これから支援センターから一般社会に公開されていくデータの中で数値予報の結果等というふうなものがかなり重要な位置を占めるのではないかとこのように考へます。今まで数値予報のデータというふうなものは主にファクスの図などでは間接的に皆様のお手元に届けられておりますけれども、格子点データと申しますが、そういう格好で配られてまいります。

でございますので、そのデータそのものがどのような例え意味を持つものでありましようとか、あるいはその数値予報そのものがどのような予報精度を持つているからどのように使すべきではないかと、あるいはその精度の確率的な誤差分布を持つているかというふうなことがないかと、実際にはそのデータはお使いになれないわけではございません。そういうふうなデータにつきましては、今までも気象庁といたしましてはいろいろな予報精度の検証等をやつてきておりまして、部内資料としてそういうふうなものがあるわけではございますが、そういうふうなものはこれからデータをお使いいただく方にとっては非常に貴重なものでございまして、例えばそういうふうなデータを積極的に支援センターを通じて皆様に見ていただくというふうなこともできます。

〔理事櫻井規順君退席、委員長着席〕

それから新しい予報技術につきましては、気象庁も防災情報の精度の向上ということを大きな柱にしておりまして、そのためにメソ量の予報というものが展開しているわけではございまして、いろいろな新しい技術の開発ができるはずでございまして、そういうふうなものは従来でも気象庁の中のいろいろな技術的な定期刊行物がございまして、現在でも気象庁内の図書館でももちろん皆様御覧いただけるわけではございます。そういうふうなものも知識というものが広く社会の方に見ていただくというふうなことをやっていかなければ、データが公開されても皆さん十分に御活用できないわけではございまして、そういうところは非常に大切なことだと思ひまして、先生の御指摘のようにこれからはそういう点について推進していきたいというふうに考へていられるわけではござい

○直嶋正行君 続きまして、気象予報士と現状の十七条許可との関係についてちょっとお伺いしたいと思ひますが、十八号答申の中にもございまして、まず、今のこの十七条による事業者の許可について運用指針を気象庁の中でお持ちだということに思ひますけれども、この内容を簡単に

○政府委員(望月鎮雄君) お答え申し上げます。

現在の十七条第一項の許可基準と申しますか、十七条の許可の系統、これは私も気象庁内における内規によりまして規定いたしております。

具体的に予報業務というものが、現在は特定の契約相手に対する予報業務というものをやうというのが業務の内容になるわけではございますけれども、その場合に、例えば予報業務の範囲についてはどういふ種類の子報をするのか、それから区域はどういふ区域についてするのか、対象者は現在特定した対象者、それを具体的にこういふところと契約して情報を提供します、予報しますという形になります。それから施設につきましては、観測についてはどういふ形で観測をし、データはどうやって集めるか。それから予報資料の収集に

ついても、それぞれの収集の相手方それからその手法等。それから予報資料の解析についても具体的にどういふ形で解析するのか。それから要員につきましましては、主たる予報者としてどういふ人を使うのか、それから補助者としてどういふ人を配置するか。それから、特に防災気象業務との関係がございまして、防災気象情報との整合性、すり合わせ、受け皿として十分機能する必要もございまして、この点での人員の配置その他がうまく組み立てられているか、その辺のところを総合的に判断して決めるということになります。それで決めるときには、さらにつけ加えますれば、庁内における審査会をつくりまして、ガラス張りですれぞれ問題がないかどうかを衆知を集めて議論いたしまして、よからうということに認めるということはいたしております。

○直嶋正行君 それでは、けさの議論にも少しあつたんですが、今回気象予報士という資格制度ができる。そうすると、今お話しありましたように、現在の十七条の基準というのとは非常に細部にわたつておりますし、また事業目的の一つづつについて審査されるわけですから非常に厳しいと思ひます。

今度は、その人的部分について予報士ができるということと言いますと、答申の中にもありますように、私も十七条のこの許可条件というのは大幅に緩和すべきじゃないかなと、一方で資格制度ができるわけですから、例えばある一定の要件をつくつて届け出制にするとか、そういうことも考へていいんじゃないかと思ひますが、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(望月鎮雄君) 現在の私どもの考へておりますやり方といたしましては、まず気象予報士の制度というものを定着させまして、これを育て上げる、熟成させるといいますか、制度としてしっかりしたもの育て上げていく。そしてその成長の状況、定着の状況をにらみながら、許可の内容についてはできる限り簡素化していく。

まずその前に、気象予報士の制度を設けることによる簡素化ということでは当然に先生御指摘のとおりであるわけでございます。例えば要員につきましても、予報業務を行う、いわゆる予報を作成する人につきましては、これは気象予報士の資格があればそれでいいわけですし、それからまた仕組みにつきましても、そういうしつかりした資格のある人を配置するということを前提に置きまして、いわゆる予報業務の範囲とか対象につきましても比較的広範な、余り細かく特定の場所についてだけやっていたというのではなくて、若干緩やかな、柔軟な形の許可をするというような形で簡素化を図りたい、これは十分可能である、かように考えております。

○直嶋正行君 今ちよつと確認できなかった。まず、予報士を導入することに伴って、さつき予報士制度の定着を図って、その上で簡素化というふうに最初おっしゃられたんですけれども、予報士制度ができたあるいは予報士が誕生したという段階で、今おっしゃったようなある程度の、例えば要員の部分とか多少の簡素化は、緩和は同時に行う、こういう理解でよろしいですか。

○政府委員(望月鎮雄君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○直嶋正行君 それでは、将来さらなる簡素化を考へるということなんですが、それと同時に、今一つ行政手続法が上程をされております。当然行政手続法が、これから審議に入るわけなんですけれども、この法律ができましたとさまざまな基準といふものやあるいはオープンにしていこうということになると思うんですけれども、そういう行政手続法への対応も含めて、今の十七条許可の部分についてオープンにしながら簡素化をする、こういうふうな理解をしてよろしいでしょうか。これはちよつと大臣の御見解をお聞きしたいんですけれども。

○国務大臣(越智伊平君) 行政手続法については、気象業務法第十七条の許可についても当然適用されるものと考えております。行政手続法の趣

旨にかなうよう許可制度の運用をしてまいりたい、かように思っております。

○直嶋正行君 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

それから、あと予報士の試験についてお伺したいんですけれども、現時点で民間気象事業者で予報業務に従事している方が大体五百人ぐらいいらっしゃるというふうにお聞きをいたしております。例えばこういう人たちが、新しく予報士という資格制度ができた場合に、余り高いハードルになると今やっている仕事からできなくなる、とかあるいは現在やっている事業に支障を来す、こういうことも心配されるわけなんですけれども、こういう人たちの扱い、例えば経過措置みたいなこと含めてお考えになつていられるかどうか確認をしたいと思います。

○政府委員(望月鎮雄君) 先生御指摘のような点、確かに心配な点がそのお立場の方から見えてあるのかと思います。この辺につきましても、十分そういう問題が生じないように種々工夫いたしまして、先生御指摘の趣旨を充足するような形で対応いたしたいというふうな考えでおります。

○直嶋正行君 あと一点、ちよつとこれは前もって申し上げてなかったんですけれども、特に予報士の制度との関連で参考までにお聞きしたいんですが、現在の気象庁の予報される方、予報官あるいは専門官あるいはその補助の方といつしやるといふふうな方々で内部で養成されていくケースがあると思うんですけれども、こういう人たちが一人前に予報ができるようになるまでに大体どれぐらいの経験が必要なものか、ごいまいしょうか、ちよつとお聞きしたいんですけれども。

○政府委員(宮流三君) いろいろなケースがございまして、入られました方がすぐに予報関係の業務に従事される場合もございまして、あるいは観測あるいは管理部門等を回つてから予報官につかれる方もございまして、それから、そのときの年

齢構成等の関係もございまして、一律には申し上げられませんが、二十歳前後で入庁されまして、早い方ではございますが十数年で技術専門官等の職についておられますので、その程度の年数というふうな御理解いただければよろしいかと思ひます。

ただ、気象庁の場合でございますと、実地の研修のほかに、気象庁内の研修設備を持つておりますので、そういう方がある年齢に達しまして、また新しい業務につかれた前後には、柏の気象大学校でございますけれども、その入校研修で、例えば予報官の研修ということで二カ月あるいは数日十日のコースで勉強していただくというふうな制度もございまして、あるいは地方の管区気象台におきまして、そのさらに補助的な役割として一週間程度集まつていただいて実地的なトレーニングをするというふうなこともやつておまして、それらの成果の積み重ねとして、先ほど申し上げたような年齢で皆さんがそういったキャリアを積みまれるというふうにお考えいただければ幸いです。

○直嶋正行君 多分、気象庁で予報される方ほど気象予報士というのは高いレベルを求めておられるんではないかと思うんですけれども、今長官からお話しありましたように、私も気象予報するといふのはかなり、きちつとやるとすると相当経験も含めて、といふのはいろいろなデータをどう見るかといふのはやっぱり経験が物を言うと思ひます。

ので、かなりレベルが高いものを要求されるんではないかと思ひます。そうすると、仮にこういう気象庁の専門でおやりになるような、あるいは一人前にやれるようなレベルを要求すると、相当気象予報士といふのは難しいものになるんではないかと思ひます。余り低過ぎてもまた今度は心配だといふことになるかと思ひますけれども、このあたりはどんなふうな考えればよろしいでしょうか。最後にそれをお聞きして、私質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(宮流三君) 今、直嶋先生から、気

象庁の職員でございまして高度の技術を持つていられるというふうにおっしゃつていただきました。大変ありがとうございます。

民間におきましても、やはりこれはビジネスでございまして当然でございまして、皆さんがきちつとした業務をやつていらつしやると思ひますので、民間におかれましては今までいろいろな業務の経験を積まれた方は、やはりそれなりの十分なトレーニングを既に積んでいらつしやる方だらうと思ひますので、そういう意味で新しいものについて若干のチャレンジをしていただければ十分に対応されるのではないかとこのように考えております。

○直嶋正行君 終わります。

○高崎裕子君 気象業務法の審議に先立ちまして、緊急問題として花巻空港の航空機事故についてお聞きいたします。

既に報告がありましたように、今度の事故は運航規程の、副操縦士は昇格後六カ月以上でない離着陸操作をしてはいけないこと、それから副操縦士は横風が毎秒六・六メートル以上あるときは着陸してはいけないこと、この二重の航空法百四条に基づく規程違反を犯しているということが判明いたしました。

そこで気象庁にお聞きいたしますけれども、航空気象情報として強風注意報を出してはいたはずですが、JASに対してどういう情報を提供していたのかお答えください。

○政府委員(宮流三君) 花巻空港におきまして空港の出張所からいろいろなデータが出ておりますけれども、まず風に関する強風の注意報でございまして、これは前日に出ておまして、当日の朝さらにそれを更新いたしまして、強い風が吹くといふことを発表しておまして、これは航空管理の航空局の方及び他の航空運航関係者にはお伝えしてございまして、それから、同時に観測の結果でございまして、これも毎正時ごとの観測のデータがそのたびごとに関係部署に報告されております。それからさらに、風は時々刻々と変動いたし

なさるようなことはいいたしません。

○高崎裕子君 測候所が縮小されていろいろな問題が起こっておりますので、この点はありませんと断言していただきましたので大変心強い限りです。よろしくお願いいたします。

次に、気象庁が収集する気象資料というのは昔重なる国民の共有財産だと言えると思うんです。そ

の資料あるいは情報の利用促進が図られて広く国民に情報が提供されていくということは、非常に大切であり必要なことだというふうに私は考えるわけですが、ただ問題なのは、民間気象業務支援センターからの気象情報に対する利用料金などが受益者負担、これが拡大されることになるのではないかと懸念があるわけですが、特に問題だと思われのは、学術的利用とか公共的利用などいわゆる非営利的な利用について有料化の範囲が広がることであつてはならないというふうに思うんですけれども、この点についてはどのように対応されるのでしょうか。

○政府委員(二宮洗三君) 今、高崎先生御懸念のことでございますけれども、このセンターから配信されますデータについては、データそのものの費用ではございませんで、あくまでもデータの配信にかかわるコストということに限定して考えております。

○高崎裕子君 そうすると、これについては無料で従来どおり行われるというふうに何ってよろしいわけですね。

○政府委員(二宮洗三君) 先ほど御説明申し上げましたように、配信にかかわるコスト、これは例えばデータを配信するためのシステムが要りますし、それからオンラインで配信する場合には回線等が使用されますので、その費用については御負担いただくということでございます。

○高崎裕子君 特に公共的利用ですけれども、防災機関とか自治体関係の協力業務ということは今までどおり気象庁がやるということで間違いはないわけですね。

○政府委員(二宮洗三君) 例えば地方自治体とのデータの交換というふうなものは、このセンターとは違いまして、気象庁と地方自治体とのデータの交換等というふうなものは従来と何ら方針が変わるわけではございません。

○高崎裕子君 次に、新聞とかテレビ等の報道機関に対する負担でございますけれども、午前中に日本テレビの石川参考人にこの点についてはいろいろ

いろいろお聞きしましたわけですが、日本テレビが所属している新聞協会はこの法律改正案に対し、報道機関に提供される気象情報の実質的な有料化につながる危険があるのではないかと、この点を指摘され、それについては今も不信感、不安感はぬぐい切れないというふうなお話もされました。

報道機関は、気象業務法の十一條及び十三條で、気象などの観測の成果並びに気象等の情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社その他の報道機関の協力を求めて、直ちに発表する、これは十一條ですけれども、十三條は、予報及び警報をする場合、報道機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めなければならない、こういうふうな規定されております。こうした国民にとって防災情報など重要な伝達機関としての役割を果たしているわけで、かつ今指摘しましたように法律上の協力を義務化されているということなわけですが、ですから、本来報道機関から気象情報に伴う料金は取るべきではないというふうに考えるわけですが、これも、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(越智伊平君) 新聞協会には以前、前の気象庁長官が明確にお答えをいたしておりました。長官が今度かわられましたので、昨日新聞協会の代表の方四名が私の方へ見えまして、その点は明確にお答えをしております。でございますから、もうそういう懸念はありません、こう言ってお帰りになつた。でございますから、新聞協会の方々にまだその趣旨が徹底していなかったのではなからうか、こういうふうな思いがあります。

私の方では明確にお答えいたしましたし、御納得を得て帰られた、これが実情でございますから、その懸念はさらにはございません。午前中、時間が余りないから徹底していなかったのかとも思いますが、前に長官がお答えしておりましたし、そのことを確認に來られまして私がきちっと言っておりますから、その点はいささかも御心配は無用であります。

○高崎裕子君 今大臣も心配ないということで強

くお約束されました。心配ないということで、そう約束をさせていただいたということは石川参考人もおっしゃっていましたが、それでもなお気象庁に対してこの点についてはやっぱり不信感、不安感がぬぐい切れないんだということも言われていたということが非常に私は重要な発言ではないかというふうに何ったわけですが、

この改正案によつて、今後情報提供に伴つて気象庁として有料化するということはあつてはならないというふうに思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府委員(望月雄雄君) 先生の御指摘の点でございますが、ただいま大臣からも御答弁をさせていただきまして、有料化は全く意図していません、ということでございます。現在のあり方を要するものではない。この国会の場におきまして私ども重ねてお約束申し上げて、この点でもございまして、また実際にこれはお金を取るということも強制的に何か賦課金を課して罰則をつけるなどというふうなことはできるわけのものではないでございます。これは必ず具体的な運用の段階におきまして相手方とよく話をして、こういう形で情報提供する、実費についてはこれこういう経費がかかるから、じゃこれについては御理解いただいてぜひお願いしますというふうな形になるのではないかと。したがって、情報に対する対価として、これは非常に貴重な情報だからお金を取る、これについては有料化だ、受益者負担だ、そういうような言い方にはならないということ、これはお約束できることでござい

ます。

○高崎裕子君 これ先ほどの学術とか公共利用、報道機関に対しての問題にもかかわるんですけれども、私は本来はこのセンターのような有料の情報機関をつくるというのではなくて、むしろ気象庁の中にデータセンターをつくつて、学術とか公共利用とか報道機関に対しては、コピー代などの実費だけで無料でこれは提供すべきであるというふうに考えるべきだと思うんですけれども、そう

いうお考えというのはなかったのでしょうか。

○政府委員(二宮洗三君) お答え申し上げます。データでございますが、例えば気象データにいたしましてもこれは非常に量が多過ぎます。それからまたオンラインで実際に配信いたします場合には、気象のデータというのは時間とともにどんどん変わつてまいりますので、そういう意味で例えばアメダスにいたしましても一時間ごとにデータが入つてまいります。

それから数値予報のデータにいたしましても、もとのデータと申しますのは地球の上を非常に細かな格子点に分けて計算しておりますので、その上に全部データが乗つていくわけでございます。でございますので、そのデータの分量というふうなものは非常に膨大な量になってまいります。でございますので、そのデータを例えばコピーするにいたしましても、これはある種の計算機、資源を要する、あるいは人手を要するということがございます。

そういうわけで、非常に大量のデータでございますので、それをいろいろなユーザーの方が全部共通な形式でお求めになるわけではございませんで、ある方は特定の領域、ある方は特定の場所というふうになつてまいりますと、それを気象庁でそのユーザーの御要望のたびに例えば配信のプログラムを一つ変えたりということでは現実問題としてほとんど不可能に近い仕事であろうかと思ひます。でございますので、一括いたしましてデータをセンターに落としまして、そこからはいわばそれが配信専門のシステムでございまして、そういったふうなものが柔軟に対応できて、実際に社会の皆様に適切なデータをお渡しすることができるといふことでござい

ます。

でございますので、気象庁が個々のユーザーの方に対応いたしまして一つ一つのデータを切り出して申しますか取り出して、それを一人一人各種各様のデータの格好に切り分けましてお届けするということ、現在の気象庁の体制の中ではこれは非常に困難なことではございます。そういうわ

けで、センターに一括してデータを差し上げて、そこで配信事業をしていただくというふうな考えに思い至ったわけでございますので、よろしく御了承いただきたいというふうに思います。

○高崎裕子君 同僚議員からいろいろと質問が出されて、なかなかわかりにくいところなんですけれども、この支援センターというのが、気象情報と支援センターとしての厳密な性格というのが本来はセンターをつくるに当たって法律に規定されなければならぬというふうに思うんです。それがないということ、皆さんもわからないということ、いろいろな問題も指摘されました。

どれくらいの経営規模で、それから投資額はどれくらいで、だれが行うかという業務内容等について、これは非常に不明確なんですか。

○政府委員(望月雄雄君) この民間気象業務支援センターの仕組み、組織、具体的にどんなものかということになります。これは要するに仕組み、組織と申しますが、これはシステムとして考えていただいた方がいいのかなというのが私のものと考えてございます。要するに、気象庁の持っている情報というものを効率的な形でスリムな形で非常にコストの安い合理的な方法で情報を求めているところに提供して、そのシステムであるというふうなことを考えていただく。そういたしますと、公益法人を指定するということになるんですけれども、金額的にもそれほど大きなものでなくても十分フォローできるであろう。数千万から億単位の基金、お金があればいいかな。それからあと、人数的にもせいぜい十数人から数十人単位、非常にコンパクトな形でかなりの量の業務が処理できるんではなからうか、このように考えております。

○高崎裕子君 一年間でこういうセンターをつくっていくということになるわけですね、準備をしていくということ。十数人から数十人とか、いろいろと最小限にということでも立ち上がりを考えておられるようなんですけれども、それでも幅

があつてなかなか明快な形として浮き彫りになってこないわけです。

それで、これはいろいろと質問をされてもこれ以上の域を出ないというのには私はやっぱり問題ではないかというふうに思うんです。これについては、これからこのセンターをどういう規模でどうやっていくのかという具体的な中身についてきちっとこの運輸委員会に報告をしていただきたいし、その経理の報告もあわせてこれはしていただきたいというふうに思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府委員(望月雄雄君) このセンターの具体的な中身につきましてはつきりしていません。これは先ほどの諸先生方の御質問の中にも若干触れた部分にも関係いたしますが、やはりその業務の内容、どういう形で提供するかということによつて多少人数的なもの、それと金額的な面で幅が出てくるというのにはやむを得ないことではないかと私も考えております。

さきさきながら、やはりきちんとした明確なイメージというものはあつてほしいということ、これは私も基本的にはユーザと十分相談しながら、ユーザとの関係において好ましい形の仕組みを考える。したがって、その幅を持たせておきますもの、むしろユーザとよく協議しながら、はつきり言ひまして官から与えられるセンターというよりは利用者みんなのためのセンターというイメージを私は持っております。

その上で、そういう観点から組み立てを考えた場合、法律が通つたら後はもう勝手にやるといふようなことは毛頭考えているわけではございませんので、御質問いただければそのとき、適宜適切な御報告を申し上げることはやぶさかではございません。

○高崎裕子君 あと、センターが徴収する利用料金なんですけれども、これは気象庁長官の認可事

項であるということなわけですから、この点については厳格にチェックをすべきであるというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

それからもう一点、センター等の指定法人がつかれて情報の提供業務が指導監督されていく、あるいは検査や業務報告など、この法案の改正によつて気象庁の業務というのは明らかに増大すると思うんです。一方で定員がどんどん削減されていくということ、こうした改正に伴う業務量があるのに定員の縮小はあつてはならないというふうに思いますので、気象庁としては改正に見合った体制の強化を図っていくべきだと思います。

この二点についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(二宮洸三君) 今先生御指摘の二点についてでございますが、最初の方は、この支援センターの経理その他について気象庁の監督下にあるので十分に監督し、その透明性を保つようという御指摘でございます。これは当然気象庁としてそういうことを心がけて、かつ実行するつもりでございます。

二番目の点についてでございますが、今申しました支援センターにデータを流すわけでございますが、その背景といたしましては新しい数値予報モデルの改良等によりまして基本的な予報精度を上げることがございます。これにつきましては、いろいろな諸設備の改善でございますとかそれからコンピュータ資源の効率的な運用というふうなもので対処していこうというふうに存じております。

○高崎裕子君 終わります。

○井上哲夫君 改革連合の井上ですが、私は二、三お尋ねをいたします。

きょう、十時からずっとこの問題で審議に加わってきたわけですが、最後のラス前でおおわからない。そこで、端的にお尋ねをしたいと思うんです。

といいますのは、この気象業務法の一部改正、

予報士をつくる、支援センターをつくる、予報士の業務内容、権利義務、支援センターの組織内容、あるいはシステム内容、これイメージという言葉がいまいちくも出ましたが、さっぱりわからない。そういう形で一体法律というものをつくっていくのかどうか。私はちよつとこれはいささか早過ぎる。ただ、内容はどうかと言われますと、反対をするような、そういうのど仏に刺さつたところのようなものであるかどうかということ、恐らく委員の皆さんも非常に困つた、あるいは困つておる。

そこで、この予報士の問題についてまずお尋ねをします。

「気象業務法第十七条の許可を受けた気象会社等一覽」というのがありますが、これを見ますと、十九事業所で、まず業務概要というのは予報業務が最初に書いてあるわけですね。そのあとは観測とか調査とか、さらに非常に多く書いてあるのはコンサルティングと書いてあります。

先般、視察に参りましたら、ウェザーニューズさんですか、今どき予報士という士をつくるのはいささかというふうなことをおっしゃいました。

非常に印象的な私は言葉だと思ふんです。私もお恥かしいことながら士を持つておる者なんです。が、職業に士を持つておりますので関心があるわけでございますが、一体この予報士というのは予報業務をやるといふ内容なのか、コンサルティングをやるといふ内容なのか、両方ともやるといふ内容なのか。そして、気象庁なりあるいは別のところからもらった情報、気象データは劇物であつて素人が扱ふと大けがをしたり、あるいは爆弾になつて世間を惑わす、したがつて、劇物ならば厳しい資格制限をつくつてしっかり管理をしないといけないということならば、この資格試験をやる。大学の教養の一般地理学あるいは地学の知識を旨とするというふうなものじゃなくて、逆に気象大学校じゃないですけれども、一年間ならやつていいがコンサルティングもやつていいと

か、この辺のことがはつきりしないので、このままイメージということではなく、これは私は極めて遺憾だと思えます。したがって、できる限りその点についてまずお答え願いたいと思えます。

○政府委員(二宮流三君) 今、気象予報士の導入の目的あるいはその仕事の境界について先生がお尋ねでいらつしやいましたが、予報士というふうなものは気象現象を予測し予報するという点に關しての資格でございまして、一般の調査それから予報そのものに關係いたしませんコンサルタント業務についてはその枠外でございまして。そういったものについて予報士の資格が必要というふうには考えておりません。

それから、現象の予測をし予報をするわけでございますので予報士ということには言っているわけでございますけれども、従来から、現在のテレビのキャスター等でやっておりますように、気象庁の予測を、その基本的なものを変えないで若干の説明をつけているような解説というふうなものについては、これは予測をしているわけではございませんので、それについては予報士の資格を要しないというふうに考えております。

予報士というものは気象現象を予測して予報、つまり公衆に伝えるということに關してのみの資格でございまして。

○井上哲夫君 予報士というのは、気象の情報を予報という、つまり予測という言葉を使うか予報という言葉を使うのかわかりませんが、その範囲で気象庁その他から受け取ったデータを出すことができる、一般大衆なりその他にです。そうすると逆に、気象データをもとにコンサルタントといふか、あるいは単にそこからどうしたらいいかという、一つの新しい知恵をつけたという、そういう業務は依然として野放しになるわけではございませんか。

○政府委員(二宮流三君) 私、先生の御質問をもし十分に理解していなければ御指摘願いたいと思うのでございまして、予測ではございませうで、例えばそのところの日照時間が平均的に

年どのぐらいであるかというふうな調査もございませう。そういうふうな調査でございまして、例えば農業等では非常に大切な条件でございまして。そういうふうなものは予報とは考えておりませんので、そういうふうなコンサルタント業務というふうなものは予測行為とは別な業務というふうな考へておられるわけではございません。

○井上哲夫君 それじゃ、ちよつと別の角度で聞きましょう。

要するに、気象業務法十七条では厳しい許可基準のもとで、例えば私が先ほど申し上げましたような十九事業所に気象に關連する業務をすることをお認めしているわけですね。きょう質問も出ましたが、そういう認可団体の場合はいろいろなほかの要素からコンサルティング、気象のいわゆる相談といひますか、あるいは相談という言葉はよくないかも知れませんが、そういう予報からはみ出たそういう業務をやつても、許可の際に厳選してあるから大丈夫だというふうになるとすれば、今回の予報士を新たに作り出すということにどれだけの価値があるんでしようか。十七条で十分じゃないんでしようか。

○政府委員(二宮流三君) ただいまの先生の御指摘は、現在の十七条で行われているのに、なおかつ気象予報士の必要があるかというふうな御質問かと思ひます。

従来の十七条許可の予報の対象と申しますのは、特定の個人に対する予報という意味で、社会、公衆には発表してはなかつたわけではございまして。それが今後一般の社会、公衆の方々に局地的な予報を発表するというところでございまして、特定のユーザーでございまして、それはいわば一種の契約行為みたいなものでございまして、比較的情報に接する方も限られておられるわけではございませう。それから問題が生じなかつたのでございませうけれども、不特定な一般のユーザーの方に情報が出るということになりますと、例えば防災情報との関連その他におきましてもしそこがございまして、いろいろな混乱が起きますということではございませう。

これに關しましては、不特定の方に予報行為をするということに關しましては、やはりそれなりの標準的な技術水準の確保というふうなものがぜひ必要であるという考えから、このたびはその新しい業務の発展に伴ひまして今申しました予報士という制度が必要であるというふうな考へておられるわけではございませう。

○井上哲夫君 そうしますと、予報士の資格をつくらせて予報士が生まれたら、予報業務に対しては事実上この気象業務法十七条の許可はもう外れ人畜無害だと、こういうふうな受け取つていいわけですね。

○政府委員(二宮流三君) 例えば、今申しました予報作業に關する人の資質という意味でございまして、予報士という個人のみで仕事はばつとできるわけではございませぬので、例えば予報士の方々が予報するために、当然でございまして予報士の方々がデータの収集に行つたり、それからある場合には非常な広範囲のもう少し大量のデータを必要とされる場合もございまして、当然でございまして施設関係のものが必要でございまして。

でございまして、そういう施設上の要件というふうなものを満たすということが必要でございまして、つまり予報士というヒューマンソフトというふうなものでございまして、それがその方の環境としてのハード的なものが両方要するというふうな考へておられるわけではございませう。それから、今申しました予報士という制度の導入によりまして、ヒューマンに關する部分のいろいろな許可条件というふうなものは非常にきつかりたしてまいりませう。

しかしながら一方では、その人が個人でその仕事をやるわけではございませぬので、その方が仕事をやるに必要施設というふうなものがこれは必要でございまして、それについてやはりその水準を確保することが必要でございまして、予報士の制度の導入の後にもこの十七条に關しまして事業所の設備その他についての要件というふうなものは相変らず必要であるというふうな存じておられるわけではございませう。

○井上哲夫君 もう一回その問題は後で振り返りますが、これと密接に關係するので今度は支援センターについてお尋ねします。

きょう朝から最もわかりにくいのは、公益法人の、具体的に言うところ財団法人の支援センターをつくりたい、それは多分一つになって、スリムでコンパクトなものになって云々と。ところが、実際にいろいろお話を聞いていると、データを送る、配信する、そういうシステムだと。

そうすると、例えば私が今ここでしゃべっているんです。マイクがずらずらと来る。私のしゃべっていることをとりたい各人は自前のマイクを出してきて、これで受けますからよろしくお願ひしますと。こういうシステムにすぎないんだというならば、何も公益法人をつくらなくても、業界でまとめて一つの大きなマイクをつくつてくださいます、あとはお金の問題、内部分配の問題は業界で決めてくださいます、気象庁はちよつと国ですから御無礼しますと、こういう考へにはならないんでしようか。

○政府委員(望月鍾雄君) 配信システムの具体的なあり方としては、確かに先生御指摘のような、情報を受ける側の人たちが集まつてそういう仕組みをつくるというやり方もあるかと思ひます。私どもも今度考へております公益法人を指定してそういうシステムをつくるというものは、いろいろな手法の中の一つであり、合理性があるのといひではないかということで考へておられる案でございませう。

○井上哲夫君 わかつたようなわからぬようなお答えなので、もう一度聞きます。
財団法人日本気象協会、この日本気象協会がやっている内容は、予報業務、それから観測、コンサルティング、それからその他。それで財団法人日本気象協会の概要は、会長一名、理事二十九名、役員員総数八百八十五名、年間予算百五十億八千六百四十八万円というふうなのが出ていま

す。そうすると、この財団法人日本気象協会が今まで気象庁のデータをいわゆる民間に流して取り次ぎをやっていた。この財団法人日本気象協会の業務ではどうしていけないでしょうか。

○政府委員(望月雄雄君) お答えいたします。

気象協会をセンターとして使うことが絶対的にいけないということではないわけですが、この情報を配るための支援センターを既存の法人を指定することによって賄うかあるいは新設するかという問題は、いろいろ手法としてはあるわけですが、ただ、気象協会は現在、みずから気象庁長官の許可を受けまして予報業務を営んでいる民間気象事業者という側面も持っております。そういうことがございますので、配信業務が公平に行われるよう、その辺の配慮が必要であるということでございます。いずれにいたしましても、この指定する法人の、既存の法人を使うのか新設の法人をつくるのかの別を問わず、ユーザのためのセンターという考え方で組み立てを考えておりますので、ユーザ各位ともよく相談して具体的な仕組みを考えたいということでございます。

気象協会を指定したらどうかという点については、一つの貴重な案として考えることはやぶさかではございません。ただ、どういう形にするかは具体的によう関係者とも相談し決めていくことになるかと、かように考えております。

○井上哲夫君 いや、だから振り出しに戻っちゃうんです。公益性を高め、透明性を高めるためには新しい支援センターをつくった方がいいんだと。じゃ、財団法人日本気象協会がこれまでへんばなデータの配信をやっているのかどうか。そうすると、ユーザのためにつくりますと。じゃ、ユーザの協議会が、ぜひともこれを自分たちでつくるからやしてほしいと言っているわけでもない、よくわからない、わからないと言っているだけなんです。そこにこの問題が、実は堂々めぐりしながら一切わからないというところに来てい

るんじゃないでしょうか。例えば財団法人日本気象協会は、これまで配信、つまりデータを気象庁からもらってそれを民間の機関に送る際に、あそこは気に入らないから送らないとか、あそこはもう態度がふてぶてしいから細かい情報はやめにしておこうとか、そういうへんばなことはなかったかと思うんです。それはユーザの人は信頼を置いていたと思うんです。そうすると、なぜその上にこの支援センターが必要かということになると、きょう朝からのずっと御説明は、より公益性を高めより透明性を高めるためだ。より公益性を高めより透明性を高めるなら、最初にどのような組織でどのような機能でどういう形で設立するかが法律に少なくとも書いてあるか、具体的に提示がない限り、これはちょっと困るんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(望月雄雄君) 現在、財団法人日本気象協会に暫定的に気象庁の持っている情報の提供業務というものを行ってもらっているということでございますが、これから先、民間の気象事業者というのが飛躍的に発展していく中において、私も気象庁が民間に対して提供する情報量というものも非常に膨大なものになってくる、新しいものもどんどん提供していくようにしたいというところを考えると、いつまでも暫定的なやり方では問題があるかということで、この際きちんとした、しっかりした恒久的な仕組みをつくらせて、そこでちゃんと情報を流したいということとでセンターを創設したいということを考えているということでございます。

その際に、じゃ、今の日本気象協会の暫定的な仕組みというものを強化して、それをうまく組み立てれば、育てればいいではないかというお考えもあるかと思えます。その場合には、そういう方法を採用するんであれば、これについての中立性、配信業務が、別に今現に不公平にやっているということではないんですけれども、やはりみずから予報業務、情報をもろう立場の者が人にも情報を配るといふやり方よりは、やはり情報を配る

仕組みというものは別途にあった方がいいので、気象協会がやるとしても別途の、その透明性を確保するための仕組みが必要になってくるのかなというところで考えているというのが実情でございます。

いずれにしても、そういうことを踏まえて、利用者にとって一番利便性の高い、コストの安いスリムな仕組みというものを考えたいというのが私の考えでございます。

○井上哲夫君 私も午前中はヒステリックな質問をしましたが、今はそういう質問はしません。

ただ、例えば、財団法人日本気象協会を純然たるデータを受けて送る部分と、それから環境アセスの事業をやつて八百何十人の職員を養っている一つの、営業と言つたらおかしいですが、そういうことをやる。それを二つに分ければ、本当を言えれば今回の支援センターをつくる必要はないかもしれない。それもお考えになられた上でこうなつたと思えます。だから、けしからぬと言っているわけじゃないですけれども。

そうすると、そういう問題もあった。あるいは予報士についても、単なる予報だけだとすると、予報だけなら人畜無害。したがって気象庁は責任持ちません。ただ、許可を与えたら借り物の受信装置だけであつて、明るく日行つたらバンクしていかつたというのではまずいので、許可基準は七条はまた残します。そうしたら私は、それで民間のユーザの人たちは今回の改正に期待するものがあるかという、残念ながら何もないんじゃないか。大山鳴動牛虚一匹になりかねない。もつと思ひ切つた改正をやるなら、やっぱり皆さんの意見を聞いて、民間の気象業務のそれこそ一大ターニングポイントになるんだというふうなならば、予報士についてもコンサルティングまでできるという土、土をつけるのがいいかどうかわかりませんが、そういうふうなことを本当は検討すべきではなかったかと思うんです。

ころまだいろいろ考えて直していくというのか、付加していく余地はあるのか。ほぼ固まつていて、いわゆる予報士の定着を図ると長官は先ほどおっしゃいましたけれども、長官がおっしゃる定着を図るためには、とりあえず予報士についてはこういうところから進んだというふうな、その点についての具体的な内容をお聞かせ願えばありがたいのですが。

○政府委員(二宮汎三君) 今先生御指摘の点幾つかございましたが、まず第一に、これから大いに民間の気象業務を進展させるターニングポイントにすべきではないかという御指摘でございますが、私も全くその点についてはターニングポイントとして重要な位置にいるというふうな考えでございます。

何がターニングポイントかと申しますと、現在、気象庁が今までのところ所有しておりますすべてのデータを公開していただくわけではございません。今後、その数値予報の格子点データをつくる等、これはいろいろの情報を付加するには非常に使用しやすい有効なデータでございますから、これを民間に提供申し上げる。そして同時に、今まで不特定多数の方に対する予報というふうなものも、それをオープンにするという意味で、まさに民間気象業務の御発展にとりましては非常に大きなターニングポイントであるというふうに私は理解しております。

気象庁の持つております従来の予報結果あるいはファクシミリ等によりましては情報だけでは非常に使用しにくいので、今申し上げましたような格子点データを含むデータをぜひ提供してほしいというふうなことは、協議会が発足する前から個々の業界の方からは、非公式でございますけれども、いろいろなところでそういうふうな御発言もあつたというふうに私は記憶いたしております。

でございますので、今回は諸先生方が御指摘あるいは御懸念になりましたような規制を強化する

のではなくて、まさに民間気象業務を發展させるターニングポイントとして、気象庁の所有しております大量のデータを皆さんに公開するという立場でございます。

それからあと、予報士の方の権限と申しますが、職能についての井上先生の御質問でございます。

現在のところ、予報士の仕事というふうなものが、現象を予測して公衆に伝えて、これを予報と申すわけでございますが、そういうふうな限定しているわけでございます。これをまた予報士という制度で、さらにコンサルティング業務その他についてまた規制を加えるという考えはございせん。これは一般の予報とはちよつと違つておりまして、コンサルティング業務そのものが直接公衆にインパクトを与えるというふうなものではございせんので、これはむしろ従来のままにして、いわばフリーの部分にしておいて、公衆に予報を發表する部分についてのみ限定した格好で業務を切り分けまして、そこを予報士という制度でやっていた方がいいということでございます。

○井上哲夫 わかりました。

私は最後に、大臣にお尋ねというより要望を兼ねて御質問したいと思います。単なる予報士というのでは余りにも士が軽過ぎる。士たるものをつくる以上、やはりもつとできる権限を広くして、そのかわり士で一番大事なことは倫理規範であります。高い、自由に任された業務権限を幅広く持つということは、逆に自分の行為、行動が大変大きな影響を与える。そうすると、倫理規範を徹底してたたき込むというか、そういうものが備わった人を認める。そういう形にしようと思うと、単なるペーパーテストでやつたつてそれはだめで、一定の研修、養成を受ける資格があるかどうかのテストをした後、何カ月やるのか何年やるのかは別に、やはり研修とか養成とか、そういう形で、今度はやはり予報士というものは単に伝達役だというのは困るわけで、実はそういうふうには私には思ふんです。それは私自身が士という

士を持つているからちよつと我田引水になつてゐるかもしれない。

そういう点で、今回の予報士についてイメージはまだいささかはつきりしない点もありますが、大臣におかれましては、この法案がせつちにつくられるという批判を私もしますけれども、できたら以上は予報士のつくり方について倫理の面も重視していただきたい、その点についてお考えを伺つて質問を終わります。

○国務大臣(越智伊平君) お説のように、どういう仕事をしても倫理は非常に大事であります。そのことはもちろんであります。しかし、この予報士がデータをもらつてさらにそれに付加価値をつけて民間の情報に供するということになりまして、資格のある人は別として、この制度を設けたわけですから予報士としての資格、技術的な資格はもちろんあるでしようが、ひとつそういうことを私は期待をいたしております。やはり精度がさらによくなる、その地域なら地域であるいは局地なら局地でそういうことが実際に行われないうと予報士の価値はない、私はこういうふうに思つてゐるのであります。でございますから、ひとつ法案を通していただいて、私もそれに向かつて努力をしていきたい、かように思ふ次第であります。

要は、より精度の高い気象情報を提供する、そのためにある一定の基準を設けて予報士の資格を与える、こういうことでございまして、倫理問題の試験というのは率直に言つてなかなか難しい。したがつて、御本人がその点を十分わきまえて価値のある予報士になつてもらはないと、技術だけの問題ではなしに、やはり役立つ、誠心誠意やつていただく予報士ということを期待をいたしております次第であります。

○井上哲夫 ありがとうございます。

○下村泰君 気象庁長官に伺いますが、これは別にこういうことをお尋ねしますという予告はしてございせんが、今も午前中からずっと流れてきている流れの中で、局地的な天気予報、いわゆる

気象状況をびしびしとつかむことができたならば、今度の花巻空港の事故は起きなかつたと思ひますか。

○政府委員(二宮洗三君) お答えを申し上げます。

私も気象庁の立場といたしましては、局地的な情報をきつちつと予報するというのが第一の使命でございます。でございますが、今度はそのデータを受けました利用する方、それは団体、組織である場合もございまして、個人である場合もございまして、その方々が気象の情報あるいは観測のデータあるいは予報のデータ、いずれにいたしましてもそれを十分に御活用願ひまして、それをいけば防災なりあるいは災害防止にお努めいただくというふうなシステムと連動していただければ、せつかくの精度の高い気象情報も十分に活用できないうふうな思つております。でございますから、情報を出す側の努力とそれから情報を受けて実際に行動する側の努力というふうなもの、二つマッチしたときにそれが最大限の効果を生むのであるというふうに存じておるわけでございます。

○下村泰君 何で私がこんなことを言うかといひますと、今度の事故を見ておまして、これは完璧に気象事故じゃなくて人為事故なんです。私は偉そうに申し上げるわけではありませんが、戦時中は航空隊におりましたのでよくわかるんです。今度のエアシステムにしても、機長が副操縦士を育てるという意味でこういうことは常にやつてゐるはずですよ。やつていないといふことは絶対あり得ない。それは二人しかいないんですから、コックピットの中には、あの部屋の中に二人しかいないんですから。そんなことを機長がやらせたとかやらせないとかといふことは部外者にはわかりません。けれども、これは通常やるんですよ、まして気象条件がいいときには、飛び立つよりも着陸の方が本当は飛行機は難しいんです。飛び立つときは、素人でも指示を受けてそのとおり操縦

かんを引つ張れば上るんです。ところが、着陸となるとそれは簡単にいきません。ですから、当然その訓練は回数を重ねなきゃならないはずなんです。機長の判断でこういう気象条件のときにはとても無理だと、その場合には副操縦士に任せないで機長がやらなきゃいけないんです。今度の場合が殊にそうなんです。

これはローカル空港の悲しさで、横風を受ける場合には横風に対する滑走路が必ずなくちゃいけないんです。ところが、日本の空港の状態というのはほとんど一本の滑走路なんです。ですから、恒風と言つて常に吹いてくる風に対してほとんど飛行場というのは滑走路ができてゐるんですけども、時によつて気象条件で横から来るときもあるわけですよ。それに対する滑走路というのはないんです。国際空港と言われる大きなところにはありますけれども、ローカルにはほとんどない。そういうすべての条件が重なつたと思ひます。

まして、DC9のように翼が後ろの方にあつて、頭が前の方にあつて、こんなものちよつとでも失速すれば、ちよつとでも浮力がなくなれば頭から突つ込むんです。これがYSですとかいひゆるプロペラ機ですと、横風が来ても浮くんですよ、逆に、浮いてしまつて、それを利用しようといふこと着陸できる。ところが、これはもう絶対そんなことはあり得ない。したがつて、条件によつては機長が任せるというのとはちよつとおかしいんじゃないか。これはいかに運輸省が運送を出そうが出すまいが、これからもあることなんです。

ですから、一体どうすればこういう事故が起きないようになるのか、これは大変難しい問題だと思ひますが、しつかりひとつ頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。

さて、今の法案の方に入りたいと思ひますけれども、気象業務というのはすべての方に、今これこれこういう状況になつてゐるよ、こういうことがあるんだよ、こういうふうにしてくださいよ、

台風は何号が今どこへ早いですよ、おたくの方に行くかもわかりません、台風の中に入ります、外れました、このぐらいの風が吹きます、雨量はこのぐらい降ります、ですから農作物はこのぐらいの被害が出るかわかりませんという情報が入って来るわけです。それはそれでいいんです、一般の方は、しかし、私が常に申し上げる様に、障害者の方々はどうかという事です。障害者の方々に対する伝達方法というのがまるで運輸省としてはしっかり立てられていないと思います。今、こうしているにあつては、こういうことを私はお尋ねする気はございませんがね。

最近すっかり忘れられておりますけれども、雲仙・普賢岳、このときに、東大新聞研究所の広井助教という方がいらつしやるのですが、この方が雲仙・普賢岳の噴火における住民の対応についてのアンケート調査をしておるんです。それによりまして、

まず火砕流が頻発して危険が高まっていた五月下旬で「火砕流」という言葉を知らなかった人が五、四％。とても危険だと思っていた人はわずかに九％で、研究班は火山学者らの警告が住民に的確に伝わっていなかったと指摘している。

火砕流で人が出た五月二十六日、気象庁雲仙測候所は「火山活動情報」を発表した。これは人的被害が予想される「警戒」に当たるもの。火山情報にはもうひとつ「臨時火山情報」があり、火山に異常が認められるときに出す「注意報」で、緊急性は低い。

調査では「臨時」の方が緊急性が高いと思つていた人が五、三％で、正解は一七％と少なかった。

六月三日の大火砕流の発生直前に火砕流が頻発したが「大きな火砕流が起き、被害が出るかもしれない」と思ったのは二、四％で、四人に一人しか被害まで危険をイメージできなかった。そして、

広井教授は「火山情報の緊急性などについて、名称を含め検討する必要がある」と、こういうふうにおつしやつておるんですが、さあそれでは一体、気象庁の方ではこういう場合に障害者に対してどういう伝達方法をお考えでしょうか。

○政府委員(二宮流三君) ただいま下村先生の御指摘のことは、幾つか問題点があつたと思ひます。一つは、臨時火山情報と火山情報の間で非常に住民の方々がそれについてわかりにくかつたという御指摘がございました。その今の点につきましまして、気象庁の中で、火山情報の名称等がいかにあつて、どうすればよりの確に情報が市民の皆さんに伝わるかということをお尋ねいたしまして、五月十一日から火山情報の名前を変更いたします。

一番危険があつて、差し迫つて危ないぞというときの火山情報を緊急火山情報というふうな名前にするにいたしました。いわばこれはもう危ないから即座にお逃げくださいという感じのものでございます。そこにくわつて、今までは、かなり大きな被害が生ずるおそれがあつて、やはり十分な注意が必要というふうなもので、今までは臨時火山情報という名前をつけて、今申し上げました緊急及び臨時火山情報の中身を時間とともにさらに詳しくフォローするために火山観測情報というふうなものをつくることにいたしました。そのほかに、定期的に、例えば一カ月に一回でございますとか、火山の活動状況によりまして、三カ月に一回ずつ出しますものは定時の火山情報というふうなわかりやすい名前にいたしました。

そういうことで今度五月十一日から改正いたしました。現在もたくさんの方のパンフレットをつくりまして関係の方に配りしてございまして、火山の情報に関するいろいろな名称等の徹底を図つておるわけでございます。これは、今先生御指摘になりましたような住民の方々の現行の情報についての反応等を考慮いたしましてわかりやすい名前に

したわけでございます。緊急と言へば非常に緊急性が高いということで、間違ひなく市民の皆様には御理解いただけるというふうにしてございまして、これは火山についてでございます。

一般的に下村先生御指摘の、どのように情報を出しているかということでございますが、気象庁から出します、火山のみでございますが、津波あるいは気象に関する注意報、警報というふうなものは、報道機関の御協力を得ましてラジオ、テレビ等では即時に放送していただいております。お目にかかるようにしてございまして、

それから、地域防災の立場から地域防災会議等を通じて役割分担を決めてございまして、地方自治体の場合でございますと、都道府県にまずデータが参りまして、そこから非常防災無線等ですべての市町村にデータが伝わりまして、さらに多くの市町村におきましては、各地区に設けられております非常無線等に連動してあります音声による放送あるいはサイレンのようなもので市民の皆様にお伝え願うというふうなことが現在のいろいろな防災情報の伝達経路になつておるわけでございます。

○下村泰君 これは、もうほとんど今の長官のおつしやつたようなことは健康者に対する情報の伝え方です。これが、視覚障害者とかあるいはお耳の不自由な方ですとかあるいは知覚障害者という、最近ではそんなような言葉を使うようですけれども、発達障害というんですか、知恵おくれの方は、こういう方々にじゃ情報をどういうふうにご提供するかということになりますと、お答えいただいたのはこんなことがあるんです。

鳥原市及び深江町におきまして、福祉事務所の職員それから身体障害者相談員と十分連携をとつて、町内会責任者や避難場所責任者の居住する世帯に災害情報について確実に伝達をしていくということでございます。

なお、鳥原市及び深江町とも、障害者世帯及び知恵おくれの方々の世帯につきましては、避難先等を確実にその市及び町で把握をいたして

おりまして、保護者に適切に情報を伝達するよう連絡体制を確保しているということでございます。

結局、一人一人の人間が走つていて、そして直接教える、直接伝達をする、こういう方法しか最終的にはないわけなんです。ですから、それを気象庁は一体どういうふうな今後お考えですか。

○政府委員(二宮流三君) 今下村先生御指摘くださいましたように、身障者の方につきましても気象情報、これは火山等を含めた広い意味の気象情報でございますが、を周知することによりましてその方々の安全の確保、利便の増進等を図る必要性はございます。でございますが、気象庁といたしましては、テレビ、新聞等報道機関に對しましては気象情報の提供について御協力願う立場にあるわけでございますが、今申しましたような障害をお持ちの方々に對しましては、御配慮をさせていただく処置をとつていただきますように、これから関係者の方々に御理解を得るよう努力をしていくつもりでございます。

具体的にどのような方法があるかはちよつと私今存じませんけれども、例えば障害者の方に御理解できるような方法で、今申しましたような情報を適宜提供できるということを努力していきたいというふうな存じております。

○下村泰君 このときも小規模作業所や発達障害者の方々の施設に若干の被害があつたんです。長官は御存じかもしれませんが、例えば耳の聞こえない、耳の御不自由な方がホテルに泊まつた場合、モーニングコールします。そういうときには、体で感じる方法というのがあるわけなんです。ですから、耳の聞こえない方には聞こえない方法というのは何か考えてくださればあると思うんです。ですから、そういう方法を何か一つ考え出していただきたいと思います。

この情報提供のあり方についてはいろいろ考えさせられることもあるんですが、実はこれはNH

Kにも申し上げておいたんですが、こういうことがあるんです。

これは聾学校の職員の方なんですけれども、各地に大きな被害をもたらした台風十九号も、わが町ではわずかな被害にとどまり、胸をなでおろしたが、台風の通過コース近辺の町々に住む聴覚障害者は不安でいっぱいだったろう。

ラジオは聴けないし、テレビはNHKも民放各局もアナウンサーや予報官の顔ばかり映し出して、われわれ聴覚障害者には、さっぱり分からない。天気図やコース予想図でいたいことを想像するだけで、今どこに台風がいてどの町を通るのか、どのくらいの風と雨で、どんな注意が必要なのかなど細かいことは分からない。

台風のような生命に関わる大事な情報は、必ず字幕をつけるとか、せめて要点を書いた説明パネルをアナウンサーの横に置いて、それを指示しながら話してもらえないか。テレビ各局はこうした問題にこの次からもっと配慮をお願いしたい。

こういうことを書いてもらって下さる方がいるんです。

今度は、NHKと気象庁ではこういうずれがあるんです。

これは九二年の二月八日でしたか、東京で六年ぶりに震度五を記録した二日未明の地震で、津波情報の伝達をめぐって気象庁とNHKとの間で思惑の違いが表面化した。「津波なし」情報の取り扱いで、気象庁は即時に流すことを要望しているのに対し、NHKはこの場合他の情報と併せて流しており、やや遅れる。今回も気象庁が情報を出してから四分遅れ。「八なし」の情報なら生命、財産にかかわる問題でない」というNHKと、津波の不安からできるだけ早く解放されたいのが沿岸住民の心理とみる気象庁との立場の違いが出ています。

こういうことなんです。

NHKはオンラインで同十二分に受け取り、着信を示すアラームも鳴った。しかし各地の震源地、震度などが入った地震情報が入るのを待つて同十五分四十秒に「津波の心配はありません」と読み上げた。

NHKでは津波警報が出た場合は、すぐ気象庁に電話をかけて確認、即時に流すことにしている。しかし、「なし」の注意報の場合、地震情報を待つてからということになっている、という。

しかし、津波の被害者多数を含む百四人の死者を出した一九八三年の「日本海中部地震」では、早い地点では発生から七分後に第一波が到達した。沿岸住民にとっては地震発生後十二十分が、最も不安な時間といえる。地震津波監視課の内池浩生課長は「気象庁としては津波に関する情報は一分一秒でも早く出すために最大の努力をしている。NHKも即時に流してほしい。今回もテレビを見ていてなぜこんなに遅いのか、イライラしていた」と話す。

NHKは災害対策基本法と気象業務法で災害時の「指定公共機関」とされ、気象、津波、洪水などの警報が出された場合は「直ちにその通知された事項の放送をしなければならない」(気象業務法一五条)と定められている。注意報もこれに準じた扱いで運用されている。

これに対しNHKは「津波がない、というのは一刻を争う情報でないと判断している。情報処理上、優先順位があるのはやむを得ない。逆に八なしの情報は「注意報」扱いにしないよう、気象庁に申し入れている」

こう言うんです。これ両方が食い違っている。これはどういうふうになるんでしょうか。

○政府委員(二宮流三君) 今、下村先生御指摘のように、津波がないという情報も防災情報としては非常に重要でございます。つまり、地震がございまして津波があるかないかでは実際の防災活動あるいは市民の不安等非常に違うわけでございます。

して、気象庁といたしましては津波なしの注意報ということに注意報として即刻放送するようにということをお願いしております。

気象庁とNHKとは毎年、防災情報の伝達に関する打ち合わせを行っております。そのときにはもちろんいろいろな意見が出るわけでございまして、申しました津波なしを含めました注意報、警報は即座に伝達していただくというふうなことにございましては、基本的には先生が御指摘あるいは御懸念なさいましたような意見の相違はないというふうに私は考えているわけでございます。

○下村泰君 この間私どもが気象庁を見学させていただいて、まあ中身のすばらしいのにびっくりして、見学しているだけで私は頭が痛くなってきたんですけれども、その気象庁の皆さんがあれだけ一生懸命津波情報というのを少しでも早く、一分一秒でも早くというふうに研究なされていらっしゃるのと、こういう広報を担当する側との意見の食い違いというのは大変これは恐ろしいことだと思っております。よろしくそこをしっかりとお願いしたいと思っております。

今度の何か支援センターのことについて、民放当局はお金が取られる、取られないとかってえらい心配をしておるんですが、ここにこんなのがあるんです。

気象庁は今年一月、平成七年度打ち上げの五号衛星の画像データ使用料を受益者負担で補いたい意向を日本民間放送連盟や日本新聞協会に打診した。

これに対し両団体は「気象情報は報道機関の協力を得て提供することが気象業務法に明記されており、負担を求めるのはお門違い」と突っぱねたが、同庁はその後すぐに、「六号衛星については科学技術庁の援助金がないので、気象庁の負担が大きくなる。また、運輸省独自の多目的衛星を借りる必要性もあるので、その時はよろしく」

こういうふうに言ったというのですけれども、これは本当なんですか。

○政府委員(二宮流三君) 今先生御指摘の点でございますが、いろいろなデータの提供についていろいろなことが考えられるわけでございまして、物が決定に至る前、いろいろな方の御意見を聞くという一般の手続と申しますか、プロセスというふうな中でお考えいただければよろしいかと思っております。

何回も申し上げておりましたように、現在、データの有料化ということは考えておりません。これは今申しましたように、配信のコストということのみを考えているわけでございます。でございますが、これは現在の状況ということでございまして、科学技術というふうなもの、あるいは社会環境というふうなものが物すごいスピードで変わっておりますので、その点についてはどの程度の時間スケールで物事がドラマチックに変わるのかはちょっと予想がつかぬわけでございまして、そういった場合にはまた別のことを関係の方々と御相談するという可能性を全面的に否定しているわけではございませんが、現在のところ、何回も申し上げておりますように、データの有料化は考えていないというのが実情でございます。

○下村泰君 今のところはということになりますか。何か、五号衛星で徴収するはずだった年間二十億円の画像使用料を今度は新法人の運営経費で回収しようともくろんでいるのではないかと、いうふうに心配をしているようですが、民間放送側は。

○政府委員(望月鎮雄君) 先生御懸念のようなことは全くございせん、私も今そういう振りがわりで、別途の方法でお金を回収しようというふうなことは全く考えておりません。

○下村泰君 その別の方法というのは、どんな方法。

○政府委員(望月鎮雄君) 要するに、受益者負担の原則に従って人工衛星、例えば気象衛星、六号衛星でございますが、その資金の一部をユーザー

から直接いただくことがだめであれば、例えばいわゆる別の手段で取るということをごままして、たまたま先生が今御指摘したことをなぞって申し上げただけでございます。

○下村泰君 それでは今度は予報士のことについて伺いますけれども、いわゆる予報士というものがこれから数多くなり、またこれがひとつ世の中から皆さんが、あすばらしい商売だな、おれもあいうふうになりたいなんていう人も出てくると思うんです。そういうときに、必然的に障害を持った方々でも予報士になりたいという方々が出てくると思います。そういうときにはどうなさいますか。

○政府委員(望月鎮雄君) 気象予報士の受験につきましては、身障者の方々も含めて特設の制限を設けるというふうなことは考えておりませんが、実際にどういう方の場合にどういうふうにするかというようなことは具体的なケースごとに検討することになるんじゃないか、かように考えております。

○下村泰君 例えば視覚障害で細かいのは見えな、大きくなれば字が見えるというふうな方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方がもし受験をなさるとなれば、それはそれなりに対応なさいますか。

○政府委員(望月鎮雄君) 先生の御指摘のような場合には、倍角字の導入というふうなことも含めまして、あるいはワープロ使用の許可とかいろいろな方法でできる限り対処したいということ、今後検討いたしてまいりたいとは考えております。

○下村泰君 それじゃひとつ気象庁に、これはお答えはいただかなくても結構なんです、いつも各省庁に申し上げておることなんですけれども、障害者の雇用の状況について、気象庁は、ここにいただいたのは、視覚障害者、それから聴覚または平衡機能障害者、それから肢体不自由者、内閣府等々で九十一人の方を採用されているらしい。雇用率は二・〇一％、これは大変高い率

でございますけれども、ただ残念なことに、精神薄弱であるとかあるいは精神障害、要するに知的障害がある方とか精神障害、こういう方が全然入っていないんですが、こういう方たちに対する気象庁としての雇用条件とかあるいは雇用に対する感覚というのがあるんですか、こういう方たちは絶対雇わないと。

○政府委員(望月鎮雄君) ただいまの先生の御指摘の点につきましては、この問題は国家公務員の採用に係る基準といえますか決めるべきでございますので、私も一つの省庁の判断ではなかなか動かし得ないということでございます、やはり国家公務員の採用の統一な基準に従って私も対処いたしているということでございます。

○下村泰君 できるだけこういうことに対して少し門戸を開くとか何かその研究をしてください。いつまでもいつまでも外国がこうだとか、外国がこうだから、あそこが国がこうだから日本はなんて私は言うのは嫌なんです、むしろ逆に日本がこういう門戸を開いてこれこれこういうふうになっている、ほかの国がまねをするというふうなぐあいまでいつてほしいと思います。

これは今回の法案とはちょっと外れますけれども、まことに残念だと思ふことが一つございします。実は知的障害を持つたお嬢ちゃんが今度中学から養護学校へ通うことになったんです。はつきり申し上げて電鉄会社は東急電鉄なんです、その東急電鉄へ定期券を買に行ったわけなんです。そのとき、東京都が発行している「愛の手帳」というのがあるんです。それをお見せしたら定期券売ってくれないんです。JRと民鉄の方の話合いでそういう割引は売れないんだ、こういうようなことがもう既に決まっていたというんですけれども、これは本当ですか。

○政府委員(栗野裕君) JRと民鉄の間で話し合いがどういふふうになっておったか私残念ながら存じませんけれども、御案内のとおり、いわゆる通学定期割引というのはもちろんJRも民鉄もございしますけれども、障害者の方に対応いたしまし

た割引制度というものは定期についてはございせんので、その点は先生の今の御指摘に直接のお答えになっていないかどうかわかりませんけれども、対象になっておりません。

○下村泰君 おもしろいことにバスは買えたんですよ、バスの方は。なぜかといったら、東京都が無料バスを出しているんです、障害者に対しては。東急の窓口の言いが非常に険があるんですけども、バスは売れるんだ、電車は売らないんだと、こういう言い方をしたというんです。何を考えてこの人は物を言っているのかと思うんですが。

私が言うのは、障害者だから割引をしてくれとかなんとかというんじゃないんです。障害者が割引をしてほしいのはどういふことかといったら、せっかくお国の方の厚生省やなんかで、あなたたちも働きなさい、障害者を持っているからといって世の中に甘えちゃいけませんよ、あなたたちもこういう仕事をしてこういうことをすればこれだけの収入があるんだから一生懸命働いてくださいと例えは言つたところがありますね。それで、作業所なら作業所というところがありますね。そういうところへ通いますよ。そうすると、収入というのはわずかなんです。そのわずかな収入を上回るばかり高い定期券を買わなきゃならない。そういうことに対して世間が、世間というか社会がそういう方たちに対して何か手を尽くす方法というのがある。その一つの方法が割引というふうなことになるのではないかと思ふんです。

ですから、今申し上げたように、こっちは売る、こっちは売らない、そんな社会構造であつていいんでしょうか。もつと社会全体がそういう方たちを温かく包んであげるといふような社会情勢をつくつていかなきゃ、環境をつくつていかなきゃいけないんじゃないか。せっかくこの間、「人にやさしい」交通機関・施設実現のためのなんて、こういうふうにお話しになって、大臣もせっかくお答えくださったのに何にもならない。現実とはこんな違いなんです。

ですから、こういうことを運輸省としては今後一体どういふふう施策を施しなされるのか、それを伺って、時間ですからおしまいにします。大臣にも一言いただきたいと思ひます。

○国務大臣(越智伊平君) 今のお話初めてであります、よく検討してみます。また、実情も調査してみたい。そして、どの点でどういふことができるかということをよく勉強させていただきます。

○委員長(高桑栄松君) 他に御発言もないようです、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

気象業務法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(高桑栄松君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって同案どおり可決すべきものと決定いたしました。

櫻井君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。櫻井君。

○櫻井規順君 私は、ただいま可決されました気象業務法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、民主改革連合及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

気象業務法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について遺憾なきを期すべきである。

一、改正法に関連する省令の制定等施行の準備過程において、民間気象会社をはじめとする関係者と十分な調整を行い、その意見を反映すること。

二、気象予報士制度の導入に関しては、現在、

気象業務法第十七条の許可を受けた者等の
行っている気象関係業務に配慮し、新制度へ
の円滑な移行を図ること。

三、民間気象業務支援センターが行う情報提供
業務に対する料金については、気象情報の公
共的性格にかんがみ、経理を公開して、関係
者と協議の上、同業務の遂行に必要とされる
最小限度の費用を賄うものに限ること。

四、指定試験機関及び民間気象業務支援セン
ターの指定に当たっては、適正を期すると
もに、これらの機関の運営が適正に行われ
るよう気象庁の体制の充実を図り、指導・監督
を行うこと。

五、気象情報の提供は、国民生活等に密着した
重要なサービスであり、提供情報の内容の高
度化には、行政において責任をもって取り組
むこと。

六、民間気象業務の発達に寄与するため、気象
庁は、民間気象業務支援センターに提供する
情報の高度化に努めること。

七、社会の高度情報化に対応し、気象審議会答
申第十八号の内容の実現に努め、気象庁にお
いても、一般向け予報の充実と努めるとも
に、気象庁を中心とする防災気象情報の高
度化及び提供の迅速化を図ること。

八、我が国の果たすべき国際的役割にかんが
み、地球温暖化現象、エルニーニョ現象等の
諸課題の原因究明のため、国際的な協力を進
めるとともに、調査・研究の拡充に努めるこ
と。

九、今後とも、気象情報提供のあり方について
は、十分関係者の意見を聴き、業務の高度化
を図ること。
右決議する。

以上であります。
何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたしま
す。

○委員長(高桑栄松君) ただいま櫻井君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(高桑栄松君) 全会一致と認めます。
よって、櫻井君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、越智運輸大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。越智運輸大臣。

○国務大臣(越智伊平君) ただいま気象業務法の
一部を改正する法律案につきまして、御熱心な御
審議の結果、御可決をいただきました。まことに
ありがとうございます。

審議中、先生方の御意見、また、ただいまの附
帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いた
しまして、運輸省、気象庁として十分の努力をい
たしてまいり所存であります。

○委員長(高桑栄松君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(高桑栄松君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(高桑栄松君) 次に、船舶安全法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。越
智運輸大臣。

○国務大臣(越智伊平君) ただいま議題となりま
した船舶安全法の一部を改正する法律案の提案理
由につきまして御説明申し上げます。
船舶安全法においては、船舶の航行性及び人命
の安全を保持するために、船舶の構造、設備につ
いての安全基準を定めるとともに、船舶がその安
全基準に適合することについて検査を受けなけれ
ばその船舶を航行の用に供することができないこ
ととされております。

このうち長さ十二メートル未満の船舶は、その
構造・設備が定型のかつ簡易であったことから、
昭和四十九年以来、小型船舶として比較的簡易な
安全基準を用いて、国の代行機関である小型船舶
検査機構においてその検査を行っております。

この制度が発足して二十年近くが経過いたしま
したが、この間に海洋性レクリエーションの普
及・活発化に伴い、プレジャーボート等が増加す
るとともに、生産技術の発達により量産化が進行
し、その結果、小型の船舶の形状が変化して、長
さ十二メートル以上でかつ総トン数二十トン程度
までの船舶についても構造・設備の比較的簡易な
ものが多く見られるようになっております。

このような状況にかんがみ、総トン数二十トン
未満の船舶に関する安全基準を見直すこととして
おり、これに伴いその検査を小型船舶検査機構に
行わせるためこの法律案を提案する次第ござい
ます。

なお、小型船舶検査機構の検査対象船舶の範囲
の見直しにつきましては、昭和五十八年三月の臨
時行政調査会最終答申、平成四年八月の総務庁の
行政監察等においても指摘されているところであ
ります。

次にこの法律案の概要について御説明申し上げ
ますと、小型船舶の定義を長さ十二メートル未満
の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に変更
し、小型船舶検査機構に検査業務を行わせる船舶
の範囲を総トン数二十トン未満の船舶とする等の
改正を行うものであります。

なお、この法律案の施行期日は、周知に必要な
期間等を考慮して法律の公布の日から一年を超え
ない範囲内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願い申し上げます。

○委員長(高桑栄松君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後六時三十三分散会

四月九日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、道路交通の安全と輸送円滑化に関する諸願
(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第
八四二号)(第八四三三三)(第八四四号)(第八
四四号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八
号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)
(第八五二号)(第八五三三三)(第八五四号)(第
八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五
八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一
号)(第八六二二二)(第八六三三三)(第八六四
(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第
八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七
一号)(第八七二二二)(第八七三三三)(第八七四
号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)
(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第
八八一号)(第八八二二二)(第八八三三三)(第八
八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七
号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)
(第八九一号)(第八九二二二)(第八九三三三)(第
八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九
七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇
(第九〇一号)(第九〇二二二)(第九〇三三三)(第
九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇
七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一
〇号)
二、ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制
緩和反対と諸施策の充実に関する諸願(第一
〇一五号)(第一〇一六号)(第一〇一七号)(第
一〇一八号)(第一〇一九号)(第一〇二〇号)
(第一〇二二二)(第一〇二三三三)(第一〇二四
号)(第一〇二五号)(第一〇二六号)(第一〇二七
号)(第一〇二八号)(第一〇二九号)(第一〇三〇
号)(第一〇三〇三三)(第一〇三一三三)(第一
〇三二二二)(第一〇三三三三)(第一〇三四三三)
(第一〇三五三三)(第一〇三六三三)(第一〇三七
(第一〇三八三三)(第一〇三九三三)(第一〇四〇

号) (第一〇四一号) (第一〇四二号) (第一〇四三
 号) (第一〇四四号) (第一〇四五号) (第一〇四
 六号) (第一〇四七号) (第一〇四八号) (第一
 〇四九号) (第一〇五〇号) (第一〇五一号) (第
 一〇五二号) (第一〇五三号) (第一〇五四号)
 (第一〇五五号) (第一〇五六号) (第一〇五七
 号) (第一〇五八号) (第一〇五九号) (第一〇六
 〇号) (第一〇六一号) (第一〇六二号) (第一〇
 六三号) (第一〇六四号) (第一〇六五号) (第一
 〇六六号) (第一〇六七号) (第一〇六八号) (第
 一〇六九号) (第一〇七〇号) (第一〇七一号)
 (第一〇七二号) (第一〇七三号) (第一〇七四
 号) (第一〇七五号) (第一〇七六号) (第一〇七
 七号) (第一〇七八号) (第一〇七九号) (第一
 八〇号) (第一〇八一号) (第一〇八二号) (第一
 〇八三号) (第一〇八四号) (第一〇八五号) (第
 一〇八六号)

第八三九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市高宮六五ノ四四

片岡良介

今日、ハイヤー・タクシ、観光バス、自動車教習所産業は、国民生活に欠かさない公共交通として、あるいは運転者育成期間として重要な役割を果たしている。しかしながら、私たちの職場であるところの道路交通事情は、三年連続交通事故死死者が一万人を越えたことに端的に示されるとおり、第二次交通戦争とまで称されるような危機的な状況を呈している。その結果、私たちは、絶えず生命の危険にさらされながら働くことを余儀なくされている。加えて、道路交通・運転免許行政が、交通安全指導に重点を置くことよりも、罰則主義や道路交通の実情と掛け離れた取締りに偏しているため、交通労働者は絶えず生活の不安に脅かされている。また、近年、運転代行、車両運行管理などを装ったハイヤー・タクシ、観光バスと類似の違法営業行為が横行している。これは、現

在、事業免許制度によつて維持されている公共交通の安定した輸送秩序を混乱させ、公共交通機関の健全な発展と安全輸送を阻害するものとなつてゐる。こうした道路交通の現状は、公共交通として真に利用者のニーズにこたえて良質な輸送サービスを提供していくためにも、また、交通事故を無くし安全輸送を確立する上からも放置できない。ついでには、道路交通事情の改善と労働環境の向上、交通安全の実現のため、速やかに次の措置を採りたい。

一、公共交通優先を基本政策として交通秩序の確立を図り、自動車の総量規制、交通安全施設の充実など道路交通環境の改善を行うこと。

二、交通安全対策に当たっては取締りに偏することなく、事故防止の観点からの指導・教育を重視すること。また、実態を無視した取締りを改め、公開取締りを原則とすること。

三、公共交通機関の輸送効率を向上させ、利用者の利便を図るため、ハイヤー・タクシーとバスとの優先・専用レーンを新設又は拡張すること。

四、道路交通の安全と円滑な運行を確保するため、違法駐車の一掃について実効ある措置を講ずること。また、道路本来の機能を發揮させるため、パーキングメーターの乱設を禁止し、駐車スペースの設定に当たっては交通の障害にならないようにすること。

五、運輸代行、車両運行管理、輕貨物、レンタカーなどの名目によるハイヤー、タクシ、觀光バス類の違法營業行為に對する取締りを嚴正・強力に行うとともに、繁華街への自家用車の進入規制など違法行為を抑制に効果ある措置を拡大すること。また、違法營業行為を根絶するための法的措置を講ずること。

六、ハイヤー・タクシードriverの地位向上と、
質な旅客輸送サービスを確保するために、現行
二種免許の緩和は行わず、進んで就業免許制度
の創設を検討すること。
七、運転免許証の更新にかかわる優良運転者への

更新期間の優遇措置について、二種免許保有者も対象とすること。

改正に当たっては、安全運転意識の向上に重点を置くとともに、自動車教習所労働者の労働条件の改善を図ること。

九、過当競争をじやつ起する自動車教習所の新設を認可しないこと。また、指定自動車教習所にふさわしくない臨時、アルバイトなど指導員の不安定雇用を禁止すること。

第八四〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

請願者 大阪府枚方市牧野本町一ノ三ノ二
 ○ 南早苗 外四百四十三名

紹介議員 青木 薪次君

第八四一号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪市鶴見区諸口三ノ一ノ一七ノ

三二 野口紀幸 外四百四十二

名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

紹介議員 橋山 篤君

第八四二号 平成五年三月二十六日受理

追跡交通の安全と輸送円滑化に関する請願
 請願者 大阪市都島区友測町一ノ三 松井
 晋一 外四百四十三名
 紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は 第八三九号と同じである。

第八四三号 平成五年三月二十六日受理

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四四号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪市旭区清水四ノ一ノ三 戸
田秀明 外四百四十三名
紹介議員 畚 正敏君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

請願者 大坂市旭区中宮一ノノ二四 前
川義三 外四百四十三名
紹介議員 稻村 稔夫君

この請願の趣旨は 第八三九号と同じである。

第八四六号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

一 松原昭宏 外四百四十三名
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八四七号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に關する請願
請願者 大阪府東大阪市友井二ノ一ノ二
七 脇順一 外四百四十三名
紹介議員 岩本 久人君

第八四八号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大坂市西區北堀江三ノ六ノ六ノ二
○三 馬瀬勝巳 外四百四十三名
紹介議員 上野 雄文君

第八四九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪市旭区新森六ノ一〇ノ一ノ二

一二 加藤直人 外四百四十三名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府東大阪市小阪二ノ一九ノ一
竹田重行 外四百四十三名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五一号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪市旭区新森六ノ九ノ一二 伊藤博 外四百四十三名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪市旭区大宮四ノ一ノ一一 錦織弘 外四百四十三名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五三号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府枚方市岡山手町二ノ三三 三ノ一二 松浦加奈代 外四百四十三名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五四号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府枚方市岡山手町一ノ一 村上亜由美 外四百四十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五五号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府枚方市北中振三ノ三三ノ四 岩越誠 外四百四十三名
紹介議員 上山 和人君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五六号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市仁和寺本町二ノ三 三ノ三 木村昌 外四百四十三名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五七号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市香里西之町九ノ三 福富忠生 外四百四十三名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五八号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井ヶ丘二ノ四二 二ノ五〇二 古賀昭仁 外四百四十三名
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八五九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府北区同心一ノ一ノ二二ノ一、〇〇六 黒木計美 外四百四十三名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ六四ノ六 岡本寛樹 外四百四十三名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六一号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府守口市大久保町五ノ一五ノ一 佐近利通 外四百四十三名
紹介議員 櫻井 規順君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府西成区玉出中一ノ六ノ七 重野洋一 外四百四十三名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六三号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府東大東市水野三ノ六ノ四 尾上靖雄 外四百四十三名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六四号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府門真市神島四五〇ノ五 田中敏 外四百四十三名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六五号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ六四ノ六 岡本寛樹 外四百四十三名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六六号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府守口市大久保町五ノ一五ノ一 佐近利通 外四百四十三名
紹介議員 櫻井 規順君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六七号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府西成区玉出中一ノ六ノ七 重野洋一 外四百四十三名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六八号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府北区長柄東三ノ二ノ四ノ九 〇七 大久保昇造 外四百四十三名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八六九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府吹田市岸部中三ノ一六ノ三 二ノ浦田勝良 外四百四十三名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪府東大阪市宝町一ノ二二 河野清一 外四百四十三名
紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市常磐藤原町湯坂二

七 上遠野耕一 外四百四十三名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷御殿町一ノ八

大森一男 外四百四十三名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七三号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市遠野町入遠野字久

保目三〇ノ五 佐藤近幸 外四百四十三名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七四号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷白水町上代三

五 藤村照雄 外四百四十三名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七五号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市常磐下湯長谷町一

ノ三 吉田征男 外四百四十三名
紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七六号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市常磐関船町諏訪下

一五〇四 根本哲男 外四百四十
二名
紹介議員 谷本 義君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七七号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市常磐湯本町天神五

七ノ二六 井水和弘 外四百四十
二名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七八号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市桜ヶ丘二ノ二二

土佐猛 外四百四十二名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八七九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷内町桜本四〇

大崎安男 外四百四十二名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市平馬目字宮下六八

宇佐美彦一 外四百四十二名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八一号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市小名浜下神白館の

腰一四八 佐藤信一 外四百四十
二名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市小名浜下神白薬師

下三三ノ四 味岡謙介 外四百四
十二名
紹介議員 中尾 則幸君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八三号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市江名字走出一三三

鈴木利美 外四百四十二名
紹介議員 西岡瑠璃子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八四号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市小名浜字芳浜二ノ

七 白土憲一郎 外四百四十二名
紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八五号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市渡辺町洞字岸三二

矢萩代美子 外四百四十二名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八六号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市江名北町六五 江

名昭夫 外四百四十二名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八七号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市好間町下好間字叶

田一五 吉野秀三郎 外四百四十
二名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八八号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市好間町北好間字上

野九二ノ一三 養幸次 外四百四
十二名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八九号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市間郷宮町金坂一九

七 吉田利雄 外四百四十二名
紹介議員 瀧上 貞雄君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九〇号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷内町堤田九五

ノ二 芳賀照明 外四百四十二名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九一号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 大阪市旭区新森二ノ四ノ二ノ三

〇一 中田清治 外四百四十二名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九二号 平成五年三月二十六日受理
道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願
請願者 福島県いわき市常磐関船町諏訪下

請願者 大阪府城東区東中浜三ノ八ノ二一

楠隆司 外四百四十二名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九三号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府北区长柄東二ノ一ノ二四ノ

六八 福岡敏雄 外四百四十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九四号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町二ノ一〇ノ一

進一 外四百四十二名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九五号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ七ノ五〇

山中国夫 外四百四十二名

紹介議員 三重野榮子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九六号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府城東区古市一ノ五 馬場寿

外四百四十二名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九七号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾谷町一ノ一〇四

ノ八三 岩永勝也 外四百四十二名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九八号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜花畑町三二

ノ一 菅野浩之 外四百四十二名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九九号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県いわき市常盤下湯長谷町三

ノ五八 岡部綱子 外四百四十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇〇号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜諏訪町二七

ノ三 田中邦夫 外四百四十二名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇一号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県いわき市桜ヶ丘四ノ三八

木田佳廣 外四百四十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇二号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県いわき市常盤下湯長谷町三

ノ五八 岡部豊 外四百四十二名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇三号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県郡山市桑野二ノ三六ノ一一

渡辺正勝 外四百四十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇四号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県郡山市島二ノ三四ノ七

藤徳治 外四百四十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇五号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県郡山市島二ノ三四ノ七

藤洋子 外四百四十二名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇六号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県郡山市希望ヶ丘一三ノ一二

齊藤秀喜 外四百四十二名

紹介議員 山口 健一君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇七号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡岩瀬村大字畑田字み

どりが丘一ノ五二 辺見武美 外

四百四十二名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇八号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町二ノ一〇ノ一

紹介議員 鹿島良子 外四百四十二名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九〇九号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府摂津市別府二ノ一九ノ八

平本義則 外四百四十二名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九一〇号 平成五年三月二十六日受理

道路交通の安全と輸送円滑化に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四ノ五ノ七ノ

二〇四 林計城 外四百四十二名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第九一〇一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシール、観光バス事業の規制緩和と反

対と諸施策の充実に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町棟高七九三ノ

八 江口勲 外四百三十名

紹介議員 会田 長栄君

今日、日本のハイヤー・タクシールは、国民生活に

欠かせない公共交通機関として発達し、その輸送

サービスは世界でも最高水準にあるとの評価を得

ている。しかし、第三次行革審の規制緩和の答申

を受け、今ハイヤー・タクシールについては運輸政

策審議会において規制緩和の問題を含め、今後の事

業の在り方について審議が行われている。そこ

では、参入規制並びに運賃規制の緩和論が強調さ

れている。それはハイヤー・タクシールの公共性や

労働集約産業という特性を無視するものであり、

規制緩和が行われた場合、激烈な過当競争を引き

起こすことは明らかである。運輸政策審議会がハイ

ヤー・タクシールの実態を直視し、規制緩和の結論

を導くのではなく、ハイヤー・タクシールの将来展

望を明確にすることを求める。特に、ハイヤー・タクシードに働く私たちの労働条件の現状は、他産業と比較して大きな格差を余儀なくされており、その結果、労働者不足と乗務員の高齢化が深刻化している。こうした状況は、公共交通として適正な輸送力を確保し、良質な輸送サービスを提供していくことを危うくしている。ハイヤー・タクシ事業の直面する最大の課題は、社会的水準の賃金・労働条件を実現し、健全な労働力を確保することであると言える。利用者ニーズに対応したハイヤー・タクシサービスの充実を図っていくためには、適切な事業規制の下で、ハイヤー・タクシ産業の基盤強化が図られることが重要である。については、次の事項について実現を図られた。

一、今日のタクシの安定した輸送秩序を確保している免許制による参入規制を堅持すること。
また、悪質事業者を排除し、ハイヤー・タクシ産業を活性化させるために免許の更新制を導入すること。

二、ハイヤー・タクシの同一地域・同一運賃制度は利用者利便にとって最も適切なものとして引き続き堅持し、最高運賃規制の導入など複数運賃を認めないこと。

三、ハイヤー・タクシ労働者の労働条件における社会的格差を是正し、人手不足を解消し得る適正運賃の確立を図ること。この運賃決定に当たっては、適正な労働条件への改善原資を含む標準原価方式によるとともに、民主的な決定方式を探ること。また、運賃改定による労働条件改善が確実に履行されるよう厳格な措置を講ずること。

四、地域事情に見合ったハイヤー・タクシの需給基準を策定、公表し、適切な需給調整を実施すること。また、現下の情勢において新規免許並びに恒久増車は行わず、一時的な需要増減に対応しては期間限定増減車に対応すること。

五、運転代行、車両運行管理、軽貨物、レンタカーなどの名目によるハイヤー・タクシ、観

光バス類似の違法営業行為に対する取締りを徹底するとともに、違法行為根絶のための法規制を講ずること。

六、ハイヤー・タクシにおける就労形態の多様化にがんがみ、アルバイトなど違法な不安定雇用形態を解消させるとともに、労働条件改善による労働力確保のための行政施策を講ずること。

七、ハイヤー・タクシ労働者の社会的地位向上と、良質な輸送サービスを確保するため、現行二種免許の緩和は行わず、進んで就業免許制度の創設を検討すること。

八、乗務員の安全確保と労働負担の軽減並びに利用者の利便の向上のために、タクシ専用キャブの開発、普及を図ること。

九、公共交通としてのハイヤー・タクシ、観光バスに対する特別措置として、自動車関係諸税の減免・還元措置など助成策を講じ、労働者の福祉対策に充てること。

十、ハイヤー・タクシ行政と事業の透明性を確保し、産業の健全な発展を図るためのシステムとして「公・労・使・利」の構成による審議機関を都道府県ごとに設置すること。

第一〇一六号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県前橋市関根町五四八ノRC
ノ四〇三 藤野章 外四百三十名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇一七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県高崎市尾町七六七 塚越
香 外四百三十名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇一八号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県富岡市宇田五〇〇ノ三 高橋政雄 外四百三十名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇一九号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県群馬郡箕郷町上芝八八一 桜井栄一 外四百三十名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二〇号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県沼田市西倉内町六六七ノ二
〇 渡辺育治 外四百三十名
紹介議員 畚 正敏君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二二号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県沼田市下川田町一、一四九
ノ五 平井征次 外四百三十名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二三号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県沼田市横塚町一、二九五
栗原実 外四百三十名
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二三号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県利根郡昭和村森下一〇九ノ六 真下忠治 外四百三十名
紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二四号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県利根郡利根村大原一四四
小林準一 外四百三十名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二五号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県利根郡白沢村高平三四九
矢代彰蔵 外四百三十名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二六号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 群馬県沼田市鍛冶町九七五ノ六
竹内貞一 外四百三十名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

第一〇二七号 平成五年三月二十九日受理
ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿二ノ六ノ一ノ三〇
一 松原昭宏 外四百三十名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇四七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府守口市金田町三ノ五九ノ五

高木美名 外四百二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇四八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府大東市水野三ノ六ノ四 尾上靖雄 外四百二十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇四九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府門真市神島四ノ五田中敏 外四百二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ六四ノ六 岡本寛樹 外四百二十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪市都島区毛馬町二ノ一ノ一

紹介議員 三ノ一、八〇五 説田潔 外四百二十九名

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部中三ノ一六ノ三 二浦田勝良 外四百二十九名

紹介議員 谷本 義君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府城東区古市二ノ一ノ三ノ六 〇三 横田政喜 外四百二十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府北区長柄東三ノ二ノ四ノ九 〇七 大久保昇造 外四百二十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府東大阪市宝町一ノ二一 河野清一 外四百二十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府旭区新森六ノ一〇ノ一ノ二 一二 加藤直人 外四百二十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府旭区新森二ノ四ノ二ノ三 〇一 中田清治 外四百二十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府旭区新森六ノ九ノ一二 伊藤博 外四百二十九名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇五九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府東成区大今里西三ノ二ノ一 〇 西森紀彦 外四百二十九名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府都島区中野町二ノ一〇ノ一 鹿島良子 外四百二十九名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四ノ五ノ七ノ二 〇四 林計城 外四百二十九名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府城東区東中浜三ノ八ノ一一 楠隆司 外四百二十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 奈良市西登美ヶ丘二ノFノ八ノ二 〇五 谷順博 外四百二十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ七ノ五〇 山中国夫 外四百二十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシ、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府城東区古市一ノ五 馬場寿 外四百二十九名

紹介議員 測上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県いわき市常盤下湯長谷町三ノ五八 岡部豊 外四百二十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根二ノ一七ノ一三 金井裕助 外四百二十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市島二ノ二七ノ二三 増戸勝実 外四百二十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇六九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 大阪府都島区都島南通二ノ一ノ二二 福清二 外四百二十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市桑野二ノ三六ノ一一 渡辺正勝 外四百二十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市島二ノ三四ノ七 佐藤洋子 外四百二十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市希望ガ丘一三ノ二二 斉藤秀喜 外四百二十九名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡岩瀬村大字畑田字みどりが丘一ノ五ノ五二 辺見武美 外四百二十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県須賀川市大字和田字弥六内三三七ノ三 有我成二 外四百二十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市大槻町字山下一六 国分薫 外四百二十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根一ノ一五ノ三 兼子光吉 外四百二十九名

紹介議員 村田 誠雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七七号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市富田町鶴崎田一ノ一二 木村勝雄 外四百二十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七八号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市西田町芹沢字仁王ヶ作合七 三本首順一 外四百二十九名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇七九号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町大字下舞木字岩本二〇九ノ二 加藤榮二 外四百二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八〇号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町日出山字一本松一〇〇ノ八 橋本征夫 外四百二十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八一号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市長者二ノ一六ノ二〇 室井泰 外四百二十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八二号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市田村町下行合字宮田一三〇ノ六一 吉田孝行 外四百二十九名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八三号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県郡山市並木二ノ一三ノ一一 国分章芳 外四百二十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八四号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和と反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市巾着町七九七ノ一 高瀬正男 外四百二十九名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八五号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 福島県いわき市常磐下湯長谷町三ノ五八 岡部絹子 外四百二十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第一〇八六号 平成五年三月二十九日受理

ハイヤー・タクシー、観光バス事業の規制緩和反対と諸施策の充実に関する請願

請願者 群馬県沼田市東原新町一、九〇二 伊藤哲夫 外四百二十九名

紹介議員 薬科 満治君

この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十六日)

一、船舶安全法の一部を改正する法律案

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公共交通機関の鉄道・駅舎・バス等のアクセスに対するバリアフリーの完全実施に関する請願(第一三〇三号)

第一三〇三号 平成五年四月八日受理

公共交通機関の鉄道・駅舎・バス等のアクセスに対するバリアフリーの完全実施に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一 佐々木清美

紹介議員 岩崎 純三君

すべての人々に住み良い社会づくりの理念に対し、障害者が社会経済活動へ参加することを阻ん

でいる現在の社会の姿は問題である。例えば公共交通機関、特に鉄道駅舎については、一部を除きいまだに人的介助で昇降を行っている。これは危険を伴うとともに、鉄道の利便性を損なうものであるから、すべての公共交通機関の鉄道・駅舎・バス等のアクセスに対し、バリアフリーの完全実施を定めるよう求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、鉄道のすべての駅は、障害者が利用できるようエレベーター、スロープ、トイレの設置を義務化する施策を策定すること。

二、障害者が単独で乗車できるよう、リフト付バスの運行を義務化する施策を策定すること。

平成五年五月十三日印刷

平成五年五月十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局